

大阪市地域就労支援事業の実施方針

はじめに ————— 1

1. 本市の就労の状況 ————— 2

2. 本市の就職困難者等の就労実態 ————— 4

3. 本市の求人・就労情報の状況 ————— 5

4. 地域就労支援事業の必要性 ————— 9

5. 地域就労支援事業の推進体制とその役割 ————— 10

6. 就労支援事業メニュー ————— 12

7. 地域就労支援事業の実施方法 ————— 12

8. 地域就労支援事業の推進に向けて ————— 13

本市における雇用・就労等の状況（資料） ————— 14

1. 大阪市における就職困難層の就労実態等把握調査 ————— 14

2. 本市における就職困難者等に関する各種計画等の概要 ————— 23

3. 本市における既存の雇用・就労支援施策・事業の概要 ————— 25

平成15年3月

大 阪 市

は じ め に

これまで、雇用対策は、労働行政として国及び都道府県の事務とされてきたが、地方分権の大きな流れの中で、平成12年4月、機関委任事務制度及び地方事務官制度の廃止に伴って、職業安定に関する事務が国の直接執行事務に移管されるとともに、雇用対策が改正され、市町村は、国の施策とあいまって、地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講じることが求められるようになった。

本市においては、総合的に雇用施策を推進するため、平成14年2月に市長を本部長とする「大阪市雇用施策推進本部」を設置し、雇用施策を本市の重点施策のひとつと位置付け、平成14年6月には「大阪市における雇用施策のあり方」をとりまとめ、「雇用機会創出のための既存産業の強化と新産業の創出といった雇用施策の総合的な推進」や「あいりん地域日雇労働者等への自立支援」とともに、「地域就業支援事業の実施といった就職困難者等への就業支援」を当面取り組むべき雇用施策としたところである。

この地域就業支援事業については、平成12年度から、大阪府商工労働部を中心に、府下市町村、大阪労働局などの関係機関等で構成された「地域就業支援事業検討委員会」で府下全市町村で実施すべき事業の理念や内容が検討され、あわせて平成12・13年度に、茨木市及び河内市において、「地域就業支援市町村モデル事業」及び「就職困難層就業実態調査」が先行的に実施された。

本市としても、平成13年度には障害者、高齢者、母子家庭等の就業に関する実態調査を実施するとともに、有職者等からなる「地域就業支援事業検討会」において、本市における地域就業支援事業のあり方を検討し、平成14年度から地域就業支援事業を実施することとした。地域就業支援事業の対象者は、障害者、中高年齢者、母子家庭の母親などの中で、働く意欲がありながら、さまざまな要因により雇用・就業することができない人びとなどである。これらの人びとは、雇用・就業にいたる前段階において複合的な就業阻害要因を抱えていることから、従来の雇用施策では、雇用・就業に結びつきにくいという課題があった。また、これらの人びとは、生活に身近なところでの雇用・就業を望んでいる場合が多く、保健、福祉、教育、生活などのさまざまなサービスを柔軟かつ適切に提供することによって雇用・就業を促進する必要がある。

したがって、就職困難者等のこうした現状と課題をふまえ、地域就業支援事業を効果的に展開する必要がある。このたび、事業の実施方針を定め、この方針に基づいて、事業を実施することとする。

1. 本市の就業状況

- ・大阪市の就業をとりまく環境は非常に厳しくなっている。
- ・特に、平成10年以降回復の兆しがみられていたが、平成12年から平成13年にかけて悪化に転じる状況となっている。
- ・また、関西地域における雇用吸収力が低下している。（他県への労働力流出の進展）

①大阪域における産業・経済状況

産業別の就業者の総数を国勢調査の結果により、平成7年と平成12年で比較した場合、7.9ポイントの減となっている。特に、大阪の経済を支えてきた製造業の就業者数については、18.1ポイントの大幅な減、就業者数増成比において、2.4ポイントの減となっており、大阪の経済を支えてきた製造業の衰退が見受けられる。

産業別就業者数の推移

	就業者数 (人)			増減率 (%)		増成比 (%)	
	平成2年	平成7年	平成12年	平成7-平成12	平成7年	平成12年	
第1次産業	1,677	1,419	1,220	▲14.0	0.1	0.1	
第2次産業	477,135	430,751	358,512	▲16.8	32.2	29.1	
建設業	133,472	138,726	119,160	▲14.1	10.4	9.7	
製造業	343,529	291,865	239,132	▲18.1	21.8	19.4	
第3次産業	855,204	895,263	857,683	▲4.2	67.0	69.7	
卸・小売・飲食	404,614	392,120	369,800	▲5.7	29.3	30.0	
サービス業	274,019	326,022	322,819	▲1.0	20.4	26.2	
計	1,345,405	1,336,176	1,231,235	▲7.9	100.0	100.0	

(注) 分類不能があるため、各産業の積み上げと産業計は一致しない。

資料：国勢調査（総務省）

②大阪地域の労働力人口状況

本市の労働力人口の状況は、平成12年国勢調査の数値では135万3800人で、平成7年より9万6500人下回っている。(6.7%減)
労働力率も平成7年より4.9ポイント減となっている。

労働力状態の推移

年次	総数		
	15歳以上人口(人)		労働力率(%)
	総数	労働力人口	
昭和50年	2,162,194	1,405,949	65.0
55年	2,102,024	1,354,502	64.4
60年	2,156,878	1,391,145	64.5
平成2年	2,208,547	1,423,615	64.5
7年	2,244,627	1,450,314	64.6
12年	2,267,543	1,353,792	59.7

資料：国勢調査

③大阪地域の有効求人倍率

有効求人倍率については、平成10年以降回復してきていたものの、平成13年は低下している。特に、大阪府は0.7を超えているもの、大阪府は0.5を割っており、厳しい状況がうかがえる。

有効求人倍率(%)

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
大阪市	0.83	0.55	0.58	0.74	0.73
大阪府	0.55	0.36	0.39	0.51	0.48

資料：大阪労働局データより

④他県への就職件数

他県への就職件数については、一貫して増加してきている。特に、平成13年は伸びが著しい。一方で他県からの充足の伸びが落ち着いていることから、周辺地域における大阪府、大阪市の雇用吸収率が低下していることが考えられる。

他県への就職件数

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
大阪市	1,309	1,565	1,829	1,966	2,767
大阪府	3,410	3,763	4,382	4,795	6,274

資料：大阪労働局データより

2. 本市の就職困難者等の就業実態

1) 大阪市内における就職困難者の就業実態等把握調査(平成13年9月)

A 就職困難者に係る既往調査

就職困難者を各種の既往調査で就業の現状を把握した。対象者ごとについては次のような調査を基本ベースとし、現状を把握した。

- ◎高齢者 …… 大阪市高齢者実態調査
- ◎障害者・身体障害者 …… 大阪市身体障害者(児)基礎調査
 - ・知的障害者 …… 大阪市知的障害者基礎調査
 - ・精神障害者 …… 大阪市精神障害者基礎調査
- ◎同和地区住民 …… 同和問題の解決に向けた実態等調査
- ◎母子家庭の母親 …… 母子家庭ニーズ調査
- ◎若年層 …… 同和問題の解決に向けた実態等調査

イ 就職困難者の就業実態把握ヒアリング調査

就職困難者の実態把握にあたっては、①就職困難者とそれを取り巻く環境 ②就業に至るまでのプロセスの2つの視点から捉えてヒアリング調査を実施した。

・調査方法

ヒアリング調査(グループヒアリング、個別ヒアリング、電話ヒアリング)

・調査期間 平成13年6月18日～9月14日

・ヒアリング参加属性・参加総数

対象層	手法	ヒアリング人数		
		男	女	計
高齢者	面接	20	11	31
	グループヒアリング	2	7	9
	グループヒアリング	32	15	47
障害者	面接	0	8	8
	電話ヒアリング	0	15	20
母子家庭	グループヒアリング	10	30	40
	グループヒアリング	5	7	12
	グループヒアリング	0	3	3
同和地区(中高年層)	グループヒアリング	4	2	6
	電話ヒアリング	16	16	32
	計	89	119	208
若年層	電話ヒアリング			
				対象者 111名

2) 調査結果の概要

高齢者については、高齢者の人生経験や知恵、キャリアなどが生かされず、逆に年齢により就労が制限されている実態や年金等だけでは生活が苦しく生計維持のためにフルタイムに働きたいと考えている人が多い。

障害者については、障害者自身が障害者であるという意識から、働く能力があるにもかかわらず就労をあきらめているといったケースが多く、障害者というイメージから、雇用側に固定観念があり、適切な能力評価を行われないケースが多いという実態がある。

母子家庭の母親では、子どもの年齢や母親自身の就労経験、資格・技能などによって可能な就労時間が異なる実態があり、就労経験、資格・技能などの有無により、就労形態がかわってくることから、資格取得は経済的自立への重要な課題である。

若年層については、明確に就労活動を有する層と「不安」や「まよい」をもつ層と二極化傾向にあり、それぞれのパターンに対応した事業を展開する必要性や教育と連動した就労意識の啓発の必要性などが課題である。

今回の調査結果からは、就労困難者等の抱える課題はそれぞれの層で異なっており、それぞれの層にあつたきめ細かな支援を行うことが重要であるものと考えられる。

今後、地域就労支援事業の事業展開にあたっては、就労困難者等の実態を逐次把握し、迅速・的確に行う必要があるものと考えられる。

なお、調査結果の詳細については、資料編（P14）に記載している。

3. 本市の求人・就労情報の状況

1) 求人・就労情報（民間）データ収集・分析調査（平成14年9月）

新聞等に折り込まれる求人情報紙の求人データを収集、分析し、地域における雇用吸収力の高い業種、職種等を抽出して、今後の地域就労支援事業の参考とするため調査を実施した。

・調査方法 大阪市内各区の新聞に折り込まれる求人紙及び町に設置されているフリーの求人紙9紙43版（A紙14版、B紙3版、C紙8版、D紙6版、E紙4版、F紙1版、G紙1版、H紙3版、I紙3版）を収集（ただし、就労場所が大阪市内に限る）

・調査期間 平成14年9月1日～30日

・分析対象求人人件数 5,075件

2) 調査結果の概要

◆ 就労場所別求人人件数

北区（545件、10.7%）、中央区（512件、10.1%）で全体の約2割を占め、以下、淀川区（368件、7.3%）、平野区（344件、6.8%）、住之江区（336件、6.6%）が多かった。逆に、求人人件数が少なかった区は、旭

区（94件、1.9%）、大正区（98件、1.9%）という結果であった。

	件数	%		件数	%
北区	545	10.7	東淀川区	194	3.8
中央区	512	10.1	東成区	118	2.3
南区	213	4.2	生野区	171	3.4
東区	107	2.1	旭区	94	1.9
大正区	98	1.9	林業区	166	3.3
天王寺区	147	2.9	鶴見区	132	2.6
浪速区	150	3.0	阿倍野区	110	2.2
西淀川区	368	7.3	住之江区	336	6.6
淀川区	368	7.3	住吉区	143	2.8
			東住吉区	197	3.9
			平野区	344	6.8
			西成区	153	3.0
			合計	5,075	100.0

◆ 業種別求人人件数

求人の方かった業種はサービス業で全体の42.0%を占め、次いで、飲食店17.2%、小売業16.0%、製造業10.8%であった。

	件数	%
建設業	160	3.2
製造業	548	10.8
電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.1
運輸・通信業	251	4.9
卸売業	141	2.8
小売業	813	16.0
飲食店	871	17.2
金融保険業	97	1.9
不動産業	59	1.2
サービス業	2,130	42.0
合計	5,075	100.0

◆ 雇用形態

雇用形態では、「パート」が54.5パーセントと最も多く、次いで「アルバイト」が43.8%で求人のおよそ半を占めていた。なお、「正社員」は18.8%にとどまっていた。

◆ 職種

求人職種では、接客・給仕職等に就く「サービス職業従事者」が1,740件、34.3%と最も多く、次いで「生産工程・労務作業者」が1,127件、22.2%、「事務従事者」は950件、18.7%であった。

	件数	%
専門的・技術的職業従事者	134	2.6
管理的職業従事者	31	0.6
事務従事者	950	18.7
販売・営業従事者	799	15.7
サービス職業従事者	1,740	34.3
保安職業従事者	51	1.0
運輸・運搬従事者	218	4.3
生産工程・労務作業者	1,127	22.2
分類不能の職種	25	0.5
合計	5,075	100.0

◆ 経験・資格

何らかの経験や資格が必要であると求人チラシに書かれていたのは、5,075件中1,164件22.9%であった。とりわけ、ホームヘルパーなどの家庭生活支援サービス従事者や会計事務では半数以上で経験・資格が必要とされている。逆に接客・給仕職や飲食物調理従事者、生活衛生サービスは資格・経験を必要とする割合は10%未満と低い結果であった。

◆ 年齢上限

年齢の上限を設けている求人は5,075件中4,347件85.7%にも達していた。特に40歳の場合、求人全体の73.2%で応募可能であるが、50歳を超えると25.5%と極端に少なくなるという結果であった。50歳以上でも応募可能な求人が多い職種は、ビルや駐車場管理人等の居住施設・ビル等管理人や保安職業従事者で8割以上で可能であった。

(単位：%)

年齢	～20歳	～30歳	～40歳	～45歳	～50歳	～55歳	～60歳	～65歳	～66歳～
100	99.5	87.2	73.2	55.5	39.8	25.5	20.8	15.4	14.3

◆ 勤務時間・休日

勤務の開始時間は、全ての職種において午前(午前8時～11時)までが最も多い。アルバイトやパートでは早朝(午前4時～7時)開始も15%前後見られた。終了時間を見ると最も多いのは17時台で全求人のおよそ1/5を占めていた。

休日は、土曜日が全て休みというものは906件で全体の17.9%、日曜・祝日について全て休みというものは、1,830件36.1%であった。

◆ 給与等

時給制の求人が3,830件75.5%と最も多く、月給制は980件19.3%にとどまっている。雇用形態別に見ると、「正社員」の場合は月給制が9割近くを占め、月額15～20万円が44.9%であった。「アルバイト」、「パート」、「派遣・請け負い」の場合はほとんどが時給制で、時給額は800～850円が35%前後と最も多かった。

また、交通費の支給では、全額または一部支給と明記されていた求人は3,161件62.3%となっていた。「派遣・請け負い」の場合は支給が28.7%と極端に低い結果であった。

◆ 社会保険加入状況

労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金のいずれかへの加入が明記されていた求人は1,222件24.1%であった。飲食店、各種商品小売業、生活関連サービス業、娯楽業では加入している割合が10%台と低い。また、「正社員」では、63.0%、「契約社員」では45.6%が加入しているが、「アルバイト」「パート」では10%台と非常に少ない結果であった。

◆ まとめ

雇用形態としては、「パート・アルバイト」が求人の大半で、職種では接客・給仕職等に就く「サービス職業従事者」が多い状況にある。

また、何らかの資格等を必要とする求人は全体の2割程度あり、家庭生活支援サービス従事者や会計事務では半数以上で資格が必要とされている状況にあることなどとなっている。今後、就労支援メニューを作成するにあたっては、今回の調査結果を参考にし、相談者にあった働き方・職種、必要なスキルを的確に見極め提供し、雇用・就労につなげていくことが重要であるものと考えられる。

4. 地域就労支援事業の必要性

〈基本理念〉

「雇用・就労」は、本来、あらゆる人びとが、自らの意思に基づき、自己実現の一つの手段として取り組み、生きがいや生活に必要な対価を得るものであり、人間らしい生き方の原点となるものである。

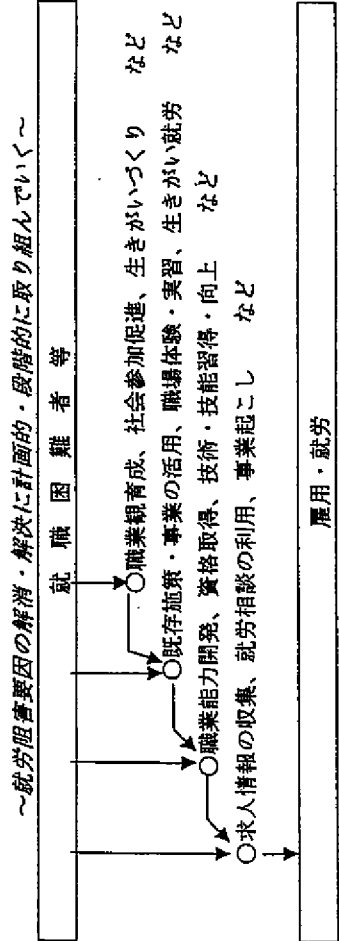
しかしながら、現実には、すべての人びとが自らの持てる個性や能力などを生かして、希望する雇用・就労を実現できるとは限らない状況にある。

特に、働く意欲がありながらも、就労を妨げるさまざまな要因を抱えるため、就労を実現できない人びとや、就労に関する意識の希薄な学卒未就職者に対しては、保健、福祉、教育、生活などのさまざまなサービスを柔軟かつ適切に提供し、雇用・就労を促進することが求められている。このため、働く意欲のある人びとが、自らの意思に基づき、その能力や個性、技術・技能、経験などを生かして、自己実現の一つの手段として取り組み、生きがいや生活に必要な糧を得ることのできる「雇用・就労」という基本的な権利を尊重することができ、社会の実現をめざし、「地域就労支援事業」を展開していく。

〈基本的な展開方向〉

地域就労支援事業とは、①障害者、母子家庭の母等、中高年齢者などの中で、働く意欲がありながら、さまざまな要因により、雇用・就労することができない人びと（「就職困難者等」）、②臨時的な仕事に従事し将来の生活に不安を持っている若者などに対して、一人ひとりに応じた就労支援メニューを提示し、就労阻害要因の克服や就労に関する意識・意欲の助長を図り、関係機関が連携して、福祉施策をはじめとする施策を活用し、雇用・就労に結び付けることを目的としている。

《地域就労支援事業の視点》

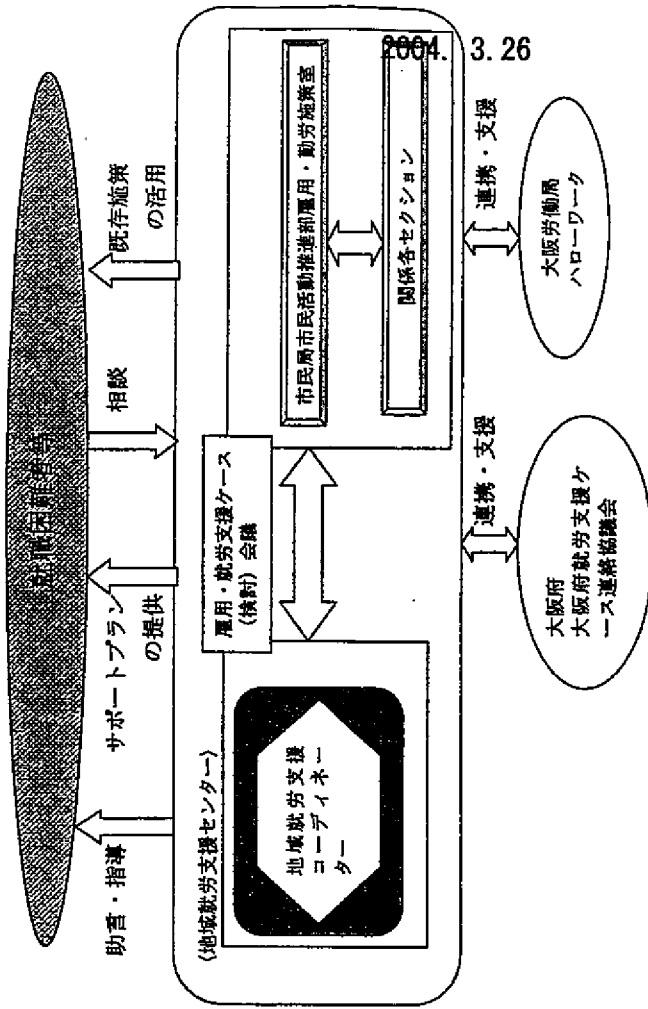


5. 地域就労支援事業の推進体制とその役割

〈就労にいたる基本的な流れ〉

就職困難者等に対して、「地域就労支援事業」を推進し、雇用・就労を実現するための基本的な流れは、おおむね以下のようになるものと考えられる。

《地域就労支援事業の推進体制イメージ》



〈推進体制の各部門の役割〉

(1) 地域就労支援センター

就職困難者等に対する相談および就労阻害要因の把握などを行う「地域就労支援コーディネーター」の活動拠点であり、求職情報の収集や各種就労支援事業の企画・実施を行うなどの役割を果たす。

(2) 地域就労支援コーディネーター

巡回相談を行い、相談に訪れた就職困難者等の就労阻害要因の把握に努めるとともに、就職困難者等一人ひとりのサポートプランを作成し、関係機関とも連携しながら、雇用・就労につなげるお手伝いをする。さらに、地域の企業などへの協力依頼や求人情報の収集に努める。

(3) 就労支援担当セクション(市民局市民活動推進部雇用・勤労施策室)
 雇用・就労に関するさまざまな施策・事業を総合的に推進する「大阪市雇用
 施策推進本部(本部長:市長)」の事務局機能を果たし、関係各セクションと
 の連携・調整を行う。

(4) 雇用施策推進本部地域就労支援方策検討部会
 地域就労支援センターと連携し、働く意欲を持ちながら、様々な要因により
 雇用・就労することができない就職困難者等に対して、その就労阻害要因の克
 服や就労に関する意欲、意欲の助長を図るとともに、福祉施策をはじめとする
 諸施策を活用しながら雇用・就労に結びつけていくための方策を検討する。

(5) 雇用・就労支援ケース(検討)会
 地域就労支援センター(地域就労支援コーディネーター)、関係機関などが
 必要に応じて、「就職困難者等」の個別ケースに関してのサポートプランを協
 議・検討し、自立支援全般に関する連携・協力などの調整を行うとともに、(社)
 おおさか人材雇用開発人権センターへ推薦する事案を協議・検討し、推薦の決
 定を行う。また、地域就労支援事業に関する情報交換・連絡調整を行うととも
 に、大阪労働局等関係機関との緊密な連携を図る。

(6) 地域企業・NPOなど
 就職困難者等が身近な地域において職場体験することのできる受け入れに努
 めるとともに、身近な地域での雇用・就労の場としての役割も期待される。
 また、就職困難者等が雇用・就労のために必要とする保育や介護・生活支援
 などの支援サービスを提供することも期待される。

(7) 大阪府
 国などと連携して、さまざまな就労支援事業や施策の企画・実施に努めるこ
 とや財政面からの支援が求められる。また、就労支援事業を後方から支える企
 業や経済団体などとのネットワークの整備などを果たすことの支援が求められ
 る。

(8) ハローワーク(公共職業安定所)
 就職困難者等の就労に関する相談・指導・情報提供などを地域就労支援事業
 と連携することが求められる。また、就労阻害要因の解消・軽減を図るための施
 策・事業に対する支援・協力も求められる。

6. 就労支援事業メニュー
 「就職困難者等」が、就労阻害要因の除去・解消・解決を図り、就労を実現す
 るために必要と考えられるさまざまな施策・事業を「就労支援事業メニュー」と
 して類型化すると次のとおりである。

(1) 地域就労支援コーディネーターによる巡回相談事業
 ○地域就労支援センターの確保・運営

就職困難者等に対する相談および就労阻害要因の把握などを行う「地域就
 労支援コーディネーター」の活動拠点であり、求職情報の収集や各種就労支
 援事業を企画・実施を行うセンターを運営する事業

○地域就労支援コーディネーターのスキルアップ研修
 就職困難者等に対する相談、指導、調整を行うための資質の向上を図るた
 めの事業

(2) 相談にいられた就職困難者等が自らの能力を高める事業
 ○資格取得、技術・技能の取得・向上

就労につながる各種資格取得講座等を開催する事業

○職場体験・就業経験・職業観の育成
 今まで働いたことがない人や就職することに不安を感じている人が自信を
 持って職業生活を送ることができるよう、職業生活に必要な知識や情報を提
 供したり、実際に事業所や地方都市等で働く経験を積んだりする事業

(3) 「雇用・就労」の機会・場を確保・創出のための事業
 ○職場開拓・効率的な需給マッチングの推進

求人情報の提供、職場体験・実習事業の受け入れ先の確保や公共職業安定
 所と連携して求人情報の提供の場を設けたりする事業

○雇用ニーズの把握
 地域における雇用・就労を開拓し、求人情報を収集・提供する事業

7. 地域就労支援事業の実施方法
 地域就労支援事業を効果的・効率的に実施するため、多年にわたり、雇用と人
 権の分野において重要な役割を果たし、平成14年4月から事業対象者を就職
 困難者等に拡大し就職困難者等の雇用・就労を図るべく、各種就労支援事業を展
 開するなど地域就労支援事業の連携機関としての役割を果たすことを目的として
 おり、また、これまで800名近い雇用を実現するなど、就職マッチングや人材
 開発・養成についてノウハウと実績がある(社)おおさか人材雇用開発人権セ
 ンターへ事業委託し実施する。

8. 地域就労支援事業の推進に向けて

本市は、この「大阪市地域就労支援事業の実施方針」に基づいて、「就職困難者等」が、就労阻害要因の除去・解消・解決を図り、自らの希望する就労を実現できるよう、国や府をはじめ、関係機関や団体などと連携・協力して、さまざまな施策・事業を展開するなど積極的に支援する。

また、就労支援事業の推進に際しては、国の雇用・就労形態の変化や失業率・有効求人倍率などの雇用環境の大きな変化も予想されることから、経済・労働情勢も重視しながら、関係者などの意見等も把握しつつ、柔軟かつ的確に対応して行くとともに、状況に応じては、「実施方針」の見直し・検討を行う。

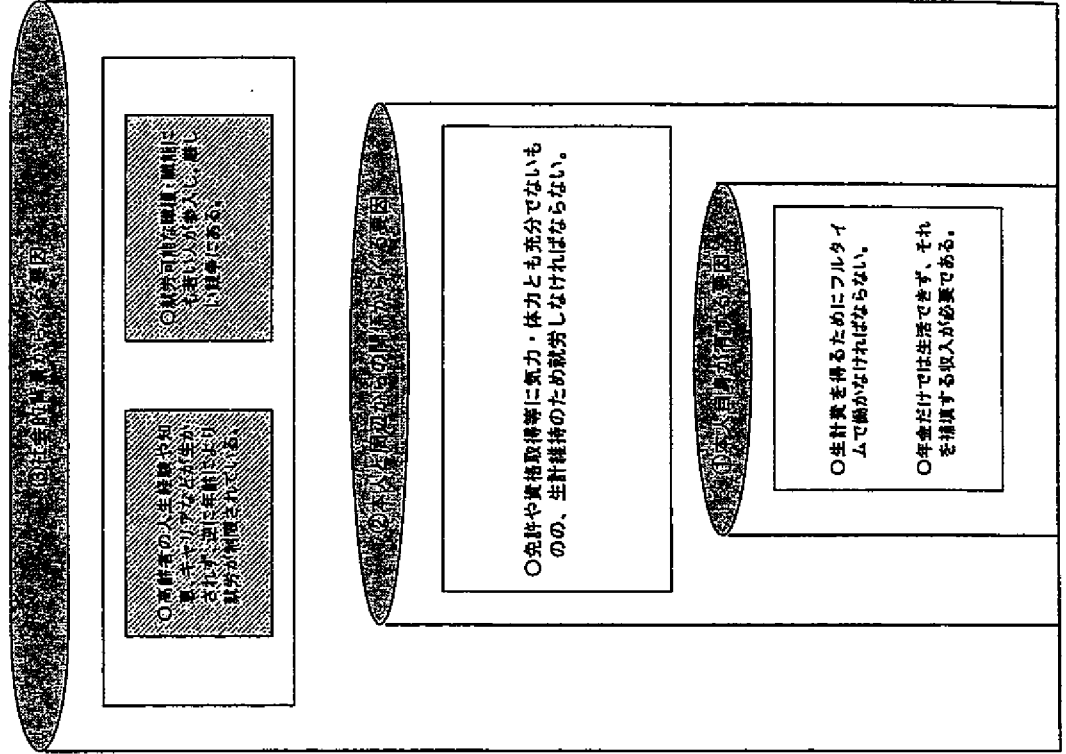
本市における雇用・就労等の状況（資料）

1. 大阪市における就職困難層の就労実態等把握調査結果詳細 就労実態把握とアラインング調査結果から各属性別の就労実態をまとめると次のとおりである。

高齢者における就労実態のまとめ

高齢者の就労実態としてまとめると次のように示すことができる。

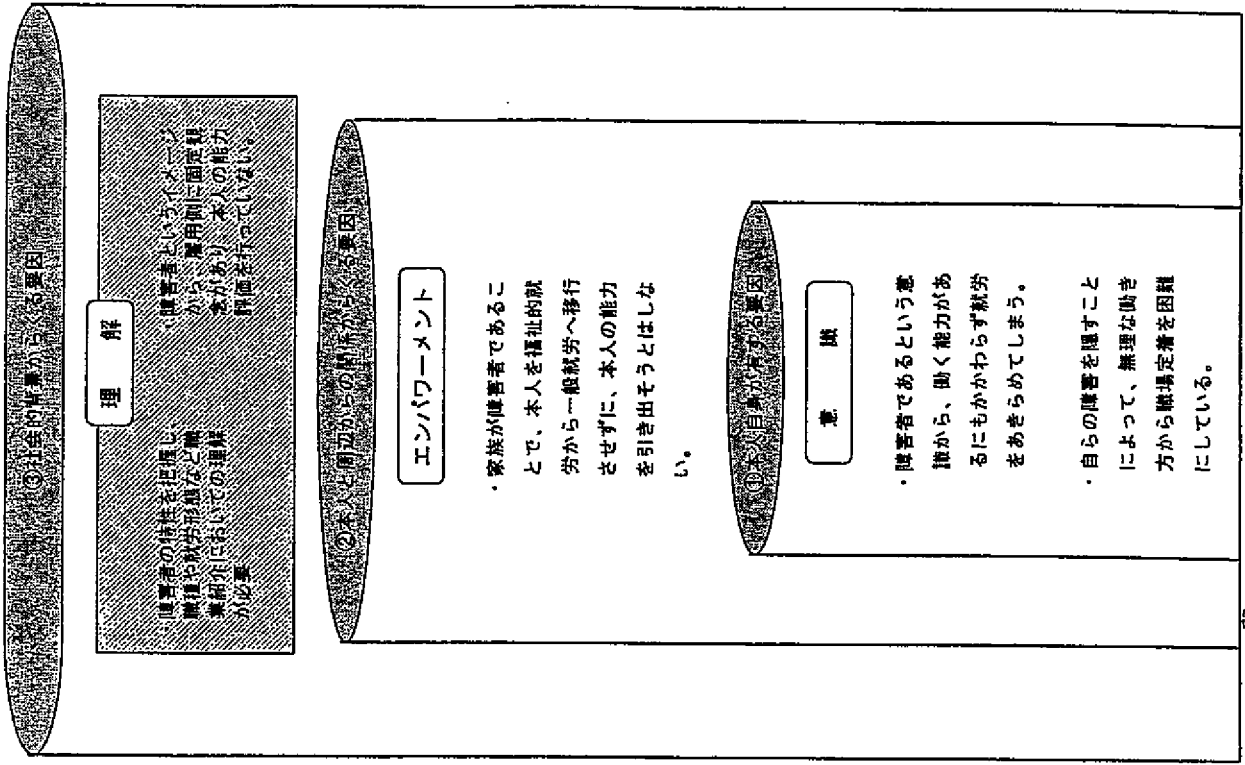
①環境からみる就労実態では



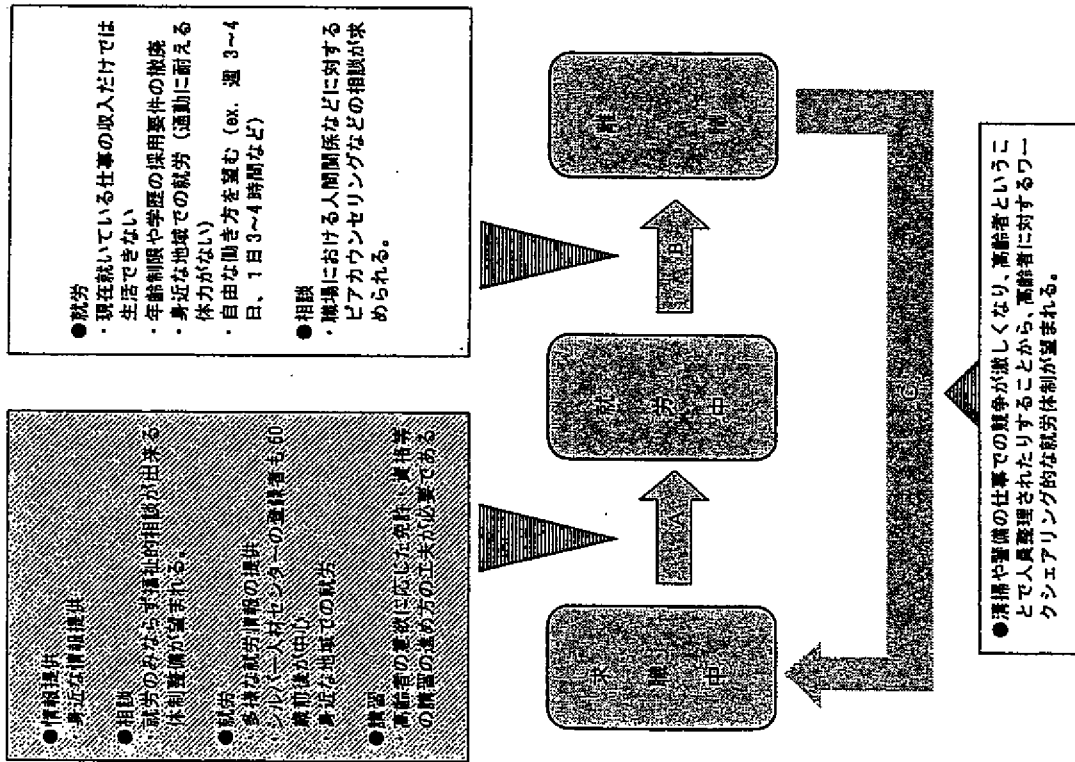
障害者における就労実態のまとめ

障害者の就労実態としてまとめると次のように示すことができる。

①環境からみる就労実態では



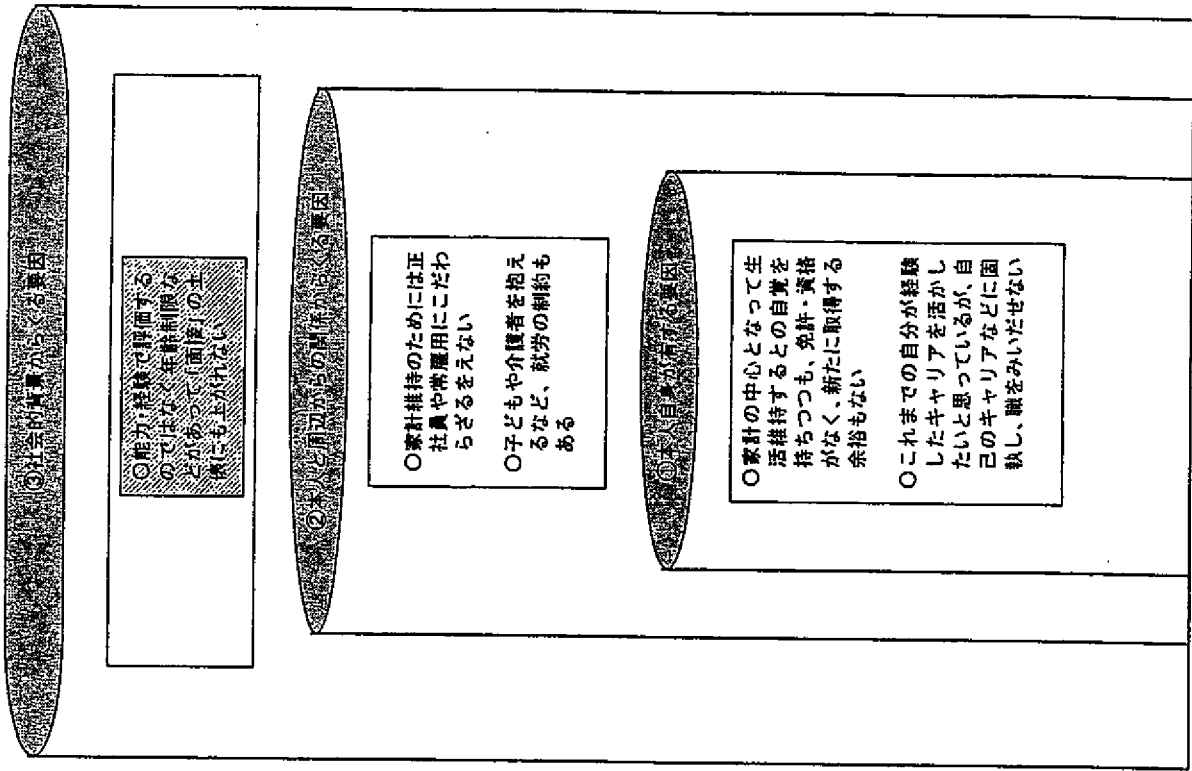
②就労へのプロセスからみる就労実態



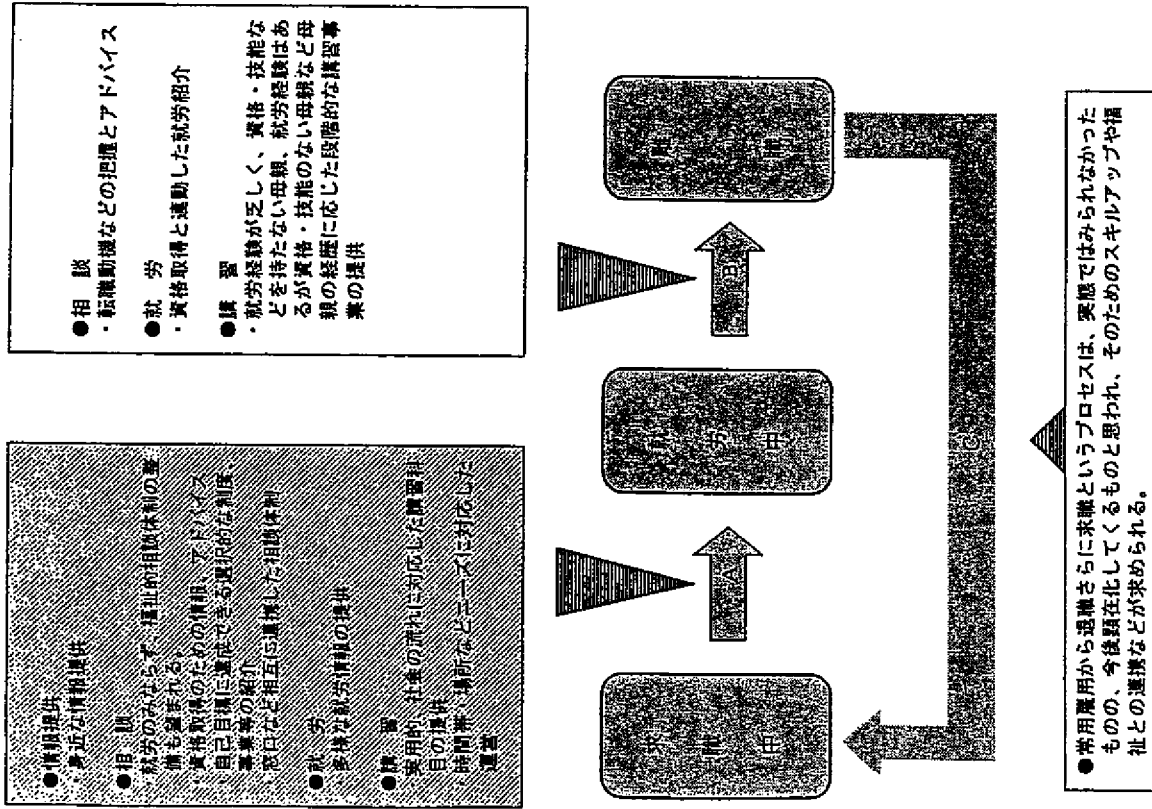
同和地区住民（中高年層）における就労実態のまとめ

同和地区住民（中高年層）の就労実態としてまとめると次のように示すことができる。

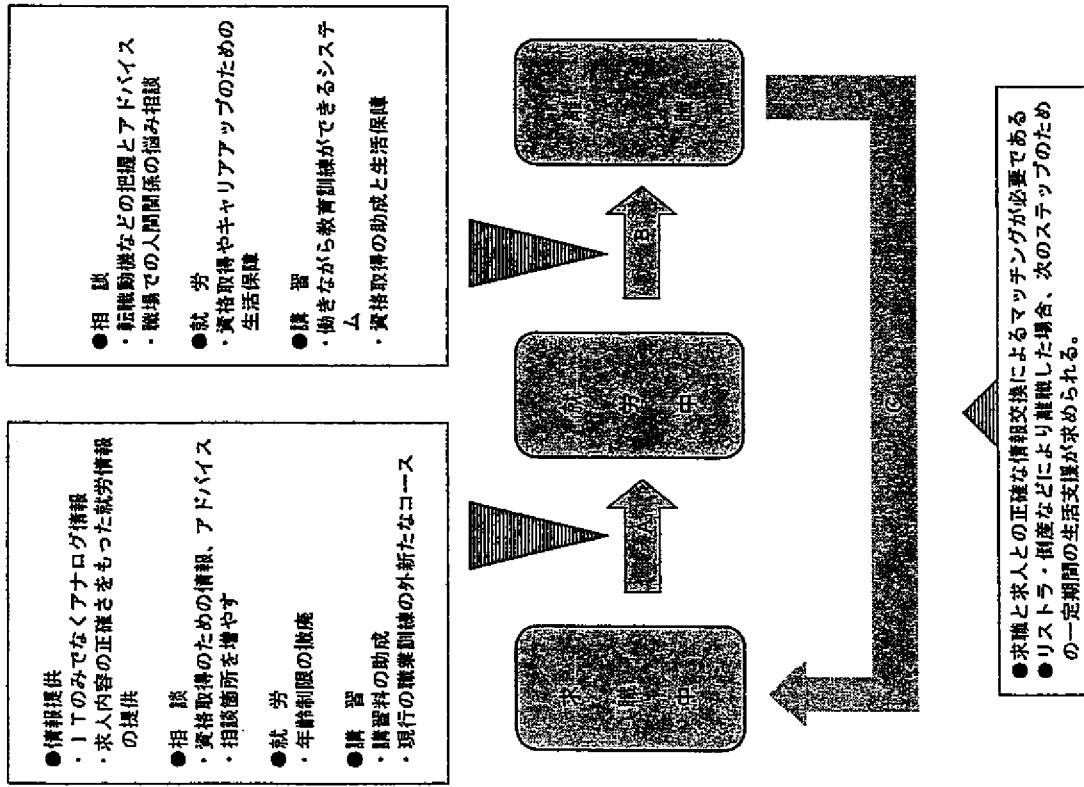
① 環境からみる就労実態では



② 就労へのプロセスからみる就労実態



②就労へのプロセスからみる就労実態



就職困難者等の就労阻害要因の概要

就職困難者に係わる既往調査や就労実態把握ヒアリング調査を基に、就職困難者等の抱える課題・問題点を整理すると、おおむね次のようなことがあげられる。

《就労情報・相談に関する課題・問題点》

- ▽高齢者からは、身近なところでの情報提供や就労とともに福祉などの総合的な相談体制が望まれている。
- ▽障害者からは、障害に関する認識や理解している相談員が少なく、労働部門はもとより、福祉部門の知識を持った相談員が望まれている。
- ▽母子家庭の母等からは、身近な場での情報提供や資格取得のための情報・アドバイスが望まれている。また、自己目標に達成できる選択的な制度、事業等の紹介が求められている。
- ▽若年者からは、「資格一覧等の情報を幅広く公開してほしい」「ダイレクトメールやEメールなどで登録者に求人情報を提供してほしい」「求人情報だけでなく、具体的に仕事をするためにはどうすればいいのかわかなどの支援の情報提供・相談の窓口を創ってほしい」という意見がある。
- ▽その他、資格取得のための情報、アドバイス・相談箇所を増やすことなどが望まれている。

《福祉施策等に関する問題》

- ▽保育所の保育時間について、夜間についての延長の要望がある。
- ▽子どもが病気になる後の病後児保育の要望がある。
- ▽児童扶養手当など個々のケースによって制度の弾力的な運用が望まれている。
- ▽ハローワークでは視覚障害者のための設備が整っていない。
- ▽アルバイトをしながら専門学校などで専門性を磨きたいときの授業料の支援制度の要望がある。

《資格取得・技能向上等に関する問題》

- ▽働くためのパソコンなどの技術が身に付く講習会などを費用は安く、パートなどをしていても行きやすい時間帯でしてほしいとの要望がある。
- ▽講習料の助成や新たな職業訓練コースの創設が求められている。

《就労に際しての問題》

- ▽高齢者は、就労したいと考えても殆どの求人が年齢制限を設けていて厳しい。また、年齢制限と同様に「免許・資格」の採用要件によって、就労が狭められている。

▽障害者を雇用する場合、障害者に対する理解不足による離職防止のための社員教育や、第3者が間に入って働きやすい環境づくりが望まれている。

▽障害者に対してのカウンセリングや、障害者同士でのグループ就労などのニーズが高い。

▽全般的に、求人に関しては、まず年齢で制限されてしまうため、年齢制限の撤廃を求める声が多く、また、資格の有無などが求められるので、本人のやる気や経験などを見て、面接・採用に結びつくことができるようなことが望まれている。

<その他の問題>

▽母子家庭の場合、面接時などに、小さい子どもがいると無理と頭から決めつけられた。

ハローワークなど求人票の情報が不正確で、紹介内容と実際とが違っていたなどといった声があった。

2. 本市における就職困難者等に関する各種計画等の概要

本市における、障害者や母子家庭の母等などに関する就労支援施策・事業などを整理すると、概ね次のようになります。

(1) 「総合計画21推進のための新指針 施策方針（ガイドライン）編」

（平成13年3月）

○総合的な雇用施策の推進

生活の安定と労働を通じた社会参加など豊かな市民生活を営むために、多様な就業機会の創出と職業能力の開発など雇用施策を推進する。

○起業家精神にあふれた人材の育成

産業界と協力して、子どもの時からの職業体験や創造性をはぐくむ体験ができる機会を提供するとともに、高校・大学におけるインターンシップ（就業体験）を推進し、職業観の育成やチャレンジ精神の涵養をはかる。

○社会人に対する高度な教育機会の提供

企業の競争力を支えるビジネスリーダーなどを育成するため、社会人を対象とする市立大学の新大学院を都心部に開設するなど、最先端の知識・技術について教育が受けられる場を提供する。

また、社会人の能力開発を進め、産業構造の転換に柔軟に対応できる人材を育成するため、ビジネスコーディネート能力や国際ビジネス対応能力など、社会人の新しい知識や能力、技術の習得や高度化のための学習機会を充実する。

(2) 「総合計画21推進のための新指針 いきいき大阪再生プラン」

（平成13年11月）

○総合的な雇用関係情報の提供

ホームページ、情報誌の内容を一新し、労働・雇用に関する制度や事業の紹介等きめ細かな情報提供を図る。

○身近な相談機会の拡充

労働問題の相談に加え、能力開発や職業斡旋窓口の紹介等、就業に関する総合的な相談や就職支援につながる雇用創出

○産業活性化策を通じた雇用創出

- ・高年齢者の就労の生きがいづくり活動支援事業
- ・障害者就労支援センター事業
- ・保育所入所待機児童の解消 など

○野宿生活者自立支援センター等を通じた就労支援

(3) 新しい障害者支援計画（平成15年3月策定予定）

1. 就業の促進

いろいろな働き方にあった能力開発をすすめる。また、企業が障害のある人を雇用するように啓発する。

○職業リハビリテーションの充実

○就業を支援する環境の整備

○雇用開発や啓発活動への取り組み

○大阪市における障害者の職員採用の拡充及び関係団体への働きかけ

○障害者を雇用する事業者等への支援

2. 就業支援のための施策の展開

障害のある人が働き続けられるよう、仕事と生活の両方から支援できるよう障害者就業・生活支援センターやいろいろな機関が協力するよう取り組みをすすめる。

○就業関係機関の連携の促進

○障害者の就業の確保と生活支援

○精神障害者の就業のための施策の展開

○就業面と暮らしの一体的支援の強化

3. 福祉的就労の支援

福祉的就労の場である授産施設を整備し、障害者福祉作業センターや精神障害者小規模作業所の運営を支援する。

○授産施設の整備、機能の拡充

- 障害者福祉作業センター、精神障害者小規模作業所
- 自営業者・家業従事者・家事手伝いの実施把握

(4) (改訂) 大阪市男女共同参画プラン (平成14年2月)

- 就業と家族的責任の両立
 - ・就業の場における男女平等の推進
 - ・男女とも労働条件の向上
 - ・パートタイム・派遣・契約労働者等の労働条件の向上
 - ・男女平等観に基づく職業意識の形成と啓発
- 雇用機会の拡大と職業能力開発の促進
 - ・職業能力の形成と就業のための側面援助
 - ・女性の起業への支援
 - ・家内労働者、自営家族従事者の労働条件の向上
- 両立支援の充実
 - ・子育て、介護を支援する施策の充実
 - ・働く女性の健康管理の啓発
 - ・働く女性のための相談機能の充実
 - ・働く女性の妊娠・出産・健康をめぐむ問題
- 働く女性の妊娠・出産・健康をめぐむ問題
 - ・労働者保護の必要性、女子保護規定の順守に関する企業啓発
- セクシュアル・ハラスメント防止対策
 - ・男女雇用機会均等法に基づく事業所等に対する周知・啓発

3. 本市における既存の雇用・就労支援施策・事業の概況
本市において就労支援として取り組んでいる施策・事業を整理すると、概ね以下のようになる。

(1) 労働問題に関する施策

①労働に関する相談

と き：毎週 火・水・木・金・土曜日 午前10時～午後4時
(ただし、専門相談は、毎週 水・金曜日 午後1時～午後4時)

ところ：アビオ大阪 (大阪市立労働会館) 2階

大阪市労働・職業相談情報ルーム

《労働に関する相談》

- ・一般相談 労使関係、労働組合関係、賃金など、さまざまな労働問題に関して、幅広く相談を実施している。
- ・専門相談 社会保険労務士による雇用保険に関する相談など、専門的な労働相談を実施している。

《職業に関する相談》

就職・仕事探しをサポートしたり、職業能力開発や各種事業の案内などを実施している。

②労働・職業情報の提供

《情報誌「しごと情報ひろば」》

本市の雇用施策をはじめ、国や大阪府の各種制度・事業の紹介など労働・職業に関する各種の情報を提供している。

平成14年度 年4回 30,000部発行

《ホームページ「しごと情報ひろば」》

労働・職業に関する最新の情報や各種助成制度をはじめ、就職・転職に役立つ資格に関する情報などを掲載している。

また、各区役所で集約された求人情報を区のホームページや当ホームページに掲載している。

③就職支援セミナー

自己分析を行い、就職に有利な面接の受け方や職務経歴書の作成方法等、求職者を対象として、実際の就職活動を支援するためのセミナーを実施している。

(2) 高齢者の就労に関する施策

老人福祉センターにおける総合相談事業や、生きがいと健康づくり推進事業、ふれあいデイサービス事業、高齢者生きがい就労支援センターと連携した生きがい就労支援活動の展開を図っている。

とりわけ、大阪市社会福祉研修・情報センター内に平成15年1月に整備された高齢者生きがい就労支援センターでは、高齢者の求人・求職に関する無料相談に応じるとともに、就労を通じて生きがいづくりや社会参加を目指した取り組みをおこなっている。

(3) 母子家庭の母等の就労に関する施策

国の母子家庭等自立支援対策大綱で示されている「母子家庭等就業支援センター事業」を、地域就労支援センター等とも連携を図り、さまざまな資源を活用しながら、母子家庭の母等の就業支援策を推進している。

また、母子家庭の母等に対する緊急雇用対策として、緊急地域雇用創出特別交付金を活用し、障害者等を講師に母子家庭の母等を事務補助スタッフとしたパソコン講習会を実施している。

(4) 障害者の就労に関する施策

障害者の就業支援と生活支援を一体的に行う専門的機関として、大阪市障害者就労（雇用）センターを設置し、障害者の就労の安定と職業的自立の促進を図っている。地域においては、障害者会館で総合相談事業を行っており、障害者が身近な地域で相談ができる機関と、専門的な支援を行う機関それぞれが特性を生かしながら、相互連携を図り事業の推進を図っている。

大阪市雇用施策推進プラン（基本計画）

— いきいきとした大阪の再生

より働きやすく、住みやすいまちづくりをめざして —

はじめに

平成12年4月の雇用対策法の改正において、同法第5条に「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」との規定が追加され、市町村においても雇用施策を実施することとなりました。大阪市では、これまでから経済の活性化を通じて雇用の確保と創出に努めるとともに、福祉部門を中心に、各局で雇用関連施策を実施してきましたが、厳しい雇用情勢に対応し、本市の実情に適した雇用施策を推進するため、平成14年2月に市長を本部長とする大阪市雇用施策推進本部を設置し、本市が当面取り組むべき雇用施策について、①雇用施策の総合的推進、②就職困難者等への就業支援、③あいりん地域日雇労働者等への自立支援の3点を主要な課題としたところです。そして、同年4月に、本市における雇用施策を全庁的に進めるために体制整備を図りました。

経済・社会基盤の大転換期にあつて、終身雇用と年功賃金制によって成り立ってきた雇用・就業をめぐる環境は大きく変化しつつあり、また、働き方の多様化などにより、市民ニーズがますます高度化・多様化しています。

こうしたなかで、新たな起業領域となつてきているNPO等の市民公益活動などとの協働も含め、大阪の将来を担う人材の育成や、子育て層への支援、高齢者、障害者の社会参加の促進など快適な都市生活を築きあげるよう*ユニバーサルデザインの考え方をふまえ生活環境の整備を進めるとともに、本格的な地方分権時代のなかで、本市として、地域の実情に応じて主体的に雇用・就業に関する施策・事業を立案していくことが求められています。

今日の雇用失業情勢のもとで、離職を余儀なくされたり、就職できない人々が増加していますが、年齢、能力、希望職種などにおいて、求職・求人とのニーズがあわなないという「雇用のミスマッチ」が指摘されています。（厚生労働省では、完全失業者の約4分の3が雇用のミスマッチによるものと推計している。）本市においては、こうした人々々が円滑に職に就けるよう、関係機関等との連携のもと、求人情報の提供やきめ細かな相談事業に積極的に取り組むとともに、これまで行ってきた地域の保健、福祉、教育、生活など様々なサービスと連携した雇用施策の充実を図る必要があります。

また、このような住民に最も身近な基礎的自治体としての役割とともに、関西経済圏の中核都市である「大都市大阪」としての役割を果たしていくことが求められます。しかしながら近年の業務中核機能の東京一極集中、産業構造の変化への対応の遅れ等により、経済機能が低下してきています。このような状況を打開していくため、これまで、大阪に蓄積されてきた多様な産業や都市インフラというポテンシャルを最大限活用するとともに、新たな都市魅力を創造し、「大阪を、活発な経済活動が行われ、幅広い雇用が創出される都市」へ再生することが喫緊の課題となっており、大阪
市都市再生本部では、本年3月「大阪市都市再生プログラム」をとりまとめました。

平成15年7月

大 阪 市

雇用の大きな受け皿である中小企業の経営革新や競争力強化の支援に努めるとともに、ベンチャー企業等の振興や新事業・新産業の創出、国内外の企業誘致や集客機能の強化を推進することにより雇用の確保・創出を図ることが重要になっています。

今日の厳しい行財政状況のもとで、限られた財源を効果的に活用し、今後、本市が当面取り組むべき3つの課題を中心とした各種施策をどのように進めていくのかをわかりやすく示していくものとして、「大阪市雇用施策推進プラン(基本計画)」(以下、「プラン」という)を策定しました。

このプランに盛り込んだ施策・事業を積極的に推進することにより、「いきいきとした大阪の再生」「より働きやすく、住みやすい」まちづくりをめざします。

雇用の大きな受け皿である中小企業の経営革新や競争力強化の支援に努めるとともに、ベンチャー企業等の振興や新事業・新産業の創出、国内外の企業誘致や集客機能の強化を推進することにより雇用の確保・創出を図ることが重要になっています。

今日の厳しい行財政状況のもとで、限られた財源を効果的に活用し、今後、本市が当面取り組むべき3つの課題を中心とした各種施策をどのように進めていくのかをわかりやすく示していくものとして、「大阪市雇用施策推進プラン(基本計画)」(以下、「プラン」という)を策定しました。

このプランに盛り込んだ施策・事業を積極的に推進することにより、「いきいきとした大阪の再生」「より働きやすく、住みやすい」まちづくりをめざします。

大阪市雇用施策推進プラン（基本計画）の概要

◆ 策定にあたっての基本方針

長期にわたる景気の低迷により、雇用・失業情勢は依然として厳しい状況にあります。大阪においては、平成14年の失業率が7.7%と全国平均6.4%を大きく上回っており、また、有効求人倍率についても全国平均の0.54倍に対して0.46倍と低く、とりわけ厳しい状況に置かれています。

このような状況は、障害者、中高年齢者、母子家庭の母などの就職困難者等に対して特に大きな影響を与えています。障害者については、大阪府における法定雇用率未達成企業の割合が平成14年6月現在で全国平均57.5%より高い59.2%となっており、実雇用率も全国平均よりは高いものの、平成13年6月現在の1.56%から1.49%と低下しています。また、平成12年度に実施された「同和問題の解決に向けた実態等調査」によれば、同和地区の失業率は本市の失業率を上回っており、とりわけ若年者の失業率が非常に高く、また、主たる家計維持者にあたる40～44歳の男性の場合は、本市の2倍以上になっています。さらに、産業構造の変化等による日雇労働需要の減少とともに、労働者の高齢化の進展によって、あいらん地域日雇労働者を取り巻く就業環境も厳しい状況が続き、全国最多のホームレスへの自立支援施策とともに、雇用・就業対策は喫緊の課題となっています。

雇用・就業は、本来、あらゆる人々が、自らの意思に基づき、自己実現の一つの手段として取り組み、生きがいや生活に必要な対価を得るものであり、人間の基本的権利の一つをなすものと言えます。

そのため、本市においては、誰もが自己実現を達成し、豊かな市民生活を営むことができる環境づくりに取り組んでいくことが大切です。

また、地方分権の時代にあつて、市民に最も身近な基礎的自治体として、就職の機会均等の確保に向けた取り組みや職業能力開発などをはじめとした雇用・就業に積極的に取り組むことが必要であると考えています。

今日では「働く」ことが、収入を得ることだけでなく、個の自立性と自由度を高め、社会参加や生きがい、働きがい、事業の社会性といったことを軸とする価値観へのシフトが生まれており、市民発意のNPOなどの新たな起業領域が生まれてきています。このような市民発意による取り組みは、地域の活性化とともに雇用機会の増大にも貢献するという側面があり、この点に注目して自発的・自主的な取り組みへの支援、協働への基盤づくり、当事者ニーズにあつた就業の多様性の確保などに取り組むことが必要になっていきます。

さらには、人口流動化のもとで、就業実態や生活実態も地域において異なっていることなどを踏まえ、画一的に捉えるのではなく、地域の実情や実態把握に努めながら、ニーズに応じたより効果的・多面的な施策の展開が必要となっています。こうしたことから、①雇用施策の総合的推進、②就職困難者等への就業支援、③

あいらん地域日雇労働者等への自立支援、の3つの課題を基本としつつ、着実に施策を推進するために、次の5点を柱に、地域の実情に応じた雇用・就業施策を展開していきます。

そして、「いきいきとした大阪の再生」「より働きやすく、住みやすい」まちづくりをめざします。

1. 活気づく豊かなまちづくり
(1) 雇用機会創出のための既存産業の基盤強化
(2) 新たな産業・成長産業の育成
(3) 観光など集客機能の強化
2. 新たな挑戦や再挑戦がしやすいまちづくり
(1) きめ細かな職業相談等の充実
(2) 若者の「キャリア」形成、就業支援の強化
(3) 創業支援と人材育成
(4) 再学習ニーズ等への支援
(5) 公共職業訓練等の活用や本市各種施設等の職業能力開発の推進
3. 多様な働き方が可能なまちづくり
(1) 自発的・自主的な取り組みの支援、協働への基盤づくり
(2) 雇用・就業形態の多様化の促進
4. 誰もが安心して働けるまちづくり
(1) 障害者・高齢者・外国籍住民の雇用促進に向けての啓発の推進
(2) 男女共同参画の推進
(3) 公正な採用選考の徹底と企業啓発等の推進
(4) 就職困難者等への就業支援の強化
(5) 雇用保険制度の周知等
5. 国の雇用施策への対応
(1) 緊急地域雇用創出特別基金事業の有効活用
(2) 国への働きかけの強化

◆ 推進期間

雇用失業情勢の改善を図るための抜本的な景気・雇用対策は、地方圏の実情に配慮し、国の責任において取り組むべきものでありますが、本市として、今日の厳しい状況の背景として、産業面の構造的な要因があることから、中小企業支援、新産業振興や都市再生関連プロジェクト等の加速、外資系企業をはじめとする国内外企業の対大阪圏への投資の促進など、中・長期的に大阪産業の再生・活性化に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

このような中・長期的な課題をにらみつつ、大阪市雇用施策推進本部を設置して以降の施策・事業の進捗状況を踏まえ、早急に取り組むべき課題について、5点の

柱を基調として計画事業を整理しました。

今日の社会経済環境の急速な変化のもとで、企業の雇用吸収力の低下による就業機会が減少し、失業者が急増していることに加え、おおむね2～3年後に行われる不良債権の最終処理による雇用への影響が懸念されることから、プランの推進期間は、平成15～17年度の3か年とし、平成17年度に次期プランの検討を行うこととします。

また、プランの推進にあたっては、市長を本部長とする大阪市雇用施策推進本部を中心として、市民、関係者の幅広い理解と協力を得ながら、全市一丸となつて取り組みます。取り組みにあたっては、5点の柱を基調とした計画事業の成果を点検評価し、課題・問題点を発見し、最も効果的な手法への転換、改善を行い、計画事業を具体的に市民にわかりやすく取りまとめるとともに、各種機関や施設、労使団体、NPO等との連携を強化しながら効果的な運営に努めてまいります。

基本的考え方と計画事業

1. 活気づく豊かなまちづくり

- (1) 雇用機会創出のための既存産業の基盤強化
- (2) 新たな産業・成長産業の育成
- (3) 観光など集客機能の強化

日本企業の国際競争力低下が問題となるなかで、とりわけ大阪市においては、本社機能、金融機能などの中枢管理機能が東京へ一極集中するなど、より深刻な状況となっており、就業機会の減少傾向が続いております。

大阪の活性化を推進し、雇用創出を図るため、中小企業の経営革新や競争力強化の支援に努めるとともに、*ベンチャー企業等の振興や新事業・新産業の創出、国内外の企業誘致に取り組み、観光などの集客力の向上を図り、大阪産業への刺激を与え、産業構造の高度化をさらに促進していきます。

(1) 雇用機会創出のための既存産業の基盤強化を図ります。

- ・ 中小企業の経営革新や競争力強化の支援に努め、中小企業等の総合支援拠点としての大阪産業創造館を中心に、*ビジネスマッチングや資金支援など各種の支援事業を通じて中小企業の経営安定・体質強化に取り組みることによって、雇用創出を図ります。
- ・ 商店街・小売市場が行う魅力ある商業集積づくりや活性化を図るための事業を支援することにより、雇用機会の創出を図ります。

[計画事業]

○ 大阪産業創造館事業
大阪経済の活性化をリードする中小企業やベンチャーの創出に向けた総合的な経営支援を実施する。
○ 国際規格認証取得支援事業
国際規格（ISO9000 シリーズ、14001）の認証取得に向けた中小企業の取り組みに対する助成を行う。
○ 中小企業等連携組織交流事業
中小企業の創造的情報交換会への支援ならびに異業種団体による企画開発型情報交換活動への支援を図る。

○ 小規模事業指導事務委託 小規模事業者に対する研修、相談、指導等の経営支援を行う。
○ 世界ブランド企業創出事業 世界の一流デザイナーやメディアを集め、大阪の優秀な製造企業とのコラボレーションを図り、生み出された製品を世界の市場へ発信し、大阪発の世界ブランドの確立を図る。
○ ものづくり支援ウェブсайт構築 特色ある製造業企業の情報発信とすぐれた製品の展示を支援する。
○ 大阪マイスター制度 ものづくりに関する卓越した熟練技能を有する人材を大阪マイスターとして認定し、技能の継承を図るとともに大阪のものづくり産業の強みや優位性を内外にアピールする。
○ 地域産業活性化事業 市内の主として製造業に属する組合等が、業界の活性化や会員企業の競争力強化につながる事業活動の効率化や新たな事業展開を行う場合に助成する。
○ 地域商業活性化推進事業 商店街や小売市場の活性化をサポートする「コーディネーター」の派遣、イベントに対する支援や地域商業の新たな魅力を創出する様々なソフト事業に対する補助、小売市場の宅配システム構築を支援する「ペイロ」事業等を実施する。
○ 商店街整備支援事業 商店街が実施するアークード、カラー舗装、街路灯などの整備に対する助成などを行う。
○ 店づくり振興スクエア事業 中小事業者を対象とした店舗づくり・商品展示に関するノウハウの情報提供を行う。
○ 小売市場再生事業 小売市場の事業者の経営基盤安定化に向けた活性化支援などを行う。
○ 中小企業に対する融資制度の充実 中小企業の資金調達の円滑化を図り、経営安定や基盤強化を支援するため、各種融資制度を実施するとともに、ＣＬＯ（ローン担保証券）による融資や売掛債権担保融資を創設するなど、経済情勢や中小企業者のニーズに対応し、制度の充実に努める。

○ 港湾物流サービスの向上とポートセールスの強化
(大阪港の利用促進事業)
船社誘致による寄港サービス頻度の向上と港湾施設整備の拡充により、国際物流拠点としての機能強化を行うとともに、内外企業の大坂港利用促進により、大阪都市圏の経済の発展と市民の消費生活を支える物流・流通関連を中心とする産業の集積と活性化を図る。

(2) 新たな産業・成長産業を育成し雇用の創出を図ります。

- ・ ベンチャー企業等の振興や創業の促進、ITや環境、福祉、バイオ、ロボット関連産業など今後成長が期待できる産業分野の育成・振興を通じて、雇用創出を図ります。
- ・ 国内外の成長産業分野の企業を誘致するなど、国際的なビジネス都市としての本市経済の活性化を通じて、雇用創出を図ります。

(計画事業)

○ 創業促進オフィスの拡充 創業促進オフィスを拡充し、運営を行うとともに、専門スタッフを配置し、地域産業の集積を活かした協働事業や面談会を実施する。
○ 創業促進型賃貸オフィス認定・入居支援事業 御堂筋周辺地域の民間小規模オフィスをインキュベータに認定し、建物賃借料や光ファイバーの接続工事を助成する。
○ ソフト産業プラザ事業 映像情報産業の育成振興拠点（共同研究開発支援施設、創業・情報化支援施設）の運営を行う。
○ 大阪デザイン振興プラザ事業 デザイン分野の人材育成および情報発信拠点を設置し、デザインを活用した中小企業の高度化、活性化を支援する。
○ A T C グリーンエコプラザ事業 環境関連産業の育成、振興拠点として、平成12年6月にA T Cに開設した日本で初めての常設環境マート。環境関連中小企業の育成、リサイクルの促進、環境対応商品の利用促進を図るため、セミナー等の各種事業の展開を図る。

○ 次世代産業市場開拓支援事業 次世代産業分野のうち新規、成長分野（住宅・医療・福祉など）の製品展示紹介を行い、新たな市場開拓を図る。
○ 産学官連携による新産業創造支援事業 ロボット関連及び健康・予防医療分野において、新産業創造推進機構を設置し、ベンチャー、中小企業の技術開発の推進と企業集積の促進を図る。
○ ロボカップ2005 世界大会招致事業 ロボカップ2005 世界大会の誘致およびロボットの研究開発への助成を行う。
○ 産学官連携促進のための相談窓口事業 積極的に産学官連携を促進するため、市立大学教員の研究内容をわかりやすくデータベースとして学内外に発信するとともに、企業からの受託研究等の相談、教員とのコーディネートを実施する。
○ 産学連携のための学内「インキュベータ」事業 市立大学教員が所有する知財・先端技術等を積極的に継続的に活用し、大学発ベンチャーの育成が可能となるよう、専任のコーディネーターにより教員とのマッチングや経営、資金調達等の支援・助言を行う。
○ 職務発明活用委員会の設置 職務発明の特許出願及び保有特許の中小企業への技術移転を促進する。
○ 工業研究所「シーズ活用事業」 工業研究所が保有する特許出願中の発明を活用した中小企業との共同研究開発を行う。
○ 工業研究所の新規化学物質評価施設事業 海外にも通用する製品開発を支援するため、国際的基準による試験施設として新規化学物質の試験分析を実施する。
○ 外資系企業等誘致推進事業 企業誘致拠点として、I B P C大阪企業誘致センターを開設し、民間人材を活用したオーダグーメイト型の企業誘致を推進する。
○ 海外事務所の機能強化 シカゴ、デュッセルドルフ、シンガポール、パリ、上海の各事務所に おいて、企業誘致セミナーを開催し、情報発信機能の強化を図る。
○ 国際ビジネス活動支援事業 ワールドトレードセンター大阪事業およびビジネスパートナー都市経済交流事業を再編し、I B P C大阪ネットワークセンターにおいて、専門人材による相談、情報提供や商品展示の充実を図る。

※ I B P C：国際ビジネスプロモーションセンター

○ 欧州コスモスクエア地区への企業誘致 既存の先端技術開発や国際取引、情報通信機能の集積を活かし、大学・研究機関の誘致、研究開発型企業等の立地促進を図り、「産学連携を可能とする研究開発拠点の形成」に取り組む。
○ 国際交易産業の育成 臨海部は、港湾施設や交通アクセスの充実などの立地特性を有するとともに、「国際交易特区」として認定されており、これらを活かして、新たな国際交易産業である「ロジスティクス産業の育成・集積を図る。
○ 大阪駅北地区の整備 大阪の玄関口であり、西日本最大の交通ターミナルである立地ポテンシャルを活かし、国際競争力の強化とともに、関西の都市再生をリードする中核拠点として、21世紀のモデル都市の形成を行い、国内外の民間投資の促進を図る。

(3) 観光など業容機能の強化による雇用創出を図り出す。

ビジネスや観光などの「ビジター」のニーズや利便性を重視し、これまで整備してきたハード施設や、大阪の歴史的・文化的資源の集積を積極的・効果的に活用し、「大阪ならではの」魅力を広く楽しんでもらえるようなソフト施策の充実を図り、大阪の活性化を推進し、雇用創出を図ります。

【計画事業】

○ 御堂筋の活性化 御堂筋沿道の企業等からなる「タウンマネジメント組織」の活動を支援し、1階にカフェやブティック等の集客力の高い施設を誘致するテナントプロモーション活動を促進する。また、老朽化したビルの建替えを促進し公開空地を確保することで、ゆとりのあるまちづくり活動を推進する。さらに民間によるオープンテラスなどのまちづくり活動を支援するなど、御堂筋の新たな魅力づくりに取り組む。
○ 道頓堀川の水辺整備 道頓堀川において、両岸に遊歩道を整備するとともに、戒橋の改修、左衛門橋の修景整備を行う。また、川沿いの人々や企業などと連携し、各種イベントや伝統行事等を開催できる仕組みづくりを行い、遊歩道を中心としたにぎわいを創出する。

○ 大阪でのロケーション・サービス活動の充実 大阪の知名度向上と集客力の強化を図るため、映画等のロケーション誘致活動や撮影協力、各種便宜供与等を行い、大阪を舞台とした映像作品制作に対する積極的な支援を図る。
○ 魅力あるイベント、国際会議、国際競技大会の開催 四季を通じたデジタル誘致と周遊性・滞在性を高めるため、夏の天神祭、秋の御堂筋パレードなど各種イベントを継承するとともに、大阪の新しい「四季のイベント月間」を創出し、広報宣伝活動の一層の強化と旅行商品化を図る。また、国際会議や国際競技大会の積極的な誘致や開催の支援を図る。
○ 各種施設などの集客性の向上による有効活用 各種施設や伝統芸能、産業技術等さまざまな集客資源を有効に活用し「大阪ならではの」魅力を楽しめるソフト施策の充実に取り組み、集客力の向上、とりわけビジターの周遊性・滞在性の向上に努める。
○ クルーズ客船誘致とフェリーの利用促進 USJをはじめとした新しい大阪の観光資源と背後圏の歴史・文化資源を活用し、内外のクルーズ客船へ大阪寄港誘致を進めるとともに、上海、釜山や西日本各地を結ぶフェリーの利用促進により、観光客誘致を図る。

2. 新たな挑戦や再挑戦がしやすいまちづくり

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) きめ細かな職業相談等の充実 (2) 若者のキャリア形成、就業支援の強化 (3) 創業支援と人材育成 (4) 再学習ニーズ等への支援 (5) 公共職業訓練等の活用や本市各種施設等の職業能力開発の推進 |
|--|

現在の厳しい経済情勢のもとで、離職を余儀なくされたり、就職できない人々が増加しており、年齢、能力、希望職種などの面で、就職を希望する人のニーズと企業の求人ニーズが合わないという「雇用のミスマッチ」が指摘されています。

また、中小企業が求める人材としては、専門的・技術的職種及び販売職種ニーズが高いものの、それらの知識・技術だけを重視しているのではなく、勤労観、就業意欲、社会性などについても非常に重視されています。

こうした中で、人々が自ら必要な雇用関連施策等を知り、主体的に活用できるよう、各種情報の適切な提供やきめ細かな相談の充実が必要となっています。

本市では、求職している市民が、円滑に新たな職業に就けるよう、ホームページの充実を図るなどきめ細かな情報発信や、国の動向を見極めながら、職業紹介のあり方も含めた地域に密着した職業相談のあり方、職業能力開発等の充実検討を進め就業支援策の強化に努めます。

また、社会経済環境の変化や集客等がもたらす、新たなニーズやビジネスチャンスを生かすに生かし、誰もが新たなビジネスにチャレンジできる環境の整備に向けた創業の支援に取り組みます。

さらに、労使団体や大阪府、大阪労働局等関係機関との連携を強化し、情報交流や相談会等を開催するとともに、大阪雇用対策会議（大阪府、大阪労働局、関西経営者協会、連合大阪）へ積極的に参画します。

(1) きめ細かな職業相談等の充実を図ります。

- ・求職者が自らの能力と適性を把握し、主体的な選択を行えるよう、アピオ大阪をはじめ、本市における各種相談機関の連携を強化し、当事者のニーズを踏まえた相談機能の充実を図るとともに、市政だより、本市ホームページ、情報誌「しごと情報ひろば」などを通じて、相談事業等の周知に努めます。
- ・きめ細かな職業相談を進めるため、市民に身近な地域における相談体制のあり方を検討するとともに、職業安定法改正など職業紹介事業に関する国の動向を見極めながら、法改正を受けた検討を行います。
- ・労使団体や大阪労働局、大阪府などの関係機関との役割分担を踏まえ、それぞれの持つ機能を結集し、大阪らしい求人・求職のマッチング機能の強化に取り組みます。

【計画事業】

- 労働・職業情報の収集・提供
効率的な需給マッチングを促進する調整機能を強化するため、労働・職業情報を収集し、ホームページや情報誌を用いて市民へ広く提供する。ホームページにおいては、国や府などの労働関係機関とのリンクによる労働・職業情報の提供とともに、さらに商工経済関係機関ともリンクして、雇用創出につながる産業活性化施策や経営情報など、市民や事業者が活用しやすいよう、よりきめ細かな情報提供に努める。また、情報誌の発行部数を拡充するとともに内容充実を図る。さらに、本市における雇用状況等について、実態把握に努める。
- 労働・職業相談の充実
・アピオ大阪において、求職活動を支援するため、労働・職業に関する相談の充実を図る。
・「社会通念上、相当として是認できない場合には、権利の乱用として無効になる」という判例や、解雇に関する法務審議などを踏まえて、労働基準監督署との関係機関との連携を強化するとともに、アピオ大阪における労働相談の充実を図る。
- (財)大阪生涯職業教育振興協会に対する支援事業
労働者や事業主ならびに職業に関して困難な課題を抱えている人々などに対し、職業生涯を通じた職業教育機会を提供する(財)大阪生涯職業教育振興協会に対する支援を行う。
- 障害者就業・生活支援センター事業
障害者の雇用の促進と職業生活における自立を図るため、就職や職場適応などの就業面の支援のほか、生活習慣の形成や日常生活の管理など一体的な支援を行う。
- 大阪府障害者雇用促進協会助成
事業主に対し、障害者雇用に関することについて、相談、研修、啓発活動等を行い、障害者の雇用の促進と就業の安定を図る。
- ＊ジョブコーチ派遣事業
「知的障害者長期受け入れプロジェクト」の実施にあたり、本市職員に対する事前研修などの就業相談事業および受け入れられた知的障害者への相談・助言・指導業務を行うジョブコーチの派遣事業を、大阪市障害者就業・生活支援センターで行う。

○ 地域就労支援事業

- 障害者、中高年齢者、母子家庭の母等のなかで、働く意欲がありながら様々な要因により雇用・就業することができない就職困難者等に対して、相談事業を実施し、就業阻害要因の克服や就業に関する意識・意欲の助長を図り、関係機関・施設と連携しながら福祉施策など様々な施策を活用して継続的な支援を行い、雇用・就業に結びつけていく。
- 高齢者生きがい就労支援センター事業
高齢者を通じて生きがいづくりや社会参加を希望する高齢者が、その意欲と能力に応じ、長年培った知識や経験が有効に生かされるよう、多様なニーズに対応した就業の場や機会の確保を行うとともに、仕事を通じて生きがいの充実を図る。
- 高齢者就労的生きがいづくり活動支援事業
高齢者がグループで事業を起こし、自主運営していくという「自発的・自主的な取り組み」を支援することで、「就業」と「生きがい」を結びつけた多様な活動の機会を提供する。
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業
母子家庭の母等からの就業に関する相談に応じ、必要なカウンセリングを行うとともに、就業支援講習会の実施や就業情報の提供等一貫した就業・自立支援サービスを提供する。(母子家庭の母及び寡婦が対象。ただし、特別相談事業は父子家庭も対象。)
- 外国籍住民の雇用促進相談事業
・市立学校での就職指導や相談および市立大学での就職相談の充実を図る。
・アピオ大阪において、*トリオフォンの活用などにより、各種言語での相談等が実施できるように努める。
・労働に関する相談について関係機関・団体と連携し適切に対応する。
- 自立支援センター整備・運営事業
自立意思のある野宿生活者に対して宿所および食事を提供するとともに、健康診断・生活相談・指導および公共職業安定所と連携し、職業相談・斡旋等を行うことにより、就業による自立を図る。
- 野宿生活者巡回相談事業
野宿生活者に対し、相談員が市内全域を巡回して面接相談を実施することにより、野宿生活者と社会の関係を維持し、自立に向けての支援を行う。
- 大阪府域労働ネットワークの構築
労働団体や大阪府、大阪労働局などの関係機関と連携し、労働・職業に関する情報交流や就業に関する相談などの求人情報フェアの開催等に取り組み、求職者の就業機会の拡大に取り組む。

(2) 未卒へ挑戦する若者のキャリア形成、就業支援を強化します。

- ・ 今、若者の雇用・就業については、高い失業率、増加する無業者・フリーター、高い離職率など深刻な状況にあり、国においては「若者自立・挑戦プラン」などの対策が打ち出され、経済界からも各種の提案が出されています。本市においても、このような国等の動きに迅速に対応し、関係機関と連携して若年者を対象とした雇用施策に積極的に取り組めます。
- ・ 未来を担う若者の可能な限り早期の段階からのキャリア形成支援に努め、チャレンジ精神旺盛で多様な資質の開花をめざします。
- ・ そのため、中学校における進路学習や高校における「インターシッピング」などを通じて、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持って、主体的に自己の進路を選択、決定し、生涯にわたる自己実現を図っていくことができるような能力や態度を育成します。そして、職業観や勤労観を育成し、地域社会の一員としての自覚を高めていくよう努めます。
- ・ 義務教育修了者及び高校中退者や高卒未就職者等を対象として、若年者の職業観の育成を図るとともに、自己の適性に基づいて適切な職業選択を行えるよう、優れた技能者等々との体験講習等に取り組みます。
- ・ 特に、就職の厳しい高卒予定者について、国や大阪府などの関係機関と連携し、求人確保に向け、事業者や経済団体等への働きかけを強化します。
- ・ 求職者の希望と求人企業の人材ニーズを事前に見極め、就職後のミスマッチを解消するため、経済団体や近隣府県等と連携し、インターシッピングや「トライアル雇用制度」等の積極的活用を図ります。

【計画事業】

- 市立中学校における進路学習の充実
将来に対し、目的意識を持ち主体的に自己の進路を選択、決定し、生涯にわたり自己表現を図っていくことができるような能力や態度を育成するため、地域の商店街などから講師を招き職業講話等を実施するとともに、職場体験学習などに引き続き取り組む。
- 市立高校におけるインターシッピングの拡充
市立の高校で、中央卸売市場の業務の一部を体験させる事業などを実施しているが、インターシッピングは、学校における学習と職業との関係についての生徒の理解を深めるとともに、学習意欲を喚起し、自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択の能力や高い職業意識が育成されるため、平成15年度入学以降の生徒について、職業に関する専門学科の生徒は全員、普通科、総合学科の生徒もできる限り多くの生徒がインターシッピングを経験することを目標として推進を図る。

○ ものづくりに関するインターシッピングの実施 工業系大学生等を対象に、就業体験の機会をつくり、中小製造業における人材確保の裾野拡大を図る。
○ 若年者の技能職場体験講習事業 学卒未就職者、中途退学者などの若年者に職業意識を醸成させるため、優れた技能者が働く現場で体験講習を実施し、国のトライアル雇用制度や就業に結びつける。
○ トライアル雇用の推進 職業に対する理解不足や職業意識が十分に醸成されていない高校中退者や学卒未就職者などに対し、職業生活への移行を図れるよう、若年者自身に自らの可能性を発見させ、就業の動機付けやキャリア形成など職業観の醸成を図るため、大阪労働局や経済団体等と連携して、トライアル雇用を推進する。
○ 中途退学者に関する企業実態調査 若年者、とりわけ中途退学者は、安定した就業につながりにくいという実態があるため、中途退学者の就業状況や採用計画、企業が中途退学者に求める技能・知識などについての実態調査を行う。
○ 本市におけるインターシッピングの受け入れ 学卒未就職者を対象に、就業体験の機会を設けることにより、職業観の育成を図り、就業に結びつけるため、本市におけるインターシッピングの受け入れについて検討する。

(3) 創業支援と人材育成を図ります。

創業希望者に対するコンサルティングやセミナー、インキュベーション施設の整備等を通じて新規創業を支援するとともに、大阪産業の活性化を担う起業家精神にあふれた人材を育成します。なお、市民発意の新たな起業領域として*コミュニティビジネスが社会的に急速に認知されつつあることから、こうした状況を踏まえて検討を進めます。

【計画事業】

- 大阪産業創造館事業（再掲）
大阪経済の活性化をリードする中小企業やベンチャーの創出に向けた総合的な経営支援を実施する。

○ 創業促進オフィス拡充（再掲） 創業促進オフィスを拡充し、運営を行うとともに、専門スタッフを配置し、地域産業の集積を活かした協働事業や商談会を実施する。
○ 創業促進型賃貸オフィス認定・入居支援事業（再掲） 御堂筋周辺地域の民間小規模オフィスをインキュベータに認定し、建物賃借料や光ファイバーの接続工事費を助成する。
○ コミュニティビジネスへの支援 市民自らが、人材やノウハウなどの地域資源を活かしてサービスを提供するコミュニティビジネスに対しては、福祉・教育・環境・産業など地域の様々なニーズや課題に対応し、創業の促進や地域の活性化、雇用創出を図る観点から、支援について早急に検討を進める。

(4) 再学習ニーズ等への支援の充実を図ります。

- ・ 個人個人の自己の職業能力の開発や再学習することのできる環境整備が必要であり、社会人の再教育機能を充実するとともに、多様な再学習ニーズ等に対応するため、総合生涯学習センターにおいて情報提供を行うなど関係機関の連携強化を図ります。
- ・ 社会人を主たる対象とした市立大学大学院を開設し、関西を中心とする都市圏の経済・社会の発展を担う指導的人材の養成を図ります。

【計画事業】

○ (財) 大阪生涯職業教育振興協会に対する支援事業（再掲） 労働者や事業主ならびに職業に関して困難な課題を抱えている人々などに対し、職業生涯を通じた職業教育機会を提供する（財）大阪生涯職業教育振興協会に対する支援を行う。
○ 新大学院「創造都市研究科」の開設 社会人の高度な専門教育への需要に応えるとともに、学習機会の拡大を図るため、新大学院「創造都市研究科」をサテライト方式により大阪駅前第2ビルに開設する。
○ 青年再学習・職業観育成地域事業 若年者を対象に、職業意識等の育成を図る学習、体験機会を提供する。

(5) 公共職業訓練等の活用や本市各種施設等の職業能力開発を一層推進します。

- ・ 大阪労働局や大阪府と連携し、企業の人材ニーズを的確に把握しながら、府立高等職業技術専門校や雇用・能力開発機構の公共職業能力開発施設における雇用保険未加入者を含めた求職者を対象に実施される公共職業訓練の積極的活用を図ります。
- ・ 大阪地域職業訓練センター（A'ワーク創造館）は、労働者や事業主並びに職業に関して困難な課題を抱えている人々に対し、職業生涯を通じた職業教育機会を提供する施設として設置されており、A'ワーク創造館における事業の積極的活用を図ります。
- ・ 企業の人材ニーズや個人の能力開発ニーズに的確に対応するため、本市における職業能力開発施策のあり方について検討し、本市各種施設におけるニーズにあった職業能力開発事業を推進します。

【計画事業】

○ 淀商業高等学校における福祉ボランティア科の設置 福祉に対する専門的な知識と技術を習得させるとともに、若年者に明確な職業観・勤労観を醸成させるため「福祉ボランティア科」を設置する。
○ 男女共同参画セミナー事業 クレオ大阪5館で実施するセミナーの中で、雇用関連テーマの講座を実施する。
○ 就職支援セミナー事業 就職活動を支援するセミナーおよびそのフォローアップの講座等を開催する。
○ 雇用保険未加入者等に対する職業能力開発事業 雇用保険未加入者等により教育訓練給付制度を受けられない求職者に対して、資格取得講座を実施する。
○ 重度障害者大学等就学助成金事業 介護など特別に配慮を要する重度身体障害者の方が、大学・短大または、修学年限が2年以上の専修学校に就学する場合、就学助成金を支給する。
○ 障害者技能習得金事業 身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けた15歳以上の方で、各種技能習得のため学校等に6ヶ月以上通学する場合などにおいて支給する。
○ 大阪地域職業訓練センター（A'ワーク創造館）事業の活用 就職困難者が、パソコン実務科、職業実務科の委託訓練受講が適当と判断される場合には、居住地所管の公共職業安定所に入校願書を提出させるなど積極的に誘導を図るとともに、A'ワーク創造館で実施している各種講座を活用する。

○ ホームページにおける職業能力開発に関する情報提供・相談の充実
 大阪市内の職業能力開発施設とリンクしている本市ホームページ「しごと情報ひろば」の能力開発のサイトを充実し、雇用・就業相談における能力開発に関する情報の提供や誘導に活用する。

3. 多様な働き方が可能なまちづくり

- (1) 自発的・自主的な取り組みの支援、協働への基礎づくり
- (2) 雇用・就業形態の多様化の促進

均一な品質の物を大量生産する技術が発展することによって、日本経済は成長してきましたが、こうした産業分野にエネルギーを注ぎ込むことを中心とした価値観だけでなく、経済・社会構造の大転換期にあつて、個の自立性と自由度を高め、生きがい・働きがい・事業の社会性といったことを軸とする価値観へのシフトが生まれるなど、それぞれの立場からの状況による目的の多様性が示されています。また、厳しい雇用・失業情勢のもと、国においては政労使合意のもとワークシェアリングについての検討・取り組みが行われています。

このようなライフスタイルや価値観の変化、働くことの多様化のもとで、地域での行政、企業、市民の間が存在する活動主体として公共的課題に取り組むなど社会的役割を担っているNPO、生活環境の向上、福祉の充実など社会的に価値のあることに関わる自主管理の事業体である「ワーカースコレクティブ」など、様々な形態による市民発意の取り組みがなされています。

そして、地域社会に必要とされるサービスや財の提供を有償により行い、地域の利益に貢献するコミュニティビジネスが、市民発意の新たな起業領域として社会的に急速に認知されています。

こうした自発的・自主的な市民発意の新たな起業領域が、地域の活性化と雇用の機会の増大にも貢献するという点に注目しつつ、支援・育成等のあり方を含めて協働・連携を進めるとともに、市民のニーズに即した雇用・就業形態の選択肢を増やすことが人材確保の要素となっていることを踏まえた取り組みを進めます。

また、障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらずあらゆる人々が気持ちよく使える住みよいまちづくりをめざした都市空間をデザインし、創造していくためのユニバーサルデザインの推進は、あらゆる人々にとって働きやすい環境整備や多様な働き方が可能なまちづくりにもつながることから、大阪が培った技能・施設、製品等の市民生活の幅広い分野にわたることから、大阪が培った技能・技術を継承・発展させるものであり、雇用創出に結びつくものとも考えられ、雇用問題の側面からもち検討を進めます。

(1) 自発的・自主的な取り組みの支援、協働への基盤づくりを進めます。

- ・高齢者や障害者にとつて、就業とは収入を得ることであるとともに、生きがいや生活の自立、健康維持など多様な意味や目的があります。このような多様な価値観に基づく市民の自発的・自主的な取り組みや、市民公益活動などに参加しやすい環境整備に努めるとともに、高齢者や障害者の社会参加を促進します。

・市民生活の場から、快適な都市空間を創造していくためのユニバーサルデザインについて、雇用問題の観点からの検討を行います。

〔計画事業〕

○ NPO法人実態調査及び活動支援事業 NPOとの協働を推進するため、協働可能な施策の検討と合わせて、NPO等の実態を調査し分析するとともに、活動支援のためのコーディネートナーを配置し、情報提供・相談等を行う。
○ 市民公益活動団体への活動支援事業 ボランティア活動やNPOの活動を含む市民公益活動を支援するため、事務所賃借料の助成や法人取得事務等支援講座を実施する。
○ 障害者就業支援にかかわるNPO設立の促進 障害者の個々のニーズや適性に応じた一貫した就業支援が可能となるよう、既存の支援機関だけでなく、市民による多様な障害者就業支援にかかわるNPO設立を促進する。
○ 高齢者就労の生きがいづくり活動支援事業（再掲） 高齢者がグループで事業を起こし、自主運営していくという「自発的・自主的な取り組み」を支援することで、「就業」と「生きがい」を結びつけた多様な活動の機会を提供する。
○ コミュニティビジネスへの支援（再掲） 市民自らが、人材やノウハウなどの地域資源を活かしてサービスを提供するコミュニティビジネスに対しては、福祉・教育・環境・産業など地域の様々なニーズや課題に対応し、創業の促進や地域の活性化、雇用創出を図る観点から、支援について早急に検討を進める。
○ ユニバーサルデザインの検討 すべての人に配慮した環境、建物・施設、製品等の市民生活における幅広い分野におよぶユニバーサルデザインの推進により、あらゆる人々にとって働きやすい環境が整備され、多様な働き方が可能なまちづくりにつながることに、新規・リニューアルにおいて大阪が培った技術・技術を継承・発展させるものであり、雇用創出に結びつくものとも考えられ、雇用問題の側面からも検討を進める。

(2) 雇用・就業形態の多様化を促進します。

経済団体等と連携し、勤労者のニーズに即した多様な雇用形態の確保、SOHO・在宅勤務を含めた多様な就業形態など、雇用形態・就業形態の選択肢の多様化を促進します。

〔計画事業〕

○ 身近で多様な求人情報の提供の充実 本市ホームページ「しごと情報ひろば」でハローワークや求人情報誌等に掲載されていない身近な求人情報の提供を行っているが、経済団体等と連携し、ニーズに即した多様な就業形態による求人情報など、提供内容の一層の豊富化を図る。
○ 多様化する就業に関する情報提供 IT技術の進展により自宅で仕事をする「在宅ワーク」などの多様化する就業形態について、国等が行うセミナー等の情報提供の充実を図る。

4. 誰もが安心して働けるまちづくり

- (1) 障害者・高齢者・外国籍住民の雇用促進に向けての啓発の推進
- (2) 男女共同参画の推進
- (3) 公正な採用選考の徹底と企業啓発等の推進
- (4) 就職困難者等への就業支援の強化
- (5) 雇用保険制度の周知等

雇用・就業は、人間の持つ基本的権利です。そのため基本的人権を尊重した公正な採用選考が行われ、すべての人々の就職の機会均等が保障されることが必要です。そのため、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考に向けて、関係機関との連携を強化し、積極的かつ効果的な啓発等を推進します。また、様々な阻害要因を抱えているために、働く意欲がありながら、雇用・就業に結びつきにくい就職困難者等に対する支援を図ります。さらに、雇用保険加入等についての制度周知を図ります。

(1) 障害者・高齢者・外国籍住民の雇用促進に向けての啓発を推進します。

- ・障害者の職域拡大や雇用・就業機会の確保、働きやすい職場づくりに向けた市民・企業啓発等を行い、企業等の自主的取り組みを促進します。
- ・高齢者に対するきめ細かな職業紹介、相談を実施するとともに、年齢制限による排除ではなく知識・経験をいかした高齢者パワー活用の機運を醸成します。
- ・外国籍住民に対する就職差別や不利益処遇等の徹底に向け関係機関・団体と連携し企業啓発の推進を図ります。

〔計画事業〕

- 障害者雇用に向けての啓発の推進
民間事業者の認識と理解を高めるとともに、市民意識の高揚を図る。12月9日の「障害者の日」を中心とした啓発活動においても、広く市民、ボランティアの参加を求め、関係者が協力して内容充実を図る。また、精神障害者に対する偏見の解消に向け、10月の精神保健福祉月間を中心とした啓発を一層推進する。
- 精神保健福祉に関する啓発推進事業
精神保健福祉に関する正しい知識の普及と精神障害者への理解を深めるために、精神障害者を雇用し、「こころの健康センターのホームページ」の充実を行うとともに、こころの健康への正しい知識を学べる視覚的媒体としてビデオを作成する。

- 大阪労働局等と連携し、高年齢者の再就職を促進するため、求人年齢制限の徹底に向け、啓発に取り組む。また、高齢者の就業意識や就業形態の多様化等に対応した啓発活動を展開する。
- 就職差別や不利益処遇等の徹底に向け関係機関・団体と連携し企業啓発の推進を図る。

(2) 男女共同参画を推進します。

男女が平等に就業の機会を得、職場において平等に処遇される社会の実現をめざし、啓発等に努めます。また、仕事と子育ての両立支援のため、待機児童の解消や多様な保育サービスの充実を図ります。

〔計画事業〕

- 男女共同参画の推進
雇用の場における募集、採用、配置等について男女差別が禁止され、セクシュアル・ハラスメントの防止について事業主の雇用管理上の配慮義務や「男女共同参画社会基本法」の公布、施行及び基本法に基づく「男女共同参画基本計画」の策定などの法的整備が進められてきた。こうしたもつで、男女が平等に就業の機会を得、職場において平等に処遇される社会の実現をめざす。
- 男女共同参画の推進の支援
平成16年1月に施行された「大阪市男女共同参画推進条例」に基づき、市民、事業者等と協働して男女共同参画社会の実現に向けた多様な施策を総合的に展開するため、市民・事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動や取り組み等に対して、情報提供等の支援を行う。
- 男女共同参画セミナー事業（再掲）
クレオ大阪5館で実施するセミナーの中で、雇用関連テーマの講座を実施する。
- 保育所入所待機児童の解消
仕事と子育ての両立支援のため、多様な保育サービスの充実を図るとともに、待機児童の解消を図る観点から、保育所の新設・増設や駅前ビルを活用した分園整備などにより、特に保育ニーズの高い低年齢児を中心に入所枠の拡大を図る。
- 多様な保育サービスの充実
保育ニーズの多様化に対応し、身近な地域で必要な保育サービスの選択できるような保育時間の延長や病気の回復期にある子どもへの保育など、多様な保育サービスの充実を図る。

○ 多様な子育て支援サービスの実
 子育ての援助を提供できる方と援助を依頼したい方を組織化し、地域での相互援助活動を支援するファミリー・サポートセンター事業の充実を図る。

(3) 公正な採用選考の徹底と企業啓発等を推進します。

- ・ 市民や企業がさまざまな人権課題を正しく理解・認識し、差別のない公正な採用選考や就職の機会均等などについて、関係機関との連携を一層強化し、積極的かつ効果的な啓発等を推進します。
- ・ 解雇に関する法案審議などを踏まえて、労働基準監督署等との連携を図り労働相談の充実を図ります。

【計画事業】

- 市民や企業が人権問題を正しく理解・認識し、応募者本人の適性と能力に基づかない不合理な採用選考や差別につながる身元調査等を行わない、差別のない公正な採用選考を実施するよう、関係機関との連携を一層強化し、積極的かつ効果的な啓発を推進する。
- 大阪労働局、大阪府等の関係機関と連携し、「公正採用選考人権啓発推進員」の未設置企業に対する制度の周知を図る。
- 企業の立場から自主的に各種啓発活動に取り組む大阪府企業人権推進協議会との連携のもと、企業における人権意識の一層の定着を図る。
- 雇用及び職業における差別を禁止した「ILO第111号条約」は、人権が尊重される採用選考システムの確立につながる法的な整備に有効であり、早期批准に向け、国に対して引き続き要望する。
- 「社会通念上、相当として是認できない場合には、権利の乱用として無効になる」という判例や、解雇に関する法案審議などを踏まえて、労働基準監督署等の関係機関との連携を強化するとともに、アピオ大阪における労働相談の充実を図る。(再掲)

(4) 就職困難者等への就業支援を強化します。

- ・ 様々な阻害要因を抱えている就職困難者等の就業阻害要因を、人権文化センターやアピオ大阪等で実施する巡回相談を通じて見出し、一人ひとりに応じた就業支援メニューを提供し、就業阻害要因の克服や就業に関する意識・意欲の助長を図るとともに、関係機関が連携し、福祉施策をはじめとする諸施策を活用して、雇用・就業に結びつける地域就業支援事業の効果的展開を図ります。
- ・ 就職困難者等の雇用を促進するためには、地域の果たす役割が大きく、地域関係機関、NPO等との連携をより強化しつつ、地域就業支援事業の展開を図ります。
- ・ 就職困難者等の雇用・就業の促進を図るため、大阪府と連携して(社)おおさか人材雇用開発人権センターを支援します。
- ・ 障害者の職場拡大や雇用・就業機会の確保、働きやすい職場づくりに向けた市民・企業啓発等を行い、企業等の自主的取り組みを促進します。
- ・ 障害者の就業支援については、大阪市就業・生活支援センターや障害者会館など関係機関との連携により、支援の充実を図ります。
- ・ 高齢者については、生きがいづくりを含めた就業意識や就業形態の多様化に対応した取り組みが必要であり、各種相談をはじめ長年培った知識や経験が有効に生かされるよう、多様なニーズに対応した就業の場や機会の確保などを図り、積極的な社会参加を促進します。
- ・ 母子家庭の母等については、愛光会館等における各種事業の推進とともに、母子家庭等自立支援対策大綱に示された就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービス等、多様なサービスの整備を図るとともに、母子家庭の母等の就業を支援する関係機関との連携を深め、支援体制を整備します。
- ・ 外国籍住民については、市立学校、市立大学での就職相談の充実を図るとともに、アピオ大阪において各種言語での相談等が実施できるよう努めます。
- ・ 生活保護受給者については、就職に役立つ技能を得るための技能修得費などの生活保護法上の施策や、被保護者自立促進訓練事業を活用し、自立を支援します。
- ・ あいりん地域日雇労働者については、高齢化の進展により高齢日雇労働者の就業機会が減少しているため、就業と生活支援の両面の緊密な連携のうえに雇用就業機会の拡大を図り、その自立を支援します。
- ・ 「ホームレスに至る大きな要因は失業である」と言われており、近年の経済・雇用情勢の悪化等を背景に野宿生活者(ホームレス)が増加傾向にあります。「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の公布施行を踏まえ、国・府と連携し、自立のために就業の機会が確保されるよう努めます。
- ・ 本市発注事業を活用した就職困難者の雇用・就業を支援します。

【計画事業】

<p>○ 地域就労支援事業(再掲)</p> <p>障害者、中高年齢者、母子家庭の母等のなかで、働く意欲がありながら様々な要因により雇用・就業することができない就職困難者等に対して、相談事業を実施し、就業阻害要因の克服や就業に関する意識・意欲の助長を図り、関係機関・施設と連携しながら福祉施策など様々な施策を活用して継続的な支援を行い、雇用・就業に結びつけていく。</p>
<p>○ 福祉の店設置支援補助</p> <p>公共施設を活用して、喫茶・軽食や物品販売等のコーナーを設け、障害者の働く場を確保し、社会参加と自立の促進を図るとともに、地域住民と交流を図り、障害者理解を深める。</p>
<p>○ 障害者就業・生活支援センター事業(再掲)</p> <p>障害者の雇用の促進と職業生活における自立を図るため、就職や職場適応などの就業面の支援のほか、生活習慣の形成や日常生活の管理など一体的な支援を行う。</p>
<p>○ 大阪府障害者雇用促進協会助成(再掲)</p> <p>事業主に対して、障害者雇用に関することについて、相談、研修、啓発活動等を行い、障害者の雇用の促進と就業の安定を図る。</p>
<p>○ 大阪市職業指導センター事業</p> <p>知的障害者を対象に一般企業への雇用に向けて、職業訓練を行い、就業の促進を図る。</p>
<p>○ 知的障害者の情報処理訓練事業</p> <p>知的障害者に対し、情報処理技術の訓練を行い、事務系分野への職域拡大及び社会参加の促進を図る。</p>
<p>○ パソコン通信による情報処理訓練事業</p> <p>日々通所が困難な重度の身体障害者に対してインターネットを活用して在宅での情報処理技術の訓練を行い、就業機会の拡大及び社会参加の促進を図る。</p>
<p>○ 大阪市職業リハビリテーションセンター運営事業</p> <p>障害者の職業自立を図るため、各機関と連携を取りながら職業訓練を行い、その就業促進を図るとともに、啓発活動を行う。</p>
<p>○ 障害者就労支援援助者派遣事業</p> <p>障害者が企業等で実習を行う際に援助者が同行し、業務の習得方法や職場の適応への支援を行うことにより、障害者雇用の促進を図る。</p>

<p>○ 知的障害者長期受け入れプロジェクト</p> <p>療育手帳を所持する知的障害者を、公募により採用試験を実施し、1年間の非常勤嘱託雇用制を基本として本市で採用する。</p>
<p>○ ジョブコーチ派遣事業(再掲)</p> <p>「知的障害者長期受け入れプロジェクト」の実施にあたり、本市職員に対する事前研修などの就業相談事業および受け入れた知的障害者への相談・助言・指導業務を行うジョブコーチの派遣事業を、大阪市障害者就業・生活支援センターで行う。</p>
<p>○ 精神障害者通所授産施設の建設助成事業</p> <p>精神障害者の自立と社会経済活動の促進を目的に、就業に向けた訓練を行う通所授産施設の建設に対する助成を行う。</p>
<p>○ 知的・身体障害者通所授産施設の建設助成事業</p> <p>雇用されることが困難な障害者が通所して、就労や自立生活に必要な指導や訓練を受ける授産施設の建設に対する助成を行う。</p>
<p>○ 知的・身体障害者福祉作業センター等の運営助成事業</p> <p>在宅の障害者に作業指導や生活訓練等を実施している障害者福祉作業センター等に対し、運営費等を助成することにより、障害者の社会参加を促進し、福祉の向上を図る。</p>
<p>○ 大阪市シルバー人材センター事業</p> <p>定年退職後などに就業を通じて自己の労働能力を活用することにより、追加的収入を得るとともに、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対して随時的、短期的な仕事を提供する。</p>
<p>○ 大阪市シルバー人材センターを活用した公園清掃等の拡充</p> <p>大公園の清掃等の一部についてシルバー人材センターを活用した清掃等を導入している。大阪市では国際集客都市にふさわしく、また市民が誇れる美しいまちづくりを進めるため、大阪の顔となる大公園についてシルバー人材センターを活用した公園内清掃等の拡充を図る。</p>
<p>○ 高齢者生きがい就労支援センター事業(再掲)</p> <p>就業を通じて生きがいづくりや社会参加を希望する高齢者が、その意欲と能力に応じ、長年培った知識や経験が有効に生かされるよう、多様なニーズに対応した就業の場や機会の確保を行うとともに、仕事を通じて生きがいの充実を図る。</p>

○ 高齢者就労的生きがいづくり活動支援事業 (再掲)	高齢者がグループで事業を起こし、自主運営していくという「自発的・自主的な取り組み」を支援すること、「就業」と「生きがい」を結びつけた多様な活動の機会を提供する。
○ 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (再掲)	母子家庭の母等からの就業に関する相談に応じ、必要なカウンセリングを行うとともに、就業支援講習会の実施や就業情報の提供等一貫した就業・自立支援サービスを提供する。(母子家庭の母及び寡婦が対象。ただし、特別相談事業は父子家庭も対象。)
○ 母子家庭自立支援給付金事業 (母子家庭の母が対象)	母子家庭の母の安定した就業のために、職業能力開発講座の受講料や資格取得を目的とする養成校での受講期間中の生活費の一部を助成する等の給付金を支給する。
○ 母子家庭等実態調査事業 (母子家庭、父子家庭、寡婦が対象)	母子家庭等 (母子、父子、寡婦) の家庭生活及び職業生活の動向にかかる生活実態を調査するにあたり、母子家庭の母を調査員として雇用する。
○ 母子家庭等就職支援緊急講習事業 (母子家庭の母及び寡婦が対象)	母子家庭の母及び寡婦を対象とした短期間の集中的なパソコン講習会を実施し、技能習得につなげ就業促進を図るとともに、講師として障害者を雇用するなど、就職困難者の雇用機会を確保する。
○ 外国籍住民の雇用促進相談事業 (再掲)	・市立学校での就職指導や相談および市立大学での就職相談の充実を図る。 ・アピオ大阪において、トリオフォンの活用などにより、各種言語での相談等が実施できるように努める。 ・労働に関する相談について関係機関・団体と連携し適切に対応する。
○ 被保護者自立促進訓練事業	自立への意欲があるにもかかわらず、身体障害や病後体力減退等の理由により、雇用先が見つかからない生活保護受給者に対して、協力事業所で自立に向けた訓練を行う。
○ あいりん生活道路環境美化事業	近年、大幅に日雇い求人が減少していることから、あいりん内生活道路の清掃を行うことにより高齢日雇労働者に就業機会を与え、自立生活を助長するとともに、あいりんの環境美化を図る。

○ あいりん高齢日雇労働者等除草等事業	近年、大幅に日雇い求人が減少していることから、市内各所の市有地の除草作業を実施することにより、高齢日雇労働者の就業機会を創出し、自立生活を促進するとともに、市内各所の環境美化を図る。
○ あいりん高齢日雇労働者就労支援事業	あいりん地域内に生活する高齢日雇労働者を対象に、昼間の交流の場を提供、さらに就業による自立に向けた必要な能力や技術等を身につけるための講習会を実施することで地域内高齢日雇労働者のさらなる福祉の向上を図る。
○ 野宿生活者能力活用推進事業	公共職業安定所の求人情報以外のあらゆる求人情報の収集・提供や新たな求人開拓を行うとともに、技能講習による就業支援を行い野宿生活者の自立就業を促進する。
○ 自立支援センター整備・運営事業 (再掲)	自意思のある野宿生活者に対して宿所および食事を提供するとともに、健康診断・生活相談・指導および公共職業安定所と連携し、職業相談・斡旋等を行うことにより、就業による自立を図る。
○ 野宿生活者巡回相談事業 (再掲)	野宿生活者に対し、相談員が市内全域を巡回して面接相談を実施することにより、野宿生活者と社会の関係を維持し、自立に向けての支援を行う。
○ 野宿生活者対策 (仮設一時避難所の運営)	公園内の野宿生活者が仮設一時避難所へ入所することにより公園の機能を回復するとともに、自立支援センターへの入所等により、自立を支援する。
○ 公共施設等の環境美化事業	公園内仮設一時避難所の入所者が軽易な作業を行うことにより、自立意欲の助長を図り、就業に向けた自立を支援するとともに、公共施設等の環境美化を推進する。
○ (社) おおさか人材雇用開発センターへの助成など	様々な課題を有すために、就業が困難な人々に対し、求人情報の提供、人材開発・養成事業を実施し、雇用・就業の促進を図るために、行政、企業等により設立された公益法人(社) おおさか人材雇用開発人権センターに対して、大阪府と連携して運営助成を行うとともに、各分野の業界団体等に加入勧奨を行い、会員企業の拡大を図る。

○ 本市発注事業を活用した就職困難者の雇用・就業促進
 本市が発注する庁舎清掃など労働契約的業務における従事者の最低賃金や社会保険などの労働条件の確保、雇用の安定等の課題があることを踏まえ、一部に導入している低入札価格調査制度、最低制限価格制度の導入拡大等に取り組み。また、物品購入や役務の発注の際に、障害者雇用促進事業者(企業)等に対し優先策を講じ、障害者の雇用促進に努めるとともに、授産施設や障害者福祉作業センター等からの物品調達や事業発注を優先的に行うことや、就職困難者等の雇用・就業の促進を図るため、本市が発注する庁舎清掃などの業務の一部に「総合評価一般競争入札」制度を導入することについて積極的に検討を進める。

(5) 雇用保険制度の周知等

大阪労働局等と連携し、雇用保険未加入者の雇用保険加入について、事業主や市民に対して周知するとともに、既存の施策を活用して雇用保険未加入者を支援します。また、各種の助成金制度や、教育訓練給付制度などの各種の給付制度を紹介し、雇用保険制度全般に関する周知に努めます。

【計画事業】

- 公共職業安定所等の関係機関や地域における自主活動と連携し、雇用保険未手続き事業所に対する加入促進の周知や各種給付制度の広報等に努める。
- 本市ホームページや情報誌に雇用保険に関する各種の情報を掲載し、給付金や助成金などの制度について、市民への周知に努めます。
- 雇用保険未加入者等に対する職業能力開発事業(再掲)
 雇用保険未加入等により教育訓練給付制度を受けられない求職者に対して、資格取得講座を実施する。

5. 国の雇用施策への対応

- (1) 緊急地域雇用創出特別基金事業の有効活用
- (2) 国への働きかけの強化

厳しい雇用情勢に対応するため、平成13年1月から平成16年度までの3年3ヶ月の事業として、国において緊急地域雇用創出特別基金事業が創設されました。本市においては、就職困難者などの雇用確保に配慮しつつ、全庁的に基金を活用した事業の策定・実施に取り組み、雇用促進を図っていきます。また、雇用失業情勢の改善を図るための抜本的な景気・雇用対策は地方圏の実態に配慮し国の責任において取り組むべきものであり、大阪の状況を踏まえた施策の重点配分等について、国に要望していきます。

(1) 緊急地域雇用創出特別基金事業の有効活用を図ります。

雇用創出を図る観点から、国の推奨事例を参考にしながら、「教育・文化」「環境」「安全・防犯」「福祉」「福祉」「地域振興」の5つの分野で必要となる施策に重点的に取り組み、就職困難者等の就業機会の充実を図ります。また、緊急地域雇用創出特別基金事業における被雇用者について、臨時的雇用から常用雇用につながるよう努めます。

【計画事業】

- NPO法人実態調査及び活動支援事業(再掲)
 NPOとの協働を推進するため、協働可能な施策の検討と合わせて、NPO等の実態を調査し分析するとともに、活動支援のためのコーディネート・インターナーを配置し、情報提供・相談等を行う。
- 中途退学者に関する企業実態調査(再掲)
 若年者、とりわけ中途退学者は、安定した就業につながりにくいという実態があるため、中途退学者の就業状況や採用計画、企業が中途退学者に求める技能・知識などについて実態調査を実施する。
- 求人情報データベース化事業
 企業のホームページでの求人情報を収集し、データベース化して、労働職業相談に活用する。
- 労働・職業相談等事業の拡充
 現下の厳しい雇用情勢に対処するため、市民に身近な地域において、緊急かつ臨時的に労働職業相談等事業を実施する。

○ 小規模企業への専業委託推進事業 中小企業の雇用の安定や雇用創出を目的として小規模企業への事業委託を推進する。	○ 青少年の「集いの場」における意識調査 青少年が多く集まる「たまり場」において、青少年の様々な実態・意識・希望などを調査分析する。	○ めいわく駐車対策事業 大阪市では、国内外からの多数の来訪者が予想される国際的な様々なイベントが開催される。これらの時期にあわせ、都心部において、市民やドライバーなどにより、めいわく駐車をしないよう指導・啓発を行い、「めいわく駐車をしない、させない」意識を醸成し、駐車対策の推進を図る。このことにより、交通流の円滑化を図り、国内外からの来訪者に大阪市のまちづくりの成果を広くアピールする。	○ 駐車スペース実態調査 今後の駐車政策を検討するうえで必要となる、市内に存在する駐車スペースの台数及び利用実態を調査する。	○ あいりん生活道路環境美化事業 (再掲) 近年、大幅に日雇い求人が減少していることから、あいりん内生活道路の清掃を行うことにより、高齢日雇労働者に就業機会を与え、自立生活を助長するとともに、あいりんの環境美化を図る。	○ あいりん高齢日雇労働者等除草等事業 (再掲) 近年、大幅に日雇い求人が減少していることから、市内各所の市有地の除草作業等を実施することにより、高齢日雇労働者の就業機会を創出し、自立生活を促進するとともに、市内各所の環境美化を図る。	○ あいりん高齢日雇労働者就労支援事業 (再掲) あいりん地域内に生活する高齢日雇労働者を対象に、昼間の交流の場を提供、さらに就業による自立に向けた必要な能力や技術等を身につけるための講習会を実施することで地域内高齢日雇労働者のさらなる福祉の向上を図る。	○ 公共施設等の環境美化事業 (再掲) 公園内仮設一時避難所の入所者が軽易な作業を行うことにより、自立意欲の助長を図り、就業に向けた自立を支援するとともに、公共施設等の環境美化を推進する。	○ *レセプト点検事業 老人保健および国民健康保険のレセプト点検を強化し、より一層の医療費の適正化を図る。
---	---	--	---	--	--	--	---	--

○ 母子家庭等就職支援緊急講習事業 (母子家庭の母及び寡婦が対象) (再掲) 母子家庭の母及び寡婦を対象とした短期間の集中的なパソコン講習会を実施し、技能習得につなげ就業促進を図るとともに、講師として障害者を雇用するなど、就職困難者の雇用機会を確保する。	○ 母子家庭等実態調査事業 (母子家庭、父子家庭、寡婦が対象) (再掲) 母子家庭等 (母子、寡婦) の家庭生活及び職業生活の動向にかかるとともに、生活実態を調査するに当たり、母子家庭の母を調査員として雇用する。	○ 世界柔道選手権大会等の会場となる公園における周辺美化事業 世界柔道選手権大会等の会場となる公園内の環境美化を促進するとともに、障害者の雇用の促進を図る。	○ 障害者就労支援援助者派遣事業 (再掲) 障害者が企業等で実習を行う際に援助者が同行し、業務の習得方法や職場の適応への支援を行うことにより、障害者雇用の促進を図る。	○ 精神保健福祉に関する啓発推進事業 (再掲) 精神保健福祉に関する正しい知識の普及と精神障害者への理解を深めるために、精神障害者を雇用し、「こころの健康センターのホームページ」の充実を行うとともに、こころの健康への正しい知識を学べる視覚的媒体としてビデオを作成する。	○ 大阪市シルバー人材センターを活用した公園清掃等の拡充 (再掲) 大公園の清掃等の一部についてシルバー人材センターを活用した清掃等を導入している。大阪市では国際業務都市にふさわしく、また市民が誇れる美しいまちづくりを進めるため、大阪の顔となる大公園についてシルバー人材センターを活用した公園内清掃等の拡充を図る。	○ 構造転換対応人材育成支援事業 社会経済情勢の変化に適合するよう高度化を目指す中小企業団体等へ新技術やマーケティングのノウハウを持つ人材を派遣して支援する。	○ ものづくり地域ネットワーク再生事業 有望な技術や製品を有する企業の情報収集及び新技術開発ニーズ等を把握し、ものづくりネットワークを構築する。	○ 不法投棄防止夜間パトロールの強化 不法投棄防止対策として不法投棄の常習場所を中心として、現行毎日1隊 (6～9月) は2隊) の夜間パトロールを実施している。この現行の夜間パトロールを拡充し、現行のパトロールと併せて毎日2隊のパトロール体制をとり、不法投棄防止対策を強化する。
--	---	---	--	---	--	--	---	---

<p>○ 啓発指導員（*サイクルサポーター）による放置自転車対策事業 啓発指導員（サイクルサポーター）を配置し、正しい自転車利用の啓発活動と自転車駐車場への誘導や利用促進を行い、放置自転車の解消に努める。</p>
<p>○ 世界柔道選手権大会開催に伴う美化対策事業 世界柔道選手権大会開催日程にあわせ、会場周辺及び主要駅周辺の道路を中心に、違反広告物を集中的に除却する。</p>
<p>○ 橋梁、横断歩道橋の点検調査 高架橋やトンネルのコンクリート片落下事故などを受け、平成 11、12 年度の 2 カ年で高架橋の詳細点検を実施した。引き続き高架橋以外の道路橋 450 橋と横断歩道橋 216 橋の詳細点検を行う。</p>
<p>○ 学校教育情報化促進事業 本市全小・中学校に情報技術者を派遣し、 ・教職員の情報機器活用への支援 ・マルチメディアを活用した教材作りへの支援 ・学校からの情報発信に対する支援 等を行う。</p>
<p>○ 小学校における学級・学校支援事業 学校の活性化のため、教育に情熱を持った若い人材を配置する。</p>
<p>○ *デジタルミュージアムの推進 美術館・自然史博物館における館藏品や資料のデジタル化とデータベース化を推進し、インターネットを通して、一元的に情報を発信する。</p>

(2) 国への働きかけを強化します。

- ・ 雇用失業情勢の改善を図るための抜本的な景気・雇用対策は、地方圏の実態に配慮し国の責任において取り組むべきものです。現下の大阪を取り巻く厳しい環境に鑑み、緊急地域雇用創出特別基金事業をはじめ各種施策の大阪への重点配分等について、国に強く求めていきます。
- ・ 今日の深刻な雇用不安が進行するなか、中高年齢者の再雇用が年齢制限などにより、雇用・就業に結びつかないといったことがないよう募集及び採用に ついての年齢制限の撤廃といった実効性のある制度の充実を国に強く求めていきます。
- ・ 雇用及び職業における差別を禁止した「ILO第111号条約」は、人権が尊重される採用選考システムの確立につながる法的な整備に有効であり、早期批准に向け、国に対して引き続き要望してまいります。
- ・ 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、安定した雇用の確保に関する施策として、実効性のある特別就労対策事業が全国それぞれ の自治体で実施されるよう引き続き要望してまいります。
- ・ あいりん対策については、本市が取り組んでいる各種事業に対する国庫補助 制度の創設ならびにあいりん地域の環境改善をめざしたまちづくりのための 特別の財政措置、雇用創出のために実施している高齢者就労支援事業に対す る財政措置等についての要望を強く行っています。
- ・ *セーフティネットとして、雇用保険制度を含め総合的な雇用対策ならびに雇 用施策にかかるとる権限委譲や財源の確保など、政令指定都市を含め関係機関と 連携しつつ国に要望してまいります。

むすび

近畿の完全失業率は全国平均より高く、なかでも大阪は非常に厳しい状況が続いています。その大きな背景として、産業面の構造的な要因が指摘されています。

経済活動のグローバル化、IT化などによる産業・社会構造の変化、少子高齢社会の進行など、経済・社会基盤の大転換期にあつて、終身雇用と年功賃金制によって成り立ってきた雇用・労働をめぐる環境は、中長期にわたって大きく変化するものとみられます。

こうしたなかで、障害者の就職件数が減少傾向を続けていることなど、就職難者を取り巻く雇用環境は一層厳しくなっております。また、中高年齢者はもとより、若年者においては、新規高卒者の就職内定状況も非常に厳しく、さらには学卒未就職者や早期離職者、失業者、フリーターなどの不安定就労者などが増加しており、将来の社会の活力の維持や経済、社会全体への影響が危惧される状況にあります。

本プランは、早急に取り組みむべき5点を柱とする基本的な考え方のもとに、向こう3年間の取り組みの方向性を示しましたが、状況の変化に即応していくため、計画事業については効果的な実施に向けて不断に見直すとともに、新たな事業等の検討を行うなど、限られた財源を有効に生かして市民サービスの向上を図っていきたく考えております。

本市においては、引き続き、経済団体や大阪府等との連携のもと、大阪産業の再生・活性化に向けて取り組み、「活気づく豊かなまちづくり」を進めます。そして、市民発意の新たな起業領域となつているNPOや、さらにはコミュニティビジネスなど自発的・自主的な市民の取り組みへの支援・協働への基盤づくりや、価値観の多様化のもとで地域の実情や当事者ニーズにあつた就業の多様性の確保に取り組み、大阪らしい「新たな挑戦や再挑戦がしやすい」、「多様な働き方が可能な」、「誰もが安心して働ける」まちづくりを進めていきます。

また、高齢者や障害のある人等が社会生活を営むうえで障壁（バリア）となるものを除去するバリアフリーから、障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらずあらゆる人が同等に日常生活や都市活動を安全で快適に行えるよう最初から障壁をつくらないというユニバーサルデザインの推進が、大阪産業が培ってきた技術・技能の継承・発展、働く場の拡大、雇用創出に結びつくという側面にも着目する必要があると見ます。さらに、可能な限り早期の段階からの「キャリア形成」の支援などを通じてたチャレンジ精神旺盛で、多様な資質の開花をめざした人材育成の課題などに向けて、引き続き取り組んでまいります。

抜本的な景気・雇用対策については、政令指定都市を含め関係行政機関や産業界等と連携し、地方圏の実情に応じた各種施策の重点配分等について、国への働きかけを強化するとともに本市における取り組みを通じて、「いきいきとした大阪の再生」「より働きやすく、住みやすい」まちづくりをすすめてまいります。

◇用語の説明

ILO第111号 条約	労働者の基本的権利の確保、労働条件の向上のための活動を行っている国際機関であるILO（国際労働機関）が策定した、雇用・職業上の差別待遇を受けない権利を保障した条約で、差別の定義や雇用・職業上の機会均等を促進するための国内施策の実施などについて定められている。日本では、国内法制との関係で、現在のところ批准されていない。
インキュベータ	英語で「卵の孵化器」「未熟児の保育器」という意味で、創業ないし創業まもない企業等や新分野展開を図る企業等に対して、不足する資源（ソフト支援サービスや低賃料スペースなど）を提供し、その成長を促進させることを目的とした施設。
インターンシップ	学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリア（職業経験）に関連した就業体験を行うことで、学校と企業等との連携によって行われるもの。学生が就業に対する理解を深め、職業観の醸成をはかり、社会に出る機会を提供する。
ウェブサイト	企業・団体・個人が公開している情報番組。または、情報番組が置かれているコンピュータのこと。一つ一つの情報ページは「ウェブページ」といい、この2つの言葉のかわりに「ホームページ」という言葉がよく使われる。
キャリア形成	転職や専門職などへの就職のため専門的技術などの能力を身につけること。職歴・経歴の形成。向上きに転職する場合は「キャリア・アップ」、逆の場合は「キャリア・ダウン」という。
コーディネーター	各種事業において、連絡調整や情報提供、指導などを行い、事業に携わる関係者間の調整を行うもの。
コミュニティ ビジネス	地域社会のニーズを満たす財・サービスの提供等を有償方式により担う事業で、単に経済的利益のみを目的とするのではなく、生活者の立場に立ち、様々な形で地域の利益の増大を目的とする事業。
サイクル サポーター	市内の違法駐車が多い駅において、正しい自転車利用の啓発活動等を行う啓発指導員の愛称。
サテライト方式	一般には「衛星」を意味するが、大学院などで、社会人を中心とする大学院教育の推進の観点から、大学院教育の一部を本校以外の社会人等の利便の良い場所（企業等が多数存在している地域）に、教育研究指導の場を設けること。
ジョブコーチ	障害者の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤などを実際に援助を行う者。

シーズ	大学等の研究者が所有する（共有する場合も含む）特許権や実用新案権等の知的所有権（申請中のものも含む）若しくは大学等の研究者の発表論文に掲載された研究成果のこと。
セーフティネット	サーカスで、万が一に備えて網の下に張る安全ネットのこと。雇用のセーフティネットとは①職業紹介機能の充実 ②職業訓練の機会提供 ③失業者の生活支援の3点からなる。
タウンマネジメント組織	中心市街地の商業集積を一つのショッピングモールと見立てて、整備運営していく組織のこと。商店街組織、行政、商工会議所（商工会）など関係機関・団体が協働しながら任務を遂行していく。
デジタルミュージアム	ミュージアム（美術館・博物館など）に集積されている多様な館蔵品や資料などをデジタル情報に変換して、コンピュータ上で提供することにより、より広く情報提供を行う機能のこと。
データベース	膨大な情報（データ）を随気テープやハードディスクなどの形でコンピュータに記憶させ、必要ときに素早く取り出すことができるシステムのこと。
トライアル雇用	ハローワークが紹介する若年者等を事業主が短期間（3ヶ月）雇用し、その間業務遂行に必要な指導などを行う制度で、実施した企業には奨励金が支給される。本採用を義務付けるものではないので、事業主は若年者等の資質を雇用期間中にはかることができ、また、若年者等は自らに適した仕事であるかどうかを判断することができるため、双方にメリットがある。
トリオフォン	電話サービスのひとつで、契約者が通話中にフックボタンを操作することにより通話を保留しながら第三者を呼び出し、再びフックボタンを操作により三者で相互に通話ができるサービスのこと。本プランでは外国人からの問い合わせに対する通訳機能を果たすことを想定している。
バイオ、ロボット関連産業	バイオテクノロジー（生命技術、生命工学、生物の機能を応用した工業技術）並びにロボット工学に関連する産業で、今後の成長が見込まれる産業分野である。
パイロット事業	ある事業を本格的に実施する前に、実験的・試行的に事業を実施すること。モデル事業の実施により当該事業の効果測定・問題点の把握等を行うことができ、当該事業を効率的に実施することが可能となる。
ビジター	ある目的を持って、他の地域から訪れる訪問者のこと。このプランでは他地域から大阪府を訪れる観光客や宿泊客、滞在者を指している。
ビジネスマッチング	企業と企業の間や企業と起業家の間などで、各自がもつ多様な資源（人的資源、技術・技能、製品など）を引き合わせることににより、新たな製品開発や事業展開などをはかること。

ベンチャー企業	英語で「ベンチャー」とは「冒険、投機」「危険を冒して行うこと」の意味であり、「ベンチャー企業」とは、新しい分野に、専門技術を駆使し、チャレンジ精神を持って、果敢に挑む創造的企業を意味する。
マイスター	ドイツ語で「親方、大家、名人」を意味する言葉、優れた技術・技能を持つ者を「マイスター」として認定し、優れた技術・技能者やその職業について広く社会に知らしめるとともに、技術・技能に携わる方々の励みにする。加えて、「マイスター」が後進の指導に当たること、その優秀な技術・技能を将来に伝え、人材育成を図ることを目的とする。
ミスマッチ（雇用の）	「不十分な組み合わせ」と言う意味で、求職側・求人側双方の要望が適合せず、雇用に至らない状況を指す。
ユニバーサルデザイン	設計段階から、年齢や能力にかかわらず、すべての人が共通して利用できるものや環境をつくっていくこととする考え方。バリアフリーが障壁を除去することであるのに対し、最初から障壁をつくらないという発想に立っている。
レセプト	医療機関が患者のかかった医薬費を保険者である市町村や保険組合に請求する診療報酬明細書のこと。
ロジスティクス	材料調達から生産、保管、販売までの全体的な流れを統合した戦略的システム
ワーカーズコレクティブ	メンバー全員が出資、経営、労働の一人三役を担う協同組合方式の非営利事業。「他人に雇われない」という点で、NPO法人など他の非営利事業とは一線を画したものである。
ワークシェアリング	雇用の維持・創出を図ることを目的として労働時間の短縮を行うものであり、雇用・賃金・労働時間の適切な配分を目指すもの。

大阪市雇用・就労支援ケース検討会議設置要綱

1 目 的

大阪府就労支援ケース連絡協議会指針に基づき、地域就労支援事業の中で、雇用・就労にかかる対応困難な相談事例の協議・調整を行い、同連絡協議会に報告する事例を決定するとともに、地域就労支援事業に関する情報交換・連絡調整を行い、相談者ができるだけ速やかに雇用・就労できるよう図るため、「大阪市雇用・就労支援ケース検討会議」を設置する。

2 構 成

会議は、以下に掲げる者で構成する。

- (社)大阪市人権協会事務局事業企画部長
- 大阪労働局職業安定部職業対策課課長補佐
- 大阪市健康福祉局福祉本部生活福祉部保護課長
- 大阪市健康福祉局福祉本部児童施策部児童福祉課長
- 大阪市健康福祉局福祉本部障害者施策部生活支援担当課長
- 大阪市健康福祉局福祉本部高齢者施策部高齢福祉課長
- 大阪市市民局市民活動推進部就労支援担当課長
- 大阪市地域就労支援センター所長

※事案により必要がある場合には、生涯学習、学校教育等大阪市の関係者が適宜参加するものとする

3 会議の内容

- ・雇用・就労にかかる対応困難な相談事例について、総合的な視点から協議・調整を行い、大阪府就労支援ケース連絡協議会に報告する事例の決定を行う。
- ・地域就労支援事業に関する情報交換・連絡調整を行う。

4 会議の開催

会議は、概ね月1回開催するものとし、必要の都度開催する。

5 会議の運営

- (1) 会議の議決は、委員の合議による。
- (2) その他会議の運営に必要な事項は、別に定める。

6 事 務 局

大阪市市民局市民活動推進部雇用・勤労施策室が行う。

7 個人情報保護

ケース検討会議の運営にあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適正に取り扱い、個人情報の保護に努めなければならない。

附 則 この要綱は、平成15年3月28日から施行する。

大阪市雇用・就労支援ケース検討会議指針

1 設置目的

地域就労支援事業は、障害者、母子家庭の母親、中高年齢者などの中で、働く意欲がありながら、さまざまな要因により雇用・就労を実現できない人びと（以下「就職困難者等」）に対し、一人ひとりに応じたサポートプランを提示し、就労阻害要因の克服や就労に関する意識・意欲の助長を図り、関係機関が連携して、福祉施策をはじめとする施策を活用し、雇用・就労に結びつける事業である。本市では、この事業を（社）おおさか人材雇用開発人権センター（以下「C-STEP」）に委託して、同センター内に大阪市地域就労支援センター（以下「地域就労支援センター」）を設置し、大阪府と連携して実施している。大阪府では、市町村が地域就労支援事業を進める中で発生する対応困難な事例の協議・調整を行うため大阪府就労支援ケース連絡協議会を設置しており、その連絡協議会へ報告するには、市町村でケース検討会議を設置し、協議をすることを義務づけている。本市においては、地域就労支援センターから報告される雇用・就労にかかる対応困難な相談事例について、総合的な視点から協議・調整を行い、大阪府就労支援ケース連絡協議会に報告する事例を決定するとともに、地域就労支援事業に関する情報交換・連絡調整を行い、相談者ができるだけ速やかに雇用・就労できるよう「大阪市雇用・就労支援ケース検討会議」を設置する。

2 事業内容

(1) 雇用・就労にかかる対応困難な相談事例

地域就労支援センターへの相談事例のうち、雇用・就労にかかる対応困難な相談事例について、地域就労支援センターの報告をもとにその対応策を総合的な視点から協議・調整を行い、大阪府就労支援ケース連絡協議会に報告する事例を決定する。

(2) 地域就労支援事業に関する情報交換・連絡調整

大阪府就労支援ケース連絡協議会からの情報を共有するとともに、相談者を雇用・就労に結びつけるための国の施策等に関して、情報を交換し、本市における地域就労支援事業の充実強化をはかる。

3 運営方法

(1) 開催

概ね月1回開催するものとし、必要の都度開催する。

(2) 協議・調整する事例

- ・ 地域就労支援センターでの地域就労支援コーディネーターの活動と公共職業安定所などの協力により、基本的には、相談者は、能力開発分野さらには雇用・就労へとつながるものと思われるが、そうならない困難な相談事例
- ・ C-STEPへ推薦することが望ましい事例
- ・ 本検討会議での協議・調整を必要とする事例かどうかの判断は、地域就労支援センター内のサポートプラン調整連絡会議で行うものとする。

(3) 具体的手続き

- ① 地域就労支援センター内のサポートプラン調整連絡会議において本検討会議で協議・調整を要する事例を決定する。
- ② 地域就労支援センターから事例の概要、相談の経過等を本検討会議の事務局に提出する。

- ③ 事務局は、書面により本検討会議を召集する。
- ④ 本検討会議において、地域就労支援センターより事例についての報告を行う。
- ⑤ C-STEPへ推薦する事例については、地域就労支援センターが、事前にC-STEPと調整を行いC-STEPの見解についても併せて報告する。
- ⑥ 本検討会議における協議の結果
 - ア) サポートプラン内容を総合的に協議・検討し、その他の措置が適切と考えられる場合などには修正等を行い、相談者にとって最もふさわしいものとなるように図る。なお、個人情報に対し格段の配慮をするものとする。
 - イ) C-STEPへ推薦の決定がなされた場合は、その事例について、すみやかに大阪府就労支援ケース連絡協議会（事務局：大阪府雇用推進室）まで、提出する。

地域就労支援事業の概要

「地域就労支援事業」とは、働く意欲・希望がありながら、雇用・就労を妨げるさまざまな障害要因を抱える就職困難者等を対象に、身近な行政である市町村が、あらゆる雇用・就労施策や福祉施策などを活用し、地域の関係機関などと連携しながら、雇用・就労を支援する事業であり、平成 14 年度から府内 19 の市町村において開始され、平成 16 年度以降、残る市町村においても順次本事業に着手する予定となっている。

1. 事業概要

1) 事業の目的

地域就労支援事業は、市町村をはじめとする地域の関係機関の協力・連携・支援により、就職困難者等が自立・就労し、意欲と能力に応じて生き生きと働くことのできる社会の実現をめざすことを目的とする事業である。

具体的には、

- 就職困難者等に対して
- 市町村が雇用・就労を促進するために一人ひとりに応じた就労支援メニューを実施し、就労障害要因の克服や就労に関する意識・意欲の助長を図り
- それを地域の関係機関が連携することで雇用・就労につなげ、一人ひとりの自立・就労を支援する

事業の流れとなっている。

2) 事業の対象

この事業の対象となる就職困難者等とは、

①被害者、母子家庭の母親、中高年齢者、同和地区出身者などの中で、働く意欲がありながら、雇用・就労を妨げている物理的・心理的・社会的なさまざまな就労障害要因があるために、雇用・就労を実現できない者

②雇用・就労に関する意識が著しい学卒無業者

としている。

3) 地域の問題

この事業における「地域」とは、概念的には住民の自立・就労を支えるために人と人とが創り出すコミュニティとしていますが、実際に事業を進めるにあたっては市町村単位の基本としつつも、事業の適切な機能が発揮できる範囲が地域事情に応じて考慮されることが期待される。

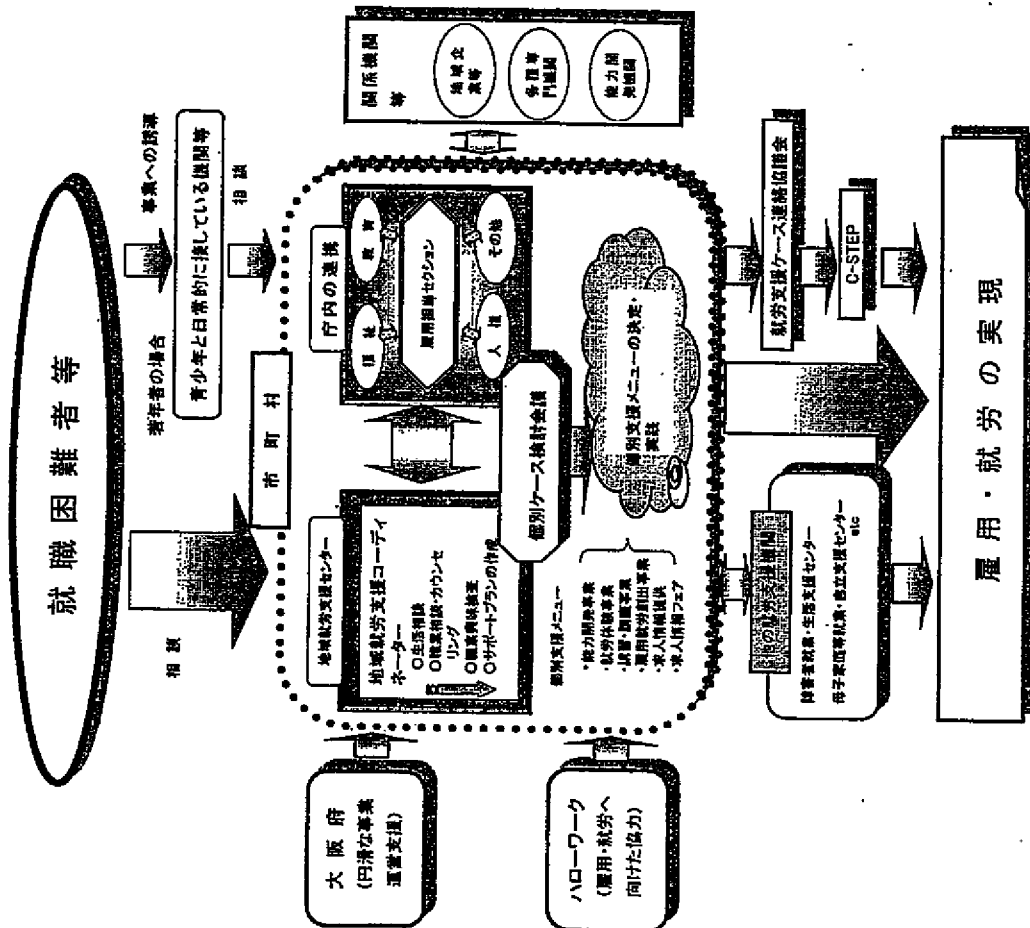
（本事業における用語の定義）

※雇用……労働基準法の適用される事業所または事務所において使用され、使用に対する報酬として最低賃金法に定める賃金を支払われることを内容とする労働者と使用者との間の労働供給契約関係をいう。

※就労……「雇用」とは、「雇用」を除き、賃金を得ることを目的とする・しなないに働かず、仕事に従事することをいう。また、「就労」を単独で用いる場合には、「雇用」を省略して従事すること全般を意味する。

地域就労支援事業の概要

地域就労支援事業における雇用・就労実現までのフロー



2. 実施に至るまでの背景

本事業が実施に至るまでの背景については、次の点が挙げられる。

1) 制度的な背景

雇用行政における地方分権の推進

平成12年4月の地方分権推進一括法、改正雇用対策法により地方公共団体が雇用行政に取り組む旨の努力義務規定が設けられ、なかでも市町村が雇用行政の一翼を担うこととなったこと。

2) 社会的な背景

「福祉から就労」への気運の盛り上がり

厚生労働省が平成14年1月に発表した「低所得者の新たな生活支援システム検討プロジェクト報告」では、「社会的に支援が必要な人々が、一人ひとりの能力を十分に発揮し、自立して生きることができよう、広範な生活支援のあり方を考えるべき」とされています。すなわち、働く意欲・希望のある人に対しては、様々な施策と合わせて、就労支援施策を展開する必要があります。これらの気運が高まってきていること。

「雇用・就労」に関するバリエーションの推進

少子高齢化社会、安定経済成長時代の到来など、住民を取り巻く社会経済状況は大きく変化しており、価値観の多様化などに伴い、一人ひとりの就業形態も多種・多様になってきているなかで、若年者のフリーター問題、生活保護あるいは年金生活、さらには配属者の扶養排除などと、就労による所得との差額の問題や外国人の就労に関する在留資格、ホームレス等の雇用・就労問題など、様々な課題が生じてきている。

今後、各種施策の展開と合わせて、心理的な偏見や差別、既存の制度や枠組みでの障壁の除去などを図り、雇用・就労の促進を図っていくことが必要とされていること。

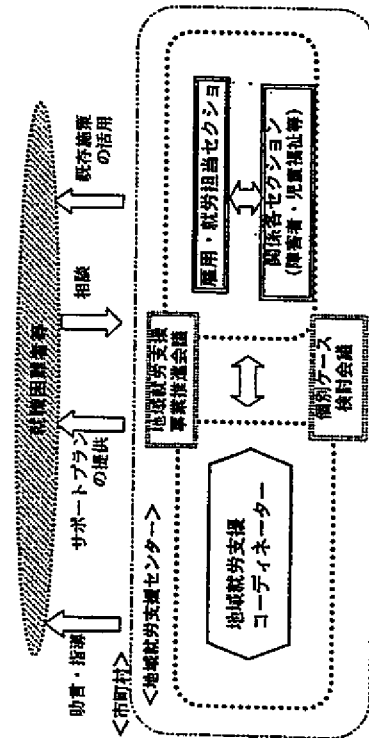
自立と連帯を支援する「新しい公」の創造

道徳感、相互扶助といった人と人とのつながりが、希薄化している現在、すべての人を孤独や孤立、排除や摩擦から保護し、健康で文化的な自立した生活の実現につなげることでできるよう、社会の構成員として包み支え合う社会（ソーシャル・インクルージョン）の構築のため、行政だけでなく、自治会、NPO・ボランティアなどを含む地域社会におけるさまざまな機関・団体が連携（「新しい公」の創造）していくことが求められている。また、職業に対する目的意識が希薄な学卒無業者については、行政や地域社会、関係機関・団体などが連携・協力して、彼ら彼女らを社会の一員としてとらえ、意識・意欲の改革・醸成を図りつつ、雇用・就労支援を進めていくことが求められていること。

3. 市町村における事業の推進体制と機能

地域就労支援事業では、美筋市町村が、就職困難者等からの相談窓口として地域就労支援センターを設置し、ここで地域就労支援コーディネーターが就職困難者等からの相談に応じ、相談者一人ひとりに対応した助言・指導を行うとともに、職業能力開発講座や求人情報提供サービスなどを実施することにより、雇用・就労の支援を行うこととしている。

《市町村における地域就労支援事業の概念図》



地域就労支援事業を実施する市町村における各パートの役割については、概ね以下のとおりとなる。

1) 地域就労支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）

- 役割：就職困難者等への個別対応、雇用・就労への誘導を行う
- 資質：雇用・就労施策をはじめ福祉施策や生活支援などに関する知識・経験を有し、地域事情にも精通
大阪府が実施する「地域就労支援コーディネーター養成講座」の修了者であること

○機能：①雇用・就労に関する身近な相談窓口としての機能を担う

②就職困難者等と個別に面談し、就労阻害要因の抽出と整理を行う

③就職困難者等の相談内容に関わる関係者との連絡・調整を行う

④雇用・就労に活用できる各種施策に関する情報を就職困難者等に提供する

⑤就職困難者等が各種施策を活用するにあたって、就職困難者等と関係機関に誘導する

⑥地域における求人情報を収集するとともに、雇用・就労の機会・場の開拓・発掘に努め、就職困難者等に情報を提供する

⑦事業主として独立しようとする就職困難者等には、起業化やNPO設立などに関する情報を提供するとともに、助言や指導を行う

⑧就職困難者等の就労阻害要因を解消し自立に向けた方策を協議する個別ケース検討会議に参画する

⑨就職困難者等一人ひとりの就労阻害要因の克服に資することのできるサポートプランを作成し、就職困難者等に提示し、実践を助言・指導する

⑩サポートプランを実践する就職困難者等との日常的な連絡に努めるとともに、実践を終えた就職困難者等をハローワーク等に誘導する

⑪場合によってはコーディネーター自ら企業・事業所等を訪問し、就職困難者等の雇用・就労を直接依頼することも行う

⑫就職困難者等が就職した後の定期的な雇用・就労状況を確認する

⑬個別ケースの評価・とりまとめを行う など

※その他：①組織・体制……コーディネーター機能については、就労に関する相談窓口としての機能などを併せ持った組織体（NPO等）が担うことも考えられる。

②人材等の選定……雇用・就労施策をはじめ福祉施策や生活支援などに関する知識・経験を有し、地域事情にも精通した人材の発掘・養成に努める必要がある。

2) 個別ケース検討会議

○役割：就職困難者等の就労阻害要因の克服に向けた協議・調整を行う

○構成員：コーディネーターをはじめ、雇用・就労、人権問題、障害者福祉、生活保護、児童福祉、高齢者福祉、生涯学習、学校教育の関係セクションやハローワークなどの関係機関の担当者など

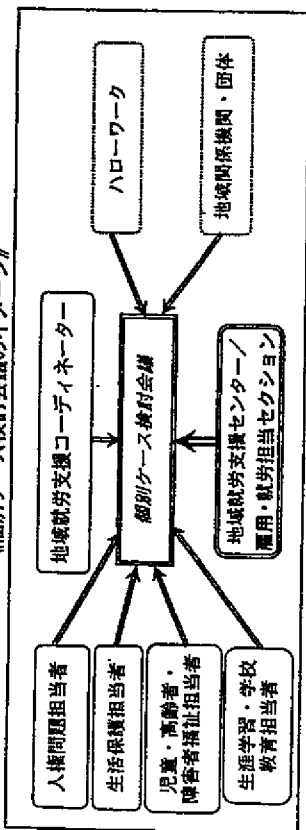
○機能：①一人ひとりの就労阻害要因の克服に適したサポートプランの調整・成案化を行う

②サポートプランを実践した就職困難者等をハローワーク等に誘導する

③個別ケースの評価・とりまとめを行う など

○開催：必要に応じて適宜、会議を開催する

《個別ケース検討会議のイメージ》



3) 地域就労支援センター

- 役割：就職困難者等の身近な対応窓口
- 機能：①就職困難者等からの雇用・就労に関する身近な相談に応じる
②各種相談窓口から送られてきた就職困難者等の雇用・就労に関するケースをコーディネーターに伝達・指示する
③就職困難者等の個人情報管理する
④雇用・就労に関連する各種施策を収集、整理し、コーディネーターや就職困難者等に情報提供する
⑤地域における求人情報や起業化、NPO設立などに関する情報を提供する
⑥就職困難者等の就労支援策を協議する個別ケース検討会議の運営を行う
- 設備：①サポートプランを実施する就職困難者やコーディネーター等との日常的な連絡を行う
②サポートプランの実施に際して、事業に関わる企業等との情報交換など連携を緊密にする
③場合によっては企業等へ就職困難者等の雇用・就労を直接依頼することも行う など

4) 雇用・就労担当セクション

- 役割：雇用・就労施策の企画・立案と統括、及び地域就労支援事業の推進
- 機能：①地域就労支援センター以外の雇用・就労に関する相談窓口となりうる
②場合によっては市内各種相談窓口からの就職困難者等の雇用・就労に関するケースをコーディネーターに伝達・指示することも行う
③就職困難者等の個人情報管理する
④地域就労支援事業推進会議の運営（事務局機能）を行う

- ⑤雇用・就労に関連する各種施策を収集・整理し、地域就労支援センターやコーディネーター、就職困難者等に情報提供する
- ⑥関係機関が実施する各種施策を就職困難者等に適用できるように関係機関に配慮を依頼する
- ⑦地域における求人情報を収集するとともに、雇用・就労の機会・場の開拓・発掘に努め、就職困難者等に情報を提供する
- ⑧起業化やNPO設立などに関する情報を収集、整理し、地域就労支援センターやコーディネーター、就職困難者等に情報を提供する
- ⑨起業化などに関する施策を検討する
- ⑩就職困難者等の就労支援策を協議する個別ケース検討会議の運営を行う

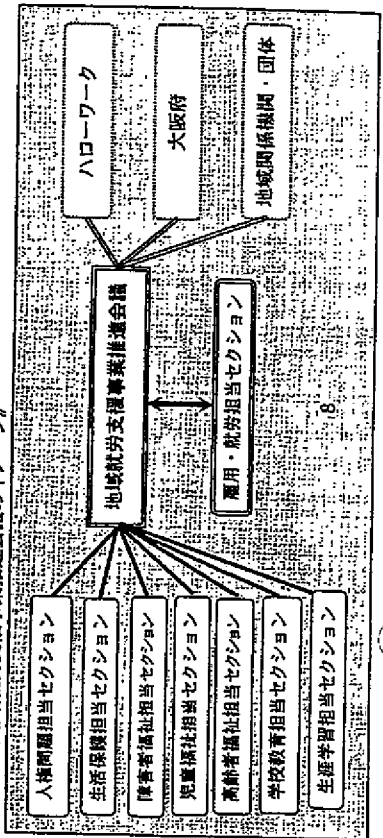
⑪就業阻害要因の克服に資する就労支援事業メニューの企画・立案・調整を行う

- ⑫就業支援事業メニュー等の推進に関して、企業等の協力を要請することともに、緊密な情報交換を行う
- ⑬企業等へ就職困難者等の雇用・就労を直接依頼することも行う
- ⑭個別ケースの集約・分析と地域就労支援事業全般の効果を測定する
- ⑮事業全般の効果測定・評価などをもとに事業全体の検証、改善の検討する など

5) 地域就労支援事業推進会議

- 役割：地域就労支援事業の推進を総合的に調整する
- 構成員：市内及び関係機関の雇用・就労に関わる責任者など
- 機能：①地域就労支援事業遂行に関して地域関係機関との連携関係を構築・維持する
②就業阻害要因の克服に資する就労支援事業メニューの企画・立案・調整を行う
- ③個別ケースの集約・分析と地域就労支援事業全般の効果を測定する
- ④事業全般の効果測定・評価などをもとに事業全体の検証、改善の検討する など

《地域就労支援事業推進会議のイメージ》



4. 事業主体別の役割

地域就労支援事業が円滑に実施されるためには、市町村、大阪府、国、企業においてそれぞれが、担うべき役割を十分に果たすことが必要不可欠となる。ここでは、事業主体別に求められる役割について説明する。

1) 市町村に求められる役割

①「市町村版（仮称）雇用・就労支援計画」の策定と事業推進
市町村における地域就労支援事業に関する基本的な理念や方針を策定するとともに、これに基づき、地域就労支援事業を展開する。

②雇用・就労担当セクションの配置
市町村における雇用・就労に関する施策・事業を企画・立案・統括する組織を位置づけ、福祉・教育等の関係各セクションとの連携・調整を行うとともに、地域企業・事業所、住民団体など地域の関係機関との連携を図ることが望まれる。

③地域就労支援事業推進会議の設置
庁内及び関係機関の雇用・就労に関わる責任者などで構成する会議を設置し、関係する各種情報提供や施策の活用などに関する支援・協力を協議・調整するとともに、地域就労支援事業の運営、効果点検などを統括する。

④地域就労支援センターの設置
コーディネーターの活動拠点であり、雇用・就労に関する相談や求人・求職情報の提供機能を担うセンターを設置する。

⑤地域就労支援コーディネーターの確保
就職困難者等や地域事情に精通した人材を確保し、カウンセリングに関する知識・経験の蓄積の機会を提供するとともに、雇用・就労施策をはじめ、生活支援や福祉施策などに関する知識・情報を提供する。

⑥その他事業推進に関する役割
就職困難者等の就労阻害要因や生活状況などに関する把握に努める。
雇用・就労を支援するボランティアの発掘・養成に努める。
地域ニーズに即した事業起こしやNPOなどに対する支援などの取組を行う。

2) 大阪府に求められる役割

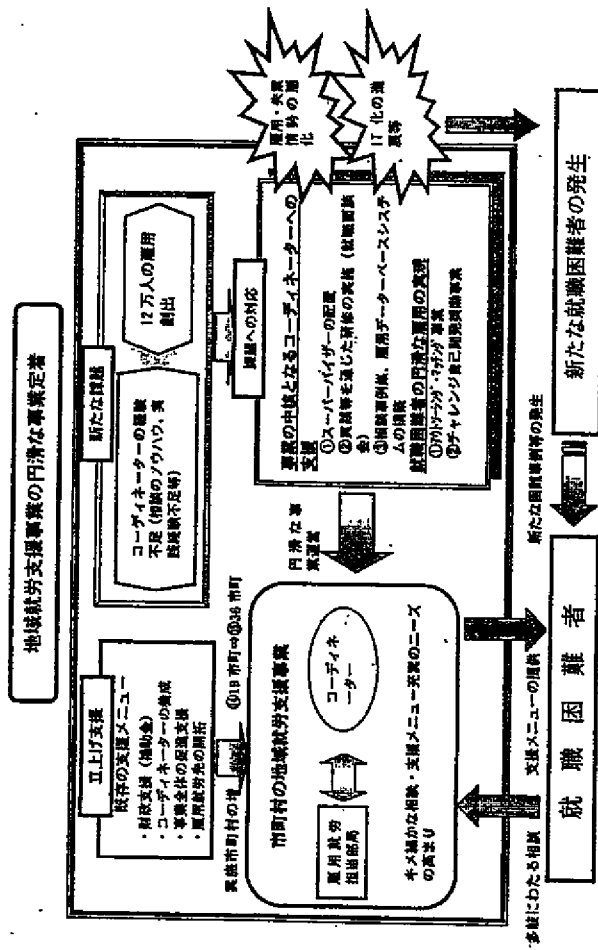
①事業立ち上げ支援
「市町村版（仮称）雇用・就労支援計画」の策定など雇用・就労施策に関するさまざまなノウハウを提供するとともに、本事業を実施する市町村に対して財政支援を行う。また、立ち上げ期の事業の円滑な推進を図るためには、地域企業の協力が極めて重要であることから、市内事業主体等を訪問し、就業体感の受入や求人情報の提供など本事業への協力を求めていく。このため、緊急地域雇用創出特別基金を活用して地域就労支援企業ネットワーク強化事業を実施する。

あわせて地域就労支援コーディネーターの養成・研修等の諸事業を行う。

②事業の定着支援

地域就労支援コーディネーターが抱える様々な課題や困難事例への解決にむけたアドバイス等、コーディネーターを指導・育成するスーパーバイザーを配置するとともに、就職困難者等のNPO・福祉事業所等での雇用拡大を図るため、受注可能な業務を広く企業等に紹介するアウトソーシング、マッチング事業を実施する。

併せて、国の教育訓練給付の対象とならない就職困難者に対し、給付金を支給するチャレンジ自己開発奨励事業を実施する。



③事業の促進支援

大阪府内における地域就労支援事業全体の円滑な推進及び新たな課題への検討を行うため、地域就労支援事業の総合的な進捗管理等を行う「地域就労支援事業推進協議会」を設置するとともに、同協議会の専門部会として、地域就労支援コーディネーター養成講座の企画・運営方法の検討を行う「コーディネーター養成講座企画委員会」並びに、雇用・就労の実現が困難な事例等の協議・検討を行う「就労支援ケース連絡協議会」を設置する。

地域就労支援推進協議会

地域就労支援事業全体のより効率的・効果的な推進を図るため、学識経験者、行政機関及び関係機関からなる地域就労支援事業推進協議会を設置し、地域就労支援事業の推進のための協議・検討を行うとともに、地域就労支援事業と関連事業との連携方策の協議・検討を行う。

また、同協議会の専門部会である就労支援ケース連絡協議会及びコーディネーター養成講座企画委員会を総括する事項等について協議・調整する。
就労支援ケース連絡協議会

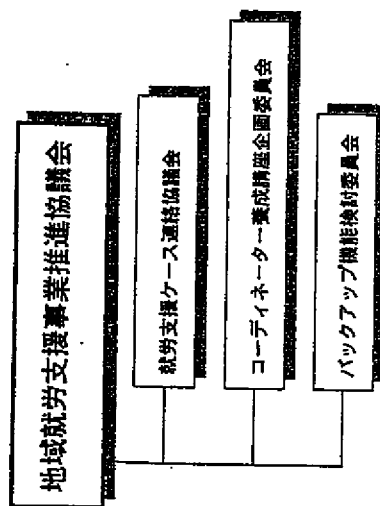
地域就労支援事業を支える関係機関からなる就労支援ケース連絡協議会を設置し、相互に好事例、成功事例、困難事例などの情報を共有するとともに、各種施策の情報を提供しあうことで地域就労支援センターの機能強化を図る。

また、実際の相談事例のなかで、地域で雇用・就労が困難なケース、広域的な支援が適当と認められるケース、就労の緊急性が特に認められるケースについて、その対応を協議し調整する。

併せて、連絡会議を經由して(社)おおさか人材雇用開発センター(C-STEP)への人材登録の推薦を実施する。

地域就労支援コーディネーター養成講座企画委員会
学識経験者及び関係機関からなるコーディネーター養成講座企画委員会を設置し、地域就労支援事業の中心的役割を担う地域就労支援センターにおいて相談業務等を担う地域就労支援コーディネーターの育成並びに資質向上を目的として実施する地域就労支援コーディネーター養成講座に関する企画運営並びに効果的な事後評価の方法等について検討を行い、同養成講座の内容等の充実を図る。
バックアップ機能検討委員会

市町村が実施する地域就労支援事業を後方支援し、より効率的・効果的な事業の展開が図れるようにするための諸機能を検討する



<地域就労支援スーパーバイザーの設置について>

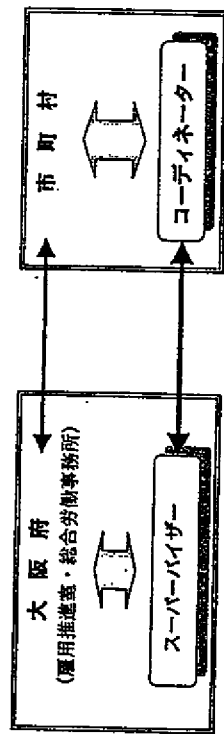
目的 地域就労支援コーディネーターが日常的に取り組んでいる相談活動等を支援するため、3名のスーパーバイザーを設置。今後、各種制度・法律の解説、各市町村の事例紹介など、コーディネーター業務の円滑な推進に向けた取組みを行う。

役割 (1) コーディネーターの資質の向上・モチベーションアップ等の支援

具体的には、研修会(経験交流会等)の企画・運営、相談事例の作成など
(2) 日常的な相談等への対応
コーディネーターが相談者を雇用・就労に導く上で必要となる知識・技術的な支援

(3) 府レベルの各種会議に参画

コーディネーターの立場に立った意見を表明すること



4) 国に求められる役割

① 事業推進の支援

地域就労支援事業推進会議や個別ケース検討会議に必要な部会参画し、事業への協力を努める。

また、地域就労支援コーディネーターの相談事業や就職フェア、地域企業のネットワーク化事業などの活動を支援する。

② 就職困難者等への個別支援

就職困難者等の求人情報の開拓・収集に努める。

個別事業に対する的確な助言・指導に努める。

就職困難者等の雇用・就労の状況の確認に協力する。

4) 企業に求められる役割

① 事業への協力

雇用・求人情報を積極的に提供する。

就職困難者等の職場体験・職業訓練などの場・機会を提供する。

関係機関と連携した就職困難者等の雇用・就労環境の改善に取り組む。

業務の外注化・アウトソーシングなどの促進を図る。

② 就職困難者等への支援

各種助成制度などの活用を図る。

職場定着に向けたサポート体制の確立に努める。

従業員の意識改革・研修などを充実する。

相談事例

市町村名

相談期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (延べ 月、対応回数 回)		
相談者	性別	年齢	家族構成(構成人数) (人)
	相談者の属性		
相談の主訴			
相談概要			
	就労阻害要因		
相談経過			
	ケース会議開催の有無	(実施回数: 回)	
	支援の具体的目標		
	利用した機関		
	利用した施策		
	利用した道具		
対応結果			

大蔵 0448
2004年2月4日

第 1297号
平成 16年 2月 19日

地域就労支援事業相談事例の記載に当たっての留意事項

名市町地域就労支援事業所管理部長 様

大阪府商工労働部雇用推進室長

平成 16 年度第 3 回地域就労支援コーディネーター研修会の開催について (通知)

日頃、大阪府の商工労働行政の円滑な推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、大阪府では、貴市町村において実施しております「地域就労支援事業」の中心的な役割を担っていただいている地域就労支援コーディネーターのスキルアップをめざし、第 3 回研修会を下記のとおり開催いたしますので、開催趣旨をご理解いただき、地域就労支援コーディネーター等の参加にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
なお、今回の研修の資料として、各コーディネーターが対応した相談事例を活用したいと存じますので、ご多忙のところ恐れ入りますが、別添様式により作成の上、研修会当日に 3 票ご提出いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

日時 平成 16 年 3 月 2 日 (火) 午後 1 時 30 分～5 時 00 分
場所 大阪府福祉人材推進センター (ヒューマインド) 体育館
大阪府東淀区久保吉 2-2-3
対象者 ①地域就労支援コーディネーター (コーディネーターが参加できない場合はその代理者)
②地域就労支援コーディネーターを支援 (補佐) する立場にある者
③地域就労支援事業の推進に当たり貴市町村が特に参加の必要があると認める者
なお、②及び③に該当する者については、原則として 2 名を限度とさせていただきます。
研修内容 1. 事例報告
2. 意見交換会
その他 研修会参加者については、別添参加者名簿により、平成 16 年 2 月 26 日 (木) までに当室までご返送いただきますようお願いいたします。
なお、別添の相談事例については、今回の研修に欠席される場合でも 3 月 6 日 (金) までに当室まで提出いただきますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】
大阪府商工労働部雇用推進室
雇用対策課地域雇用グループ 倉沢・米丘
電話 06-6941-0361 (内線) 2818
FAX 06-6941-7777

- 事例提出の目的 地域就労支援コーディネーターが対応した相談事例を取りまとめ、①就職困難者の属性別の阻害要因の抽出、②属性別の有効な対応方策等を分析した「相談事例集」を作成することにより、今後のコーディネーターの相談実務の向上に資することを目的とする
- 作成事例数 1 コーディネーター当たり 1 事例を基本とする
(第 2 回目の研修において提出を受けたコーディネーターを除く)
- 相談期間 平成 14 年度～平成 16 年 1 月末現在までに相談を受けた事例
- 事例の内容 ①コーディネーターが相談を受けた事例であること
②相談やケース会議を重ねた結果、雇用・就労に到達した事例⇒成功事例
③相談者の阻害要因が高く、相談やケース会議を重ねたが、雇用・就労に到達せず、長期にわたり相談を継続している事例⇒困難事例
- 記載項目
 - 1 市町村名
 - 2 相談期間
 - 3 相談者の年齢
 - 4 相談者の性別
 - 5 相談者の家族構成
 - 6 相談者の属性
(障害者、母子家庭の母親等、中高年齢者、若年者、その他)
 - 7 相談の主旨
 - 8 相談概要
(この中に阻害要因を記載)
 - 9 対応経緯
(この中に、ケース会議開催の有無、支援の具体的目標、活用した雇用・就労の機関・施策・道具を記載)
※支援の具体的な目標については、雇用・就労を実現するための具体的な内容をご記入願います
 - 10 対応結果 (現在の状況)
- その他 ①相談事例が無い場合には、その旨を記載願います
②事例については、手書きでも可也です
③様式への記載が、3 月 2 日の研修時に間に合わない場合は、1 つの相談事例を別添相談様式の項目に従い口頭で説明できるよう願います
なお、この場合は、3 月 5 日 (金) までに相談事例を大阪府雇用推進室へ提出していただきますようお願いいたします

相談事例 記載例

市町村名 ○○市

【参 考】

- 事例様式中の「相談者の属性」については、以下の項目から選択してください。
①障害者、②母子家庭の母親等、③中高年齢者、④若年者、⑤その他
- 事例様式中の「阻害要因」については、以下の項目から選択してください。
○就職困難者等の主な就労阻害要因
①職 歴 ⇒ 経験不足等
②技 能 ⇒ 技能不足、資格不足等
③健 康 ⇒ 体力、疾病、機能問題等
④家 族 ⇒ 育児、介護等
⑤リテラシー ⇒ 読み書き、計算、日本語等
⑥モチベーション ⇒ 職業観、就労意識等
⑦ニ ーズ ⇒ 高賃金、職種、地域等
⑧そ の 他
- 事例様式中の「利用した機関」、「利用した機関」、「利用した道具」については、以下の項目を参考に記載ください。
①就 労 支 援 ⇒ 求人開拓、求職支援、雇用保険手続、雇用保険受給等
②能力開発支援 ⇒ 職通訓練、障害者職業訓練、職業訓練「ジョブ」、高等職業訓練、専門技術訓練等
③福 祉 支 援 ⇒ 生活訓練、福祉資金等
④生 活 支 援 ⇒ 社会適応訓練、グループホーム等
⑤教育・保育支援 ⇒ 奨学金・入学資金、保育所、シ・ド・ド、母子寮、児童扶養手当等
⑥住 宅 支 援 ⇒ 市営・府営住宅、母子寮(住宅)、福祉住宅、ケア住宅、融資制度、家賃補助等
⑦緊急雇用支援 ⇒ 緊急雇用対策(派生)事業、教育訓練給付金、⑧生活併給、⑨雇用保険給付等
⑩そ の 他 ⇒ 各種専門機関への誘導

【支援専門機関の例】

- 職業紹介機関 (パートバンク、ハローワーク、民間の業者、その他)
- 教 育 機 関 (学校・教育委員会、児童相談所、養護施設、その他)
- 福 祉 機 関 (福祉事務所、社会福祉協議会、老人保健施設、在宅サービス、福祉サービス、訪問看護サービス、母子福祉サービス、民生委員、その他)
- 医 療 機 関 (病院・診療所、保健所・保健センター、その他)
- 法 的 機 関 (弁護士、法律相談、その他)
- 地域関係機関 (総合生活相談、人材相談、進路選択支援相談、その他)
- 就労支援機関 (障害者就業・生活支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター等)

相談期間	平成14年12月20日 ~ 平成15年12月10日 (延べ12月、対応回数 13回)		
相談者	性別	22歳 西沢・洋人・弟 (3人)	
	相談者の属性	障害者(両上肢・両下肢マヒ 6級)	
相談の主旨	事務職を希望しているが、就職できるか不安である		
相談概要	初回相談時大学4年生、就年前より手足がマヒ(奇形)の疾病により障害の指定をされている。パソコンは中級程度であるが、手が震えるため、作業速度は遅い。事務職を希望しているが、このような状態で就職できるか不安である。		
相談経過	就労阻害要因	①健康(疾病、機能問題)、②技能(技能不足)、③モチベーション(就労意識)	
相談経過	14.12 市の障害者担当課からの依頼により、最速と共に相談のため来所 ⇒職業訓練を受けることを勧める (大阪障害者能力開発校のパンフレットを提供)	15. 1 ハローワークへ同行 ⇒ハローワークで求職登録・職業相談を受ける ハローワークの勧めで、大阪障害者センターで能力判定を受けることとなる (15.2 ハローワークに結果届出:本人の就労意欲が乏しく(就労のための準備訓練が必要との判定結果。このため、本人に市の障害者就業・生活支援センターを紹介) 15. 2 求人情報の提供 ⇒ハローワーク生活の障害者就業機会同歩会の参加企業を情報提供本人に提供したところ希望する企業はないとの回答 15. 9 市の障害者就業・生活支援センターの行事への参加 ⇒病気は進行しているものの、本人は精神的に安定している様子 このため、求人情報を提供するとともに障害者を同歩会(9月)への参加を勧める 同 月 合同同歩会へ同行 ⇒4社の企業面接を受けるも、会社不適合 15.11 他市で開催の合同同歩会への参加を勧める 同 月 合同同歩会へ同行 ⇒2社の企業面接を受ける。1社から合格の連絡	
	ケース会議開催の有無		無 (実施回数: 0回)
	支援の具体的な目標		①能力開発支援、②就労支援
	利用した機関		①ハローワーク、②障害者就業・生活支援センター、③大阪障害者センター、④大阪障害者能力開発校
利用した施策	①障害者合同同歩会、②障害者就業・生活支援センターの行事、③大阪障害者センターでの相談及び能力検査		
利用した道具	①能力開発機関の各種事業パンフレット		
対応結果	就労中		

09 MAR 2004

訓練支援室の設置と機能について

【同和地区訓練指導室の改組】

同和地区住民が技能を修得して不安定就労の解消を図ること、及び、近代産業部門への就職を容易にするための職業能力開発の中心施設として、昭和47(1972)年10月に戸原専修機械訓練校(宿務科、ブロッコリー運送科の2科目)が開校した。

その後、大阪府並びに関係機関等を構成員とした「戸原訓練校改組基本計画検討委員会」が設置され、「同和对策校から一般企業への転校への要請、及び、地区訓練生の指導についての中核的機能の必要性」等に関する報告がなされ、平成3(1991)年度に「戸原高等職業技術専門学校」、「同和地区訓練指導室」が新たに設置された。

「同和地区訓練指導室」では、同和地区出身生徒の生徒指導に関する幅広い情報の蓄積をはじめ、人権教育、人権研修にかかる手法の検討等を本務とし、その優れた成果をもとに、同和地区住民など、課題を持った方々の在籍する各高等職業技術専門学校と、生徒の出身他校等の関係等との連携を促進し、生徒の課題を克服するための支援拠点としての機能を発揮してきた。

一般知照時代を迎え「同和地区訓練指導室」は名称を「訓練支援室」と改め、従来の成果を十分に活用し、訓練生徒の課題把握、相談機能を中心とした業務の充実や強化を図ることはもとより、新たに「地域就労支援事業」と連携するなど、人権の視点から、生徒の職業訓練に関する困難な課題を克服するための支援拠点と位置付け、以下のように取り組むこととする。

1 訓練支援室の果たすべき機能

(1) 訓練生活の支援

同和地区、同和地区出身者に限定する同和訓練事業から、課題を有する生徒に対する指導の対象者を拡大する。
生徒指導を効果的に実施するため、必要に応じて既存の生徒指導の手法の見直しをはじめ、より効果的な事業効果をおよぼすための実践・研究を行う。

(2) 人権研修、人権教育等の推進

人権教育を推進するうえにおいて、生徒の人権意識の形成、向上に直接かかわる職業訓練指導員の職責は重大であるため、指導員自らが人権尊重の精神に徹することが重要であることから、指導員及び関係機関に対する人権研修の企画立案を行う。
また、生徒に対する人権教育のあり方等について調査研究を行い、能力開発課等と連携を図りながら各校に対して人権教育の内容等に関する情報を提供する。

(3) 地域就労支援事業との連携

① 府の有する公共職業訓練への連携
地域就労支援事業の創設者で大阪府が実施している職業訓練の受講が適切であること
...認められた者等に対し、能力開発課が実施する職業能力開発の各種訓練講座の受講を
支援する。

② 新たな委託訓練の企画に関する支援

同和委託訓練の廃止に伴い平成14年度から新たに実施する委託訓練については、当該訓練が地域就労支援事業とも関連付けて推進していくためには、効果的な委託訓練の実施のために科目等の企画・計画等に関し適宜助言を行う。また、委託先との訓練内容等の調整を行う。

③ 生徒へのフォロー

訓練受講の効果的な推進のため、生徒本人及び委託先、関係機関等との継続的な連携を図りながら積極的なフォローを行う。

(4) 情報収集及び連携

人権施設等に関する情報の分析及び高等職業技術専門学校等における生徒指導等に関する情報を収集し活用する。

(5) 関係機関との連携

① 人権団体との連携
人権に関する部分及び生徒指導に関して、大阪府人権協会等との連絡調整の機能を担う。

② 福祉労働ゾーン会議への参画

1999年3月に設置された「福祉・労働ゾーン」連絡会は同和問題解決のために設置されてきた福祉・労働関係施設・機関の有効な活用と一体的な施策推進のため有機的な連携を図る機関となっており、果たるべく今後のゾーン会議の再構築についての参画についても構成員機関としての役割を担う。

2 基本事業

① 人材研修・教育に関する業務

人権教育、人権研修、人権リーダー養成研修

② 各校で実施する生徒支援の企画・調整に関する業務

若年者保護者等懇話会
中高年離職者等のキャリア相談
就職支援・指導

③ 職業訓練受講準備の調整に関する業務

入校説明会等
体験型生徒交流事業(校生活オリエンテーション)

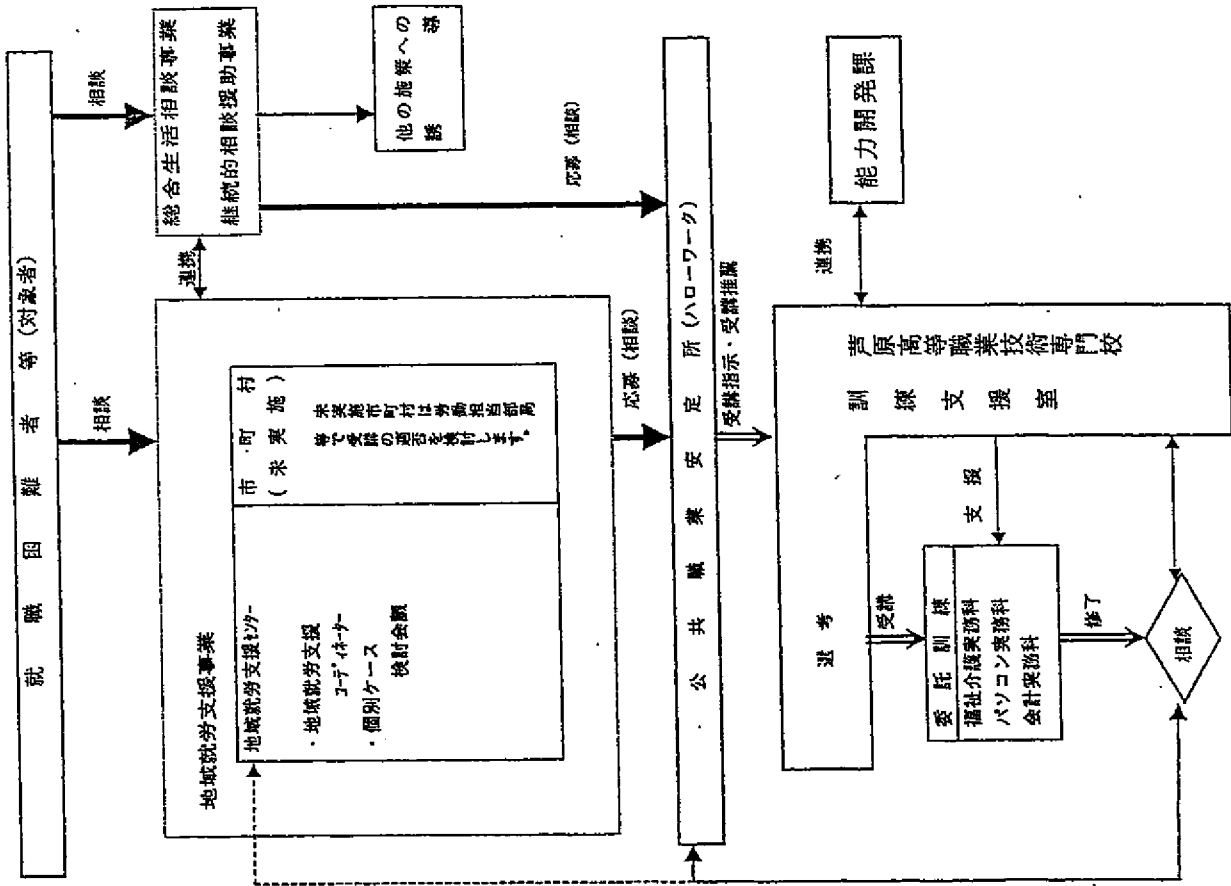
④ 生徒の訓練受講実績把握

⑤ 関係諸機関との連携

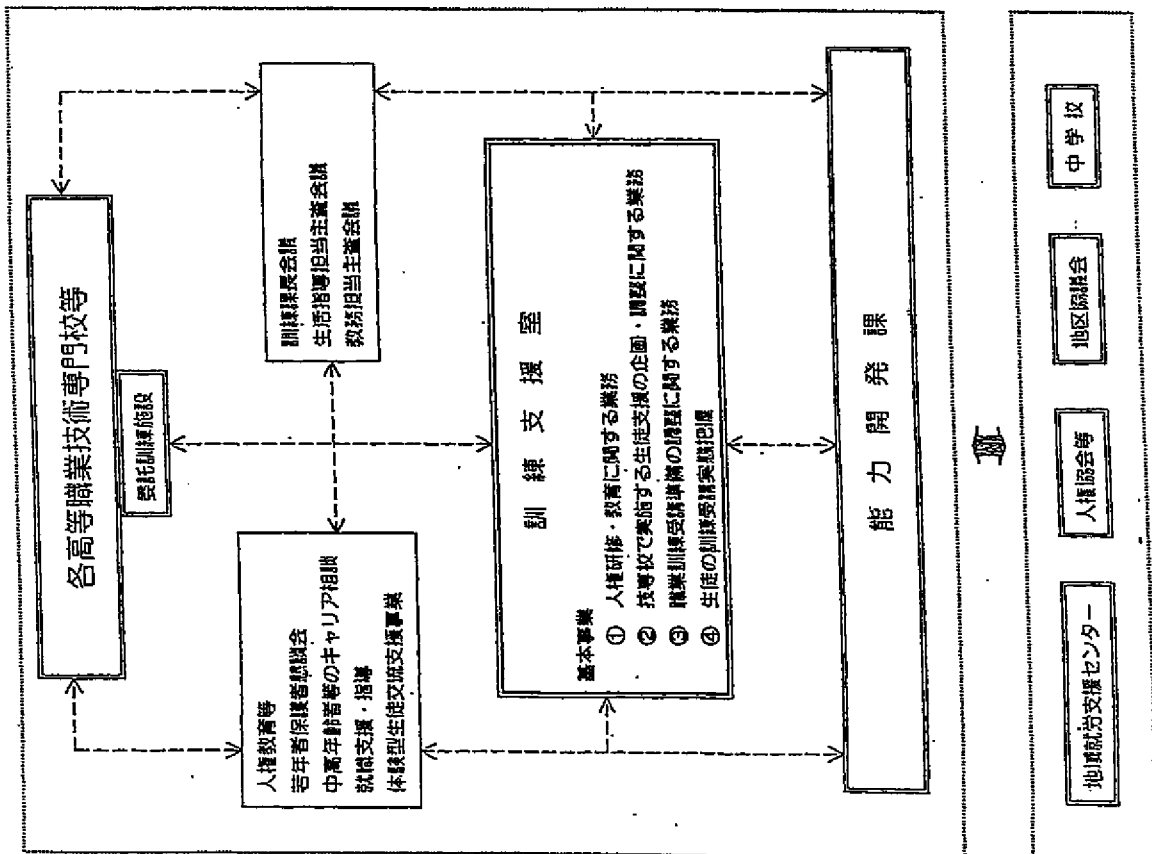
3 運営推進体制

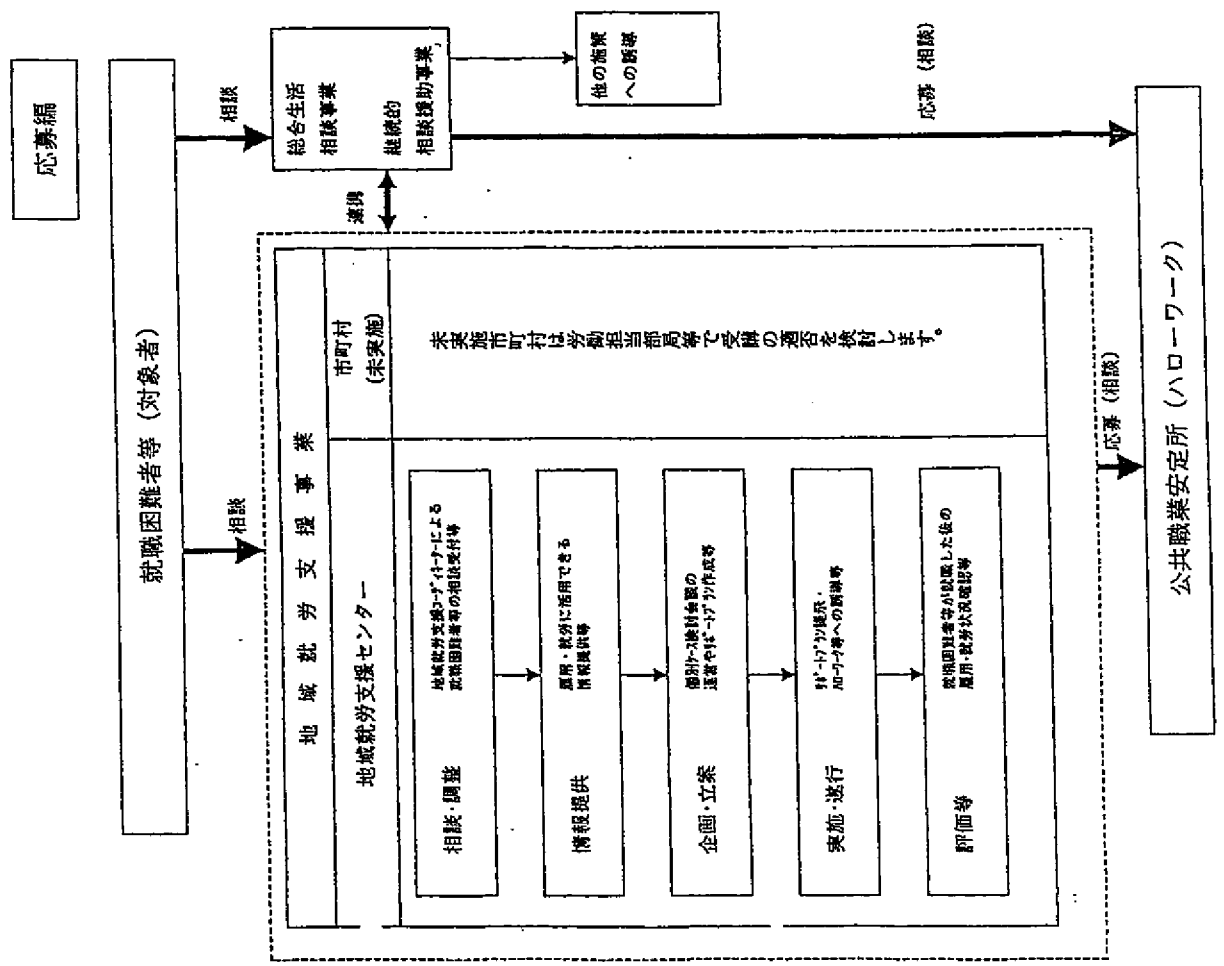
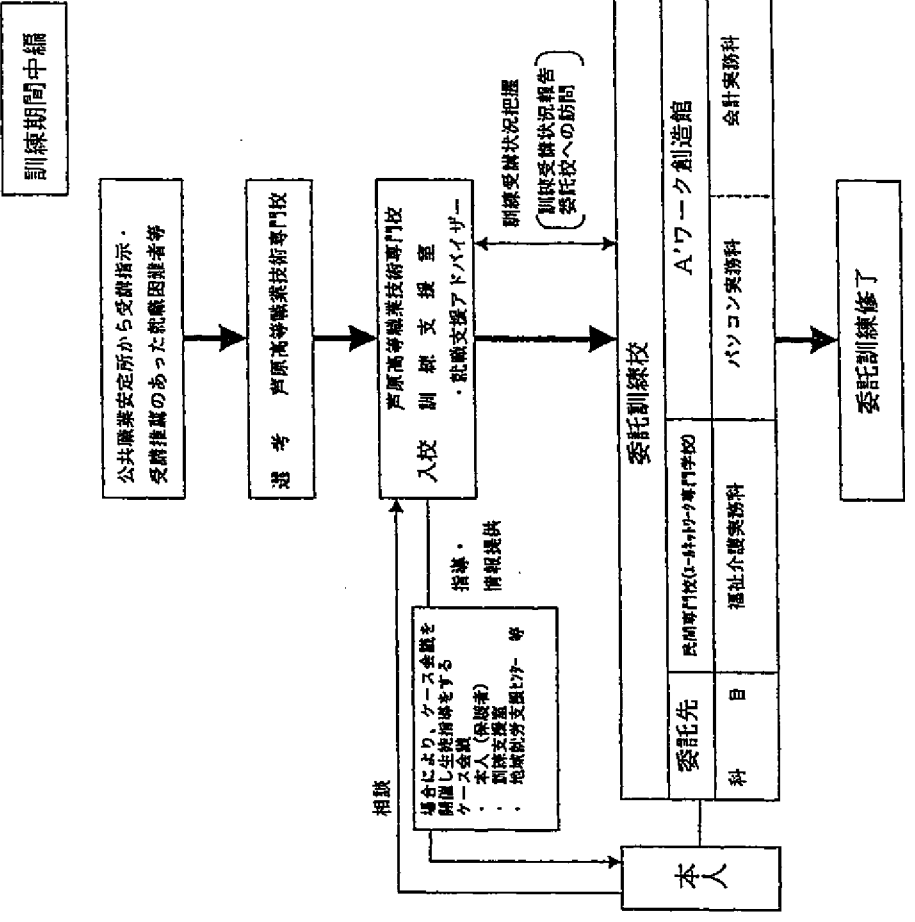
名 称	訓練支援室
設置場所	戸原高等職業技術専門学校内
組織体制	別添フロ一図のとおり

委託訓練応募のフロー図

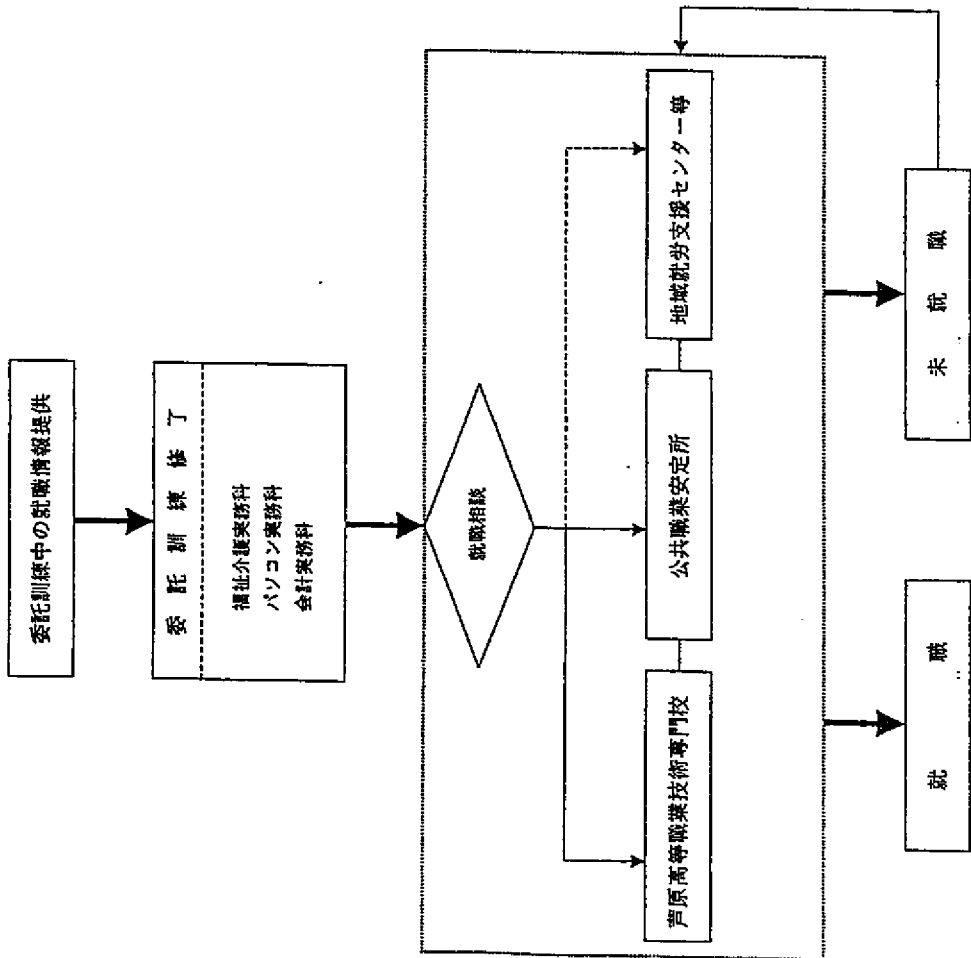


訓練支援室の連携フロー図





就職相談編





能開第2948号
平成18年3月9日

各市町村労働行政主管部局長 様

大阪府商工労働部長
(公 印 省 略)

平成18年度第1回芦原高等職業技術専門校委託訓練生徒募集について(依頼)

平素は本府能力開発行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、このたび欄記について別紙募集要領のとおり行います。

つきましては、関係書類を同封いたしますので、貴市町村におかれましては就職困難者の市民に対する広報、受贈希望者へのあっせん、関係各機関との調整等について、格別の御配慮をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

■担 当 大阪府商工労働部 能力開発課

公共訓練グループ

関 ・ 高瀬

Tel 06-6941-0351 Ext.2844

Fax 06-6944-6763

平成16年度第1回芦原高等職業技術専門学校
委託訓練募集要領

【募集日程等】

福祉介護実務科	福祉介護実務科	パソコン実務科
相談受付開始日	平成16年3月16日(月)	
願書提出締切日 (願書提出先)	平成16年4月7日(水) (各公共職業安定所)	
受講決定日 (抽選日)	平成16年4月16日(金)	
	10:00~10:30	11:00~11:30
	会場 芦原高等職業技術専門学校	
入校日	平成16年5月10日(月)	平成16年5月7日(金)
	(会場:イーネットワーク専門学校)	(会場:Aワーク創造館)

【募集方法】

- 1 入校願書提出までにすべきこと
 - ① 受講を希望される方は、居住地の市町村の地域就労支援センター、総合生活相談事業、継続的相談援助事業、又は市町村の労働担当の窓口で相談を受けることが必要です。
 - ② 相談の結果、(地域就労支援事業、総合生活相談事業、継続的相談援助事業を行っている市町村)についてはそのケース会議、その他の市町村については労働担当等で)当委託訓練を受講することが適切であると判断された方が願書提出することができます。
- 2 入校願書の提出方法
 - ① 受講することが適切であると判断された方は、入校願書(様式第1号)に必要な事項を記入のうえ、相談を受けられた窓口提出します。願書の提出を受けた窓口は、願書の「ケース会議等の名称」以下必要項目に記入の上、受講希望者に返却し、受講希望者は、願書提出締切日までに居住地を所管する公共職業安定所に提出します。
 - ② 願書の提出を受けた公共職業安定所は、受講指示、及び受講推薦を検討します。また、応募者には応募票(様式第9号)を発行します。
 - ③ 各公共職業安定所は、願書を集約し一連名簿(様式第7号)を作成の上、決められた期日までに大阪労働局に提出します。

【委託訓練の概要】

- 1 訓練の目的について
市町村が実施する地域就労支援事業等において、働く意欲・希望を有しながら様々な阻害要因を抱え、雇用・就労を実現できない若年者等を支援するため、職業能力開発訓練を実施します。
- 2 訓練の対象者について
働く意欲・希望を有しながら様々な阻害要因を抱え、雇用・就労を実現できないでいる方等です。学歴、年齢、性別は問いません。
- 3 募集科目名・定員等について

訓練科目名	定員	訓練期間	委託先
福祉介護実務科	30	平成16年5月10日(月)から 平成16年7月2日(金) (約2か月・238時間)	イーネットワーク専門学校 (学校法人イーネット)
パソコン実務科	30	平成16年5月7日(金)から 平成16年8月4日(水) (約3か月・303時間)	Aワーク創造館 (財団法人 大医生涯職業教育振興協会)

※内容等詳細は別紙のとおりです。

- 4 訓練時間について
各科目により異なります。詳細は別紙のとおりです。
- 5 受講にかかる費用について
訓練にかかる受講費用は無料ですが、教科書や資格検定受験料、及び福祉介護実務科で必要な健康診断に係る経費が入学時に必要です。(各科目によって金額が異なります。詳細は別紙のとおり)
また、訓練場所までの交通費等は個人負担です。
- 6 訓練の受講場所について
訓練の受講場所は、主に委託先、科目別の会場になります。ただし、実習などで他の場所になる場合があります。詳細は別紙のとおりです。

3 平成15年度第2回の福祉介護事務科補欠者の取り扱いについて

平成15年度第2回の福祉介護事務科で補欠となった方については、同科目を優先的に受講していただけます。なお、この場合においても、前記手続は行なってください。但し、補欠となった方で、一度受講をキャンセルされた方は、優先の対象外といたします。

4 その他

障害者の相談者については、応募にあたって公共職業安定所、地域障害者職業センター、保健所、精神保健福祉センター、芦原高等職業技術専門学校と連携を図り、相談者の状況を的確に把握するとともに、情報交換、相談を行って施設見学等を実施するなどの対応を行ってください。

【受講者の決定方法】

1 市町村の地域就労支援センター、総合生活相談事業、継続的相談援助事業のケース会議、又は各市町村の労働担当等を経て、公共職業安定所に願書を提出した受講希望者(以下「応募者」という)が定員内の場合は、応募者すべてを受講者とします。なお、定員を超過した場合は、芦原高等職業技術専門学校で公開抽選により受講者を決定します。
 ※ 定員内とは、定員から平成15年度第2回募集での補欠者からの応募者数を差し引いた人数とします。

【受講者決定の通知方法】

1 公開抽選が行われた場合、受講者決定の結果は芦原高等職業技術専門学校で行います。併せて応募者全員に受講についての結果を郵送でお知らせします。
 2 芦原高等職業技術専門学校は、受講についての結果を市町村の地域就労支援センター、総合生活相談事業、継続的相談援助事業、又は市町村の労働担当等の各担当窓口及び各公共職業安定所に通知します。

【募集関係書類等】

- 1 入校願書(様式第1号)
 【受講希望者】
 ① 「氏名」欄に本人の氏名の記入(記名押印又は自筆による署名)をします。
 ② 共通項目の1～5に記入します。
 ③ 「写真」欄の注意事項を参照の上、本人の写真を貼り付けます。

【地域就労支援センター等】

① 地域就労支援事業、総合生活相談事業、継続的相談援助事業を行っている市町村については①の欄に、前記の事業未実施の市町村については②の欄に、窓口で入校願書の提出を受け付けた日付、市町村名等の各項目を記入します。

【公共職業安定所】

① 「受付」欄に入校願書を受け付けた日付、安定所名を記入します。
 ② 公共職業安定所記載欄に受講指示の状況の該当項目に○印と必要事項を記入、および押印します。

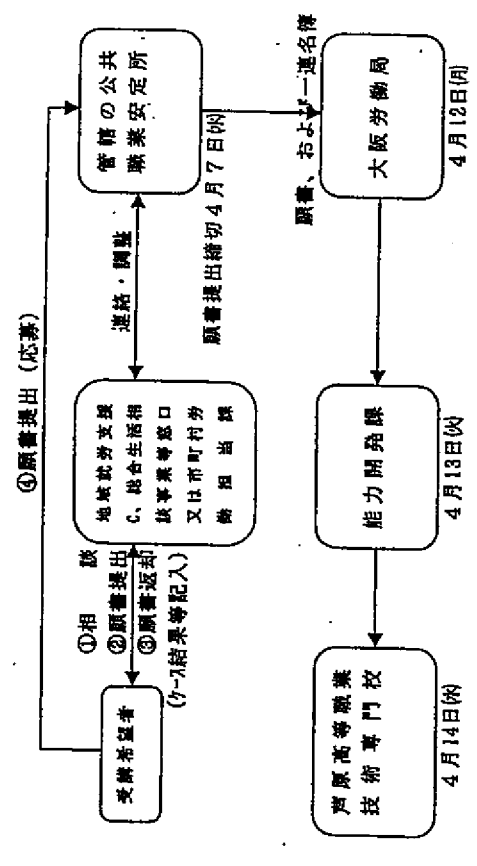
2 応募票(様式第9号)

【公共職業安定所】
 ① 応募者の「氏名」、「現住所」、「希望科目」、「抽選日時」、「および「公共職業安定所の名称」を記入します。

3 一連名簿(様式第7号)

【公共職業安定所】
 ① 公共職業安定所は受け付けた願書について、一連名簿に必要事項を記入し、二部作成します。
 ② 一部は集約した入校願書に添付し、一部は公共職業安定所の控えとします。

【応募から選考までの書類の流れについて】



① 各市町村地域就労支援センター等は、入校希望者が職業安定所の願書提出締切(4月7日(水))に間に合うよう事務処理をお願いします。

② 各公共職業安定所は全科目について、3月30日(木)までの応募人数を、3月31日(金)に能力開発課まで連絡をお願いします。

③ 各公共職業安定所は福祉介護実務科及びパソコン実務科について、4月7日(水)の受付締切後の応募人数を、4月8日(木)の午前中までに能力開発課まで連絡をお願いします。

訓練に関する問い合わせ先

大阪府商工労働部能力開発課公共訓練グループ
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
Tel 06-6941-0351 内線2843・2844
Fax 06-6944-6783

大阪府立芦原高等職業技術専門学校
〒558-0027 大阪市浪速区木津川2-3-16
Tel 06-8561-5383
Fax 06-6561-5318

訓練委託先

A・ワーク創造館(財団法人 大阪生涯職業教育振興協会)
〒558-0027 大阪市浪速区木津川2-3-8
Tel 06-6562-0410
Fax 06-6562-1549

エールネットワーク専門学校(学校法人 エール学園)
〒558-0011 大阪市浪速区難波中3-8-17
Tel 06-6647-0011
Fax 06-6647-0047

福祉介護実務科

訓練内容	社会福祉施設・病院及び在宅介護要員として活躍できる人材を育成します。
訓練期間	平成18年5月10日(月)から平成18年7月2日(金) (約2か月・238時間 1時間=50分)
訓練場所	・エールネットワーク専門学校 (住所:大阪市浪速区難波中3-8-17) ・各社会福祉施設
訓練時間	毎週月曜日から金曜日 9:00~15:50 毎日6時間(1時間=50分)
主なカリキュラム	[学科] 福祉サービスの基本的視点、ホームヘルプサービスに関する知識、介護に関する知識と方法、相談援助とケア計画の方法等 [実技] 基本介護技術(緊急時対応法、車椅子への移乗等の介護、入浴の介護等)、介護実習、在宅サービス提供現場見学
費用(実費相当分)	約11,000円 (教科書代、健康診断料等)

パソコン実務科

訓練内容	パソコン操作、及びOAソフト活用を学び、事務処理及び管理業務の効率化を習得します。
訓練期間	平成18年5月7日(金)から平成18年8月4日(水) (約3か月・303時間 1時間=45分)
訓練場所	・A・ワーク創造館 (大阪市浪速区木津川2-3-8) ・統亮情報開発大阪 南森町教室 (大阪市北区東天満2-10-41 YFC会館内)
訓練時間	毎週火曜日から金曜日 10:00~16:00 毎日6時間(1時間=45分)
主なカリキュラム	基本操作、日本語入力、インターネット&メール、ワード、エクセル、アクセス、パワーポイント、ネットワーク管理、Webページ制作等 [検定] ワード検定(3級)、表計算検定(3級)
費用(実費相当分)	約24,000円(教科書代、検定受験料等) ※但し、検定料金改定などで金額が変更になる場合があります。

平成16年度第1回芦原校委託訓練(地域就労支援事業)
カリキュラム概要

	福祉介護実務科	パソコン実務科
募集日程	■相談受付開始日 平成16年3月15日(月)から ■願書提出締切日 平成16年4月7日(月)(各公共職業安定所)	■受講決定日(抽選日) 平成16年4月16日(金) 午前11:00~11:30 (会場:大阪府立芦原高等職業技術専門学校) 抽選結果については、郵送で芦原校から本人に通知いたします。また、市町村(就労支援センター等)には芦原校から受講決定結果について連絡いたします。
	■入校日 平成16年5月10日(月) 午前9:00~ (会場:エールネットワーク専門学校)	■入校日 平成16年5月7日(金) 午前10:00~ (会場:A ¹ ワーク創造館)
	<p>1 入校願書提出までにすべきこと</p> <p>①受講を希望される方は、居住地の市町村の地域就労支援センター、総合生活相談事業、継続的相談援助事業、または市町村の労働担当の窓口で相談を受ける必要があります。</p> <p>②相談の結果、(地域就労支援事業、または総合生活相談事業、継続的相談援助事業を行っている市町村についてはそのケース会議、その他の市町村については労働担当等で)当委託訓練を受講することが適切であると判断された方が願書を提出することができます。ケース会議等の結果については、相談を受けられた窓口から連絡します。</p> <p>③障害者の相談者については、応募にあたって公共職業安定所、地域障害者職業センター、保健所、精神保健福祉センター、芦原高等職業技術専門学校と連携を図り、相談者の状況を的確に把握するとともに、情報交換、相談を行って施設見学等を実施するなどの対応を行ってください</p> <p>2 入校願書の提出方法</p> <p>①受講することが適切であると判断された方は、入校願書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、相談を受けられた窓口へ提出します。願書の提出を受けた窓口は、願書の「ケース会議等の名称」以下必要項目に記入の上、受講希望者に返却し、受講希望者は、願書提出締切日までに居住地を所管する公共職業安定所に提出します。</p> <p>②願書の提出を受けた公共職業安定所は、受講指示、および受講推薦を検討します。 また、応募者には応募票(様式第9号)を発行します。</p> <p>③各公共職業安定所は、願書を集約し一連名簿(様式第7号)を作成の上、決められた期日までに大阪労働局に提出します。</p> <p>3 その他</p>	

1/4

P13

	福祉介護実務科	パソコン実務科
訓練期間	公共職業安定所は、職業相談を受けられた就労困難者の方が、当訓練の受講を希望された場合、居住地の市町村窓口(地域就労支援センター、総合生活相談事業、継続的相談援助事業、労働担当)を案内しますので、各窓口は公共職業安定所と連携し、ケース会議等の開催にご配慮をお願いいたします。 ・平成16年5月10日(月)から平成16年7月2日(金) ・毎週月曜日から金曜日 毎日6時間 午前9:00~午後3:50 〔約2か月・236時間 1時間=50分〕 ※但し、社会福祉施設での学外実習については、施設により、土、日、祝日に行う場合があります。また、実習時間についても、施設により実習開始時間がことなる場合があります。	・平成16年5月7日(金)から平成16年8月4日(月) ・毎週火曜日から金曜日 毎日6時間 午前10:00~午後4:00 〔約3か月・303時間 1時間=45分〕
訓練場所	・エールネットワーク専門学校 (大阪市浪速区難波中3-8-17 Tel 06-6647-0011) ・各社会福祉施設	・A ¹ ワーク創造館 (大阪市浪速区木津川2-3-8 Tel 06-6562-0410) ・読売情報開発大阪 南森町教室 (大阪市北区東天満2-10-41 Tel 06-6357-2570)
費	受講料は無料です。 ただし、教科書代、健康診断料等約11,000円が必要です。(教科書代については入校時、健康診断等については随時徴収いたします)	受講料は無料です。 ただし、教科書代、検定受験料等約24,000円が必要です。(入校時に一括して徴収いたします) ※但し、検定料金改定などで金額が変更になる場合があります。
訓練の概要	社会福祉施設・病院・および在宅介護要員として活躍できる人材を育成します。 訪問介護員2級課程対応(ホームヘルパー2級) ホームヘルパーとは 高齢者や障害者の方々など、日常生活で困難のある方々の家庭に向いて、家事や介護の援助を行うことにより、在宅での生活がより快適に過ごせるようにする事が主な仕事で、食事や入浴、衣服の着脱の身体介護や日常生活・介護に対する相談、助言など介護全般についてのサービスを行います。	パソコン操作、及びO/Aソフト活用を学び、事務処理、および管理業務の効率化を習得します。 パソコンの必要性 日常生活、職場でパーソナルコンピュータが大きな役割を担うようになった現代社会において、パソコンを積極的に活用できる事が、就職において重要になってきています。また職場でパソコンが使えないと、「仕事に限られる」、「即座に必要な情報が得にくく、情報量も減る」、「メール交換による連絡が出来ない」など不都合が多くなる事が、想像に難くありません。 これらの技能を証明する資格は、仕事を探す上で自分の能力をアピールする有力な手段でもあります。
取得可能な資格等	訪問介護員(ホームヘルパー2級)	ワープロ検定(3級)、表計算検定(3級) ※各試験に合格する必要があります。

	福祉介護実務科	パソコン実務科			
リキュラムの概要	[学科]				
	教科名	内容	教科名	日程(予定)	内容
	介護福祉サービスの職業適性	介護福祉サービスに従事する者の資質と職業適性について	入校式等	5/7	入校式、初回テスト等
	福祉サービスの基本的視点	サービス提供の基本視点、福祉理念とサービスの意義	パソコンの基礎知識	5/11	ハードウェアの読み方と理解、その他入力基本
	社会福祉の制度とサービス	高齢者福祉制度とサービス、障害者(児)福祉制度とサービス	キーボード入力とマウス操作		7/17/18、記号、日本語入力
	ホームワーカーに関する知識	ホームワーカー概論、ホームワーカーの職業倫理	ワープロ	5/12～ 5/25	ワードの基本操作、文章の入力と文章の印刷、書式設定(文字書式)、表の作成、図形の挿入、書式設定(段落書式)、差込印刷
	サービス利用者の理解	障害者の理解、高齢者・障害者(児)の心理、高齢者・障害者(児)の家族の理解	データの管理	5/25	ファイルの作成と整理
	心理分析手法	自分の心(性格)や身体を良く知り、他者を深く理解するための手法を学ぶ	表計算	5/26～ 6/16	エクセルの基本操作、表の作成、表の編集、数式の挿入、関数の挿入、グラフ作成、各種印刷、シートブックの利用、複数関数の利用、データベース機能、分析(ピボットテーブル)、印刷機能
	介護に関する知識と方法	介護概論、介護事例検討、住宅福祉用品の知識	インターネット&メール	6/17～ 6/18	ブラウザの基本操作(QE6.0)、検索と環境設定(各種)、メールの基本操作(QE6.0)送受信、メールの応用操作、HTMLメール、雛型、添付ファイルの送受信、ブラウザ設定その他(ファイル)
	関連領域の基礎知識	医学の基礎知識、在宅看護の基礎知識、リハビリテーションの基礎知識	画像処理	6/22～ 6/23	画像ファイルの編集(フォトショップ)、画像の編集(フォトショップ EIL)、画像の圧縮
家事援助に関する知識と方法	家事援助に関する知識と方法、栄養調理実習	HTML言語	6/24～ 6/25	HTMLの基本、HTMLによりWebページの作成	
相談援助とケア計画の方法	相談援助とケア計画の方法	Webページ作成	6/29～ 7/6	ホームページビルダの基本操作、リンクの作成、画像の挿入、フォームの作成、CGI、JAVA スクリプトの挿入、FTP	
人権啓発に関する基礎知識	人権啓発に関する基礎知識				

3/4

	福祉介護実務科	パソコン実務科			
リキュラムの概要	[実技]				
	教科名	内容	教科名	日程(予定)	内容
	介護実技(学内実習)	・ 共感的理解と基本的態度の形成 ・ ケア計画の作成と記録・報告の技術 ・ シミュレーション体験学習 ・ パソコン基礎ワード文書作成・メール ・ ビジネス文書 ・ 食事介護、排泄・尿失禁の介護、衣類着脱の介護、入浴介護、体位・姿勢交換の介護、身体障害者の歩行の介護、車椅子への移乗の介護、車椅子等の移動の介護、身体の清潔の方法、緊急時対応法等、バッドメソッドの方法、腰痛の予防等援助者の健康管理	データベース	7/7～ 7/15	アクセスの基本操作、7/15の基本機能、データベースとテーブルの作成、フォーム作成と編集、レポート、クエリ
	介護実習(学外実習)	介護実習、ホームワーカー同行訪問、在宅サービス提供現場の見学、介護用品展示場見学等	データベース活用	7/16～ 7/20	ワード&エクセルの相互活用、顧客管理、在庫管理演習
	健康診断	一般健康診断、血液採取、検便	Office 総合活用演習	7/21	報告書、企画書、見積書等の作成及びデータの授受方法
			業務運用管理	7/22	ハードウェア管理と運用、作業環境(VDT)、シフトの標準化、障害管理
			ネットワーク		ネットワークの目的と意義、プロトコル、回線の種類等、LANの基礎知識、ネットワーク管理
			ワープロ検定(3級)対策(模試)	7/23	入力問題、編集問題、筆記対策
			ワープロ検定	7/27	3級
			表計算検定(3級)対策(模試)	7/28	入力速度、正確性
		表計算検定	7/29	3級	
		プレゼンテーション	7/30	パワーポイントの基本操作、プレゼンテーションの構成、スライド書式・表・図・グラフの挿入、アニメーション設定とプレゼンテーションの準備	
		課題作成(プレゼン)		総合課題作成、プレゼンテーション	

※各教科の日程については、別紙のとおりです。

※日程については、進行具合、講師等の都合により変更する場合があります。

大阪府立原高専職業技術専門校委託訓練 福祉介護実務科2か月コース時間割計画書

2月10日(月)～7月2日(金)

日	時間	教 科 名	目 的	時間	教 科 名
5月10日(月)	4時間	入校式・オリエンテーション	5月17日(水)	3時間	基本介護技術②
5月11日(火)	4時間	職業訓練日	5月18日(木)	3時間	福祉用具の活用・福祉用具の活用(2)
5月12日(水)	4時間	サービス提供の基本知識	6月18日(金)	3時間	介護福祉士介護について
5月13日(木)	2時間	福祉理念とケアサービス	6月19日(土)	3時間	介護の理論と職業倫理
5月14日(金)	4時間	福祉理念とケアサービス	6月21日(月)	6時間	基本介護技術②
5月15日(土)	4時間	高齢者の生活の制度とサービス	6月22日(火)	3時間	基本介護技術②
5月16日(日)	2時間	ホームヘルプサービス	6月23日(水)	3時間	介護福祉士の職業
5月17日(月)	3時間	ホームヘルプサービス	6月24日(木)	3時間	基本介護技術②
5月18日(火)	3時間	介護福祉士の職業	6月25日(金)	3時間	介護の理論と職業倫理
5月19日(水)	3時間	福祉及び介護技術	6月26日(土)	3時間	介護福祉士の職業
5月20日(木)	3時間	介護福祉士の職業	6月27日(日)	6時間	基本介護技術②
5月21日(金)	2時間	高齢者・障害者(児)の心理	6月28日(月)	3時間	基本介護技術②
5月22日(土)	2時間	高齢者・障害者(児)の心理	6月29日(火)	3時間	介護の理論と職業倫理
5月23日(日)	2時間	高齢者・障害者(児)の心理	6月30日(水)	3時間	基本介護技術②
5月24日(月)	1時間	介護福祉士	7月1日(木)	3時間	基本介護技術②
5月25日(火)	4時間	介護福祉士	7月2日(金)	4時間	修了式
5月26日(水)	2時間	介護福祉士			
5月27日(木)	2時間	介護福祉士			
5月28日(金)	2時間	介護福祉士			
5月29日(土)	2時間	介護福祉士			
5月30日(日)	2時間	介護福祉士			
5月31日(月)	2時間	介護福祉士			
6月1日(火)	2時間	介護福祉士			
6月2日(水)	2時間	介護福祉士			
6月3日(木)	2時間	介護福祉士			
6月4日(金)	2時間	介護福祉士			
6月5日(土)	2時間	介護福祉士			
6月6日(日)	2時間	介護福祉士			
6月7日(月)	2時間	介護福祉士			
6月8日(火)	2時間	介護福祉士			
6月9日(水)	2時間	介護福祉士			
6月10日(木)	2時間	介護福祉士			
6月11日(金)	2時間	介護福祉士			
6月12日(土)	2時間	介護福祉士			
6月13日(日)	2時間	介護福祉士			
6月14日(月)	2時間	介護福祉士			
6月15日(火)	2時間	介護福祉士			
6月16日(水)	2時間	介護福祉士			
6月17日(木)	2時間	介護福祉士			
6月18日(金)	2時間	介護福祉士			

11日から学外実習開始します。

※日割については、運行表、訓練等の表により変更する場合があります。

平成16年度芦原高等職業技術専門校委託訓練実施計画

【訓練の概要】

訓練の目的について

市町村が実施する地域就労支援事業等において、働く意欲・希望を有しながら様々な阻害要因を抱え、雇用・就労を実現できないでいる就職困難者等を支援するため、職業能力開発訓練を実施します。

訓練の対象者について

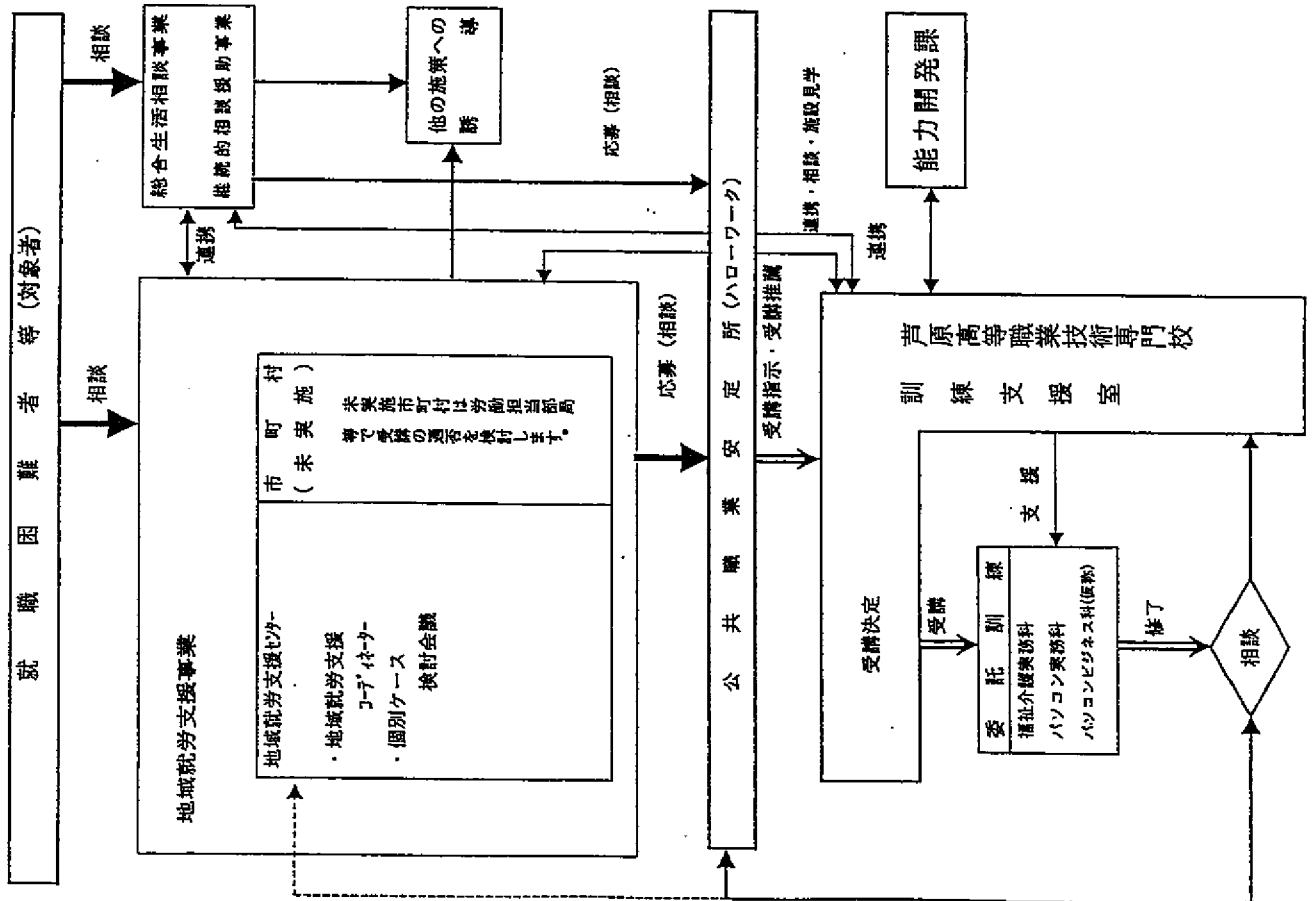
働く意欲・希望を有しながら様々な阻害要因を抱え、雇用・就労を実現できないでいる方等です。学歴、年齢、性別は問いません。

訓練科目	福祉介護実務科	パソコン実務科	パソコンビジネス科
訓練内容	社会福祉施設・病院及び在宅介護要員として活躍できる人材を育成します。 訪問介護員2級課程対応(ホームヘルパー2級)	パソコン操作、及び各種OAソフトの活用をはじめ、データベースやプレゼンテーションソフトの応用、業務管理を訓練し、即戦力の事務、営業、経理及び管理業務のスキルを習得します。	企業会計事務に必要な記帳から決算処理までの会計簿記(日商簿記3級程度)の基礎知識及び実践能力と企業などの現場で必須である会計ソフトの知識と技能の習得、さらにパソコン操作及び実践的な各種OAソフト(ワード、エクセル、アクセス等)の技能を習得します。
実施時期	■第1回目 平成16年3月15日～平成16年4月7日 ■第2回目 平成16年8月下旬～平成16年9月下旬 ■第3回目 平成16年11月中旬～平成16年12月中旬	■第1回目 平成16年3月15日～平成16年4月7日	■第1回目 平成16年8月下旬～平成16年9月下旬
訓練期間	【約2か月・236時間 1時間=50分】 ■第1回目 平成16年5月10日～平成16年7月2日 ■第2回目 平成16年10月中旬～平成16年12月中旬	【約3か月・303時間 1時間=45分】 ■第1回目 平成16年5月7日～平成16年8月4日	【約3か月・303時間 1時間=45分】 ■第1回目 平成16年10月中旬～平成17年1月上旬

	■第3回目 平成17年1月中旬～平成17年3月中旬		
訓練時間	毎週月曜日から金曜日 9:00～15:50 ※祝日は休講、ただし学外実習については、曜日に関係なく行います。 毎日6時間(1時間=50分)	毎週火曜日から金曜日 10:00～16:00 ※祝日は休講 毎日6時間(1時間=45分)	毎週火曜日から金曜日 10:00～16:00 ※祝日及び12/25～1/4は休講 毎日6時間(1時間=45分)
員	30名	30名	30名
訓練場所	・エールネットワーク専門学校 (大阪市浪速区難波中3-8-17) ・各社会福祉施設	・A ¹ ワーク創造館 (大阪市浪速区木津川2-3-8) ・読売情報開発大阪 南森町教室 (大阪市北区東天満2-10-41 YFC会館内)	・A ¹ ワーク創造館 (大阪市浪速区木津川2-3-8)
主なカリキュラム	【学科】福祉サービスの基本的視点、ホームヘルプサービスに関する知識、介護に関する知識と方法、相談援助とケア計画の方法等 【実技】基本介護技術(緊急時対応法、車椅子への移乗等の介護、入浴の介護等)、介護実習、在宅サービス提供現場見学等	基本操作、日本語入力、インターネット&メール、ワード、エクセル、アクセス、パワーポイント、ネットワーク管理、Webページ製作等 【検定】ワープロ検定(3級)、表計算検定(3級)	日商簿記3級対策講座、パソコンの基礎、会計ソフト(弥生会計)、インターネット&メール、ワード、エクセル、アクセス
費用(実費相当分)	約11,000円(予定) (教科書代、健康診断料等)	約24,000円(予定) (教科書代、検定受験料等)	未定 (教科書代)

E) 平成16年3月現在での予定です。今後日程等を変更する場合があります。

委託訓練応募のフロー図



地域就労支援事業連携の委託訓練受講手続きについて

1 委託訓練の目的

この委託訓練は、市町村が実施する地域就労支援事業等において、働く意欲・希望を有しながら様々な阻害要因を抱え、雇用・就労を実現できないでいる就職困難者を支援する職業能力開発訓練のひとつです。

〔平成16年度の委託訓練は次の3科目です〕

- ① 福祉介護実務科 ② パソコン実務科 ③ パソコンビジネス科(仮称)

2 訓練の対象者は次のとおりです

働く意欲・希望を有しながら様々な阻害要因を抱え、雇用・就労を実現できないでいる方等です。(3科目とも年齢等不問)

3 受講費用

訓練にかかる受講費用は無料ですが、個人所有物となる教科書等の実費相当分や訓練場所までの交通費等は個人負担です。

4 応募から訓練受講まで

【地域就労支援センター設置の市町村】

① 受講を希望される方は、居住されている各市町村の地域就労支援センター、総合生活相談事業及び継続的相談援助事業の窓口で相談を受けます。

② 相談を受けられた方について、地域就労支援事業のケース検討会議等で当該訓練を受講することが適当か検討し、受講が適当とされた方については、居住地所管の公共職業安定所に入校願書を提出していただきます。

【地域就労支援センター未設置の市町村】

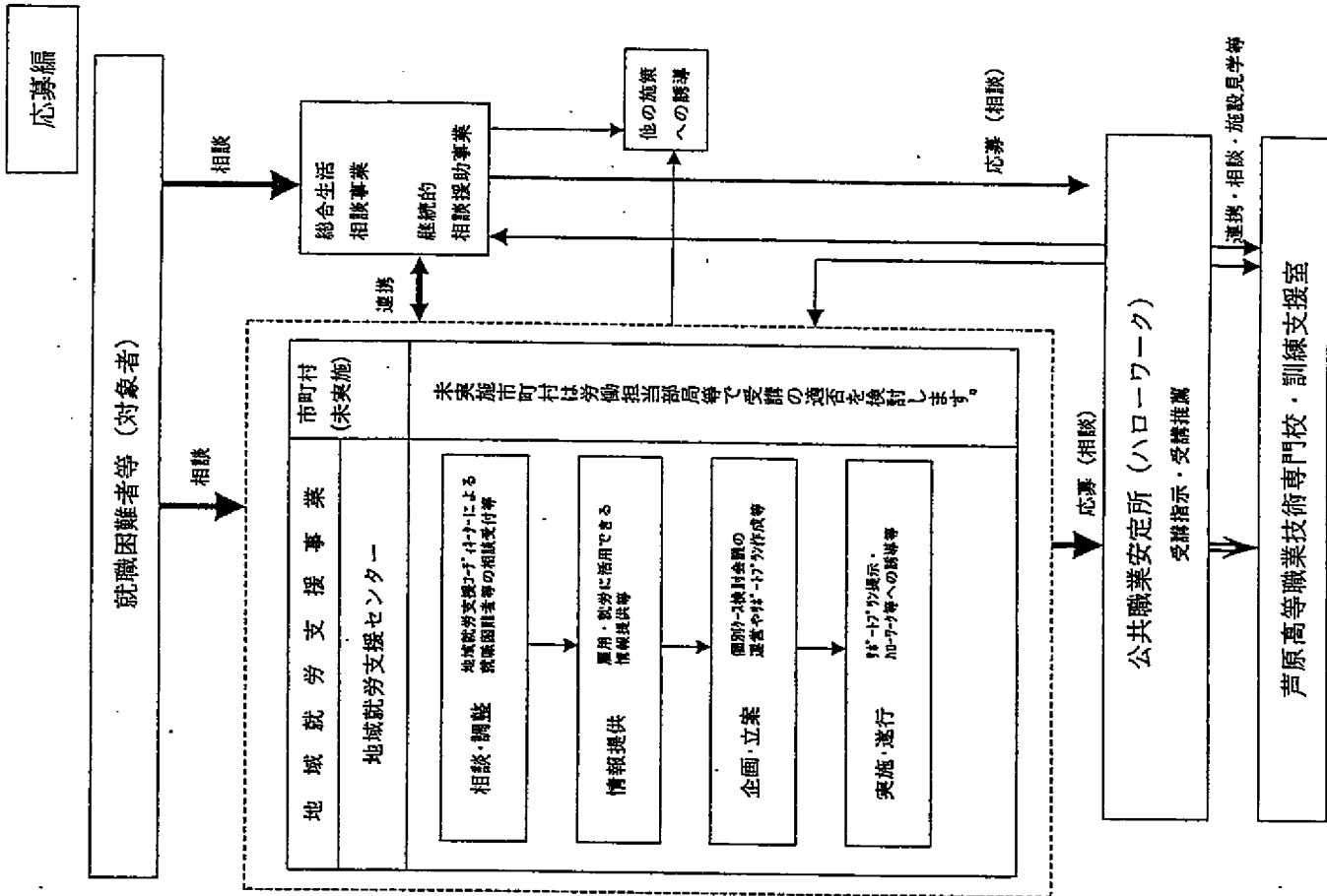
① 受講を希望される方は、居住されている各市町村の総合生活相談事業、継続的相談援助事業の窓口、市町村の労働担当等の窓口で相談をうけます。

② 相談を受けられた方について、総合生活相談事業・継続的相談援助事業のケース会議、又は市町村の労働担当等で当該訓練を受講することが適当か検討し、受講が適当とされた方については、居住地所管の公共職業安定所に入校願書を提出していただきます。

※障害者の相談者については、応募にあたって特に「相談者の障害程度が職業訓練を
受講するに支障がないか」、「相談者の健康管理に支障が生じないか」等の判断が必
要であるため、市町村(地域就労センター、福祉事務所等)、公共職業安定所、地域
障害者職業センター、保健所、精神保健福祉センター、芦原高等職業技術専門校と
連携を保ち、相談者の状況を的確に把握するとともに、情報の交換、相談を行い施
設見学等を行うなどの対応を行います。

5 訓練の受講場所について

入校された方の訓練場所は、①福祉介護実務科は民間専門学校、②パソコン実務科
及び③パソコンビジネス科(仮称)はAネットワーク創造館で訓練を受けます。



地域就労支援事業連携の委託訓練受講手続きについて

1 受講決定方法等

① ケース検討会議等で受講が適当と判断され、公共職業安定所で受講指示、または受講推薦を受けられた方の中から次の方法で選考します。

- ・ 応募者が定員内の場合は、全員受講できます。
- ・ 応募者が定員を超えた場合は抽選により受講決定します。
- ・ 抽選にもれた方は、次回訓練で優先受講できるようになります。

② 受講決定された方は、芦原高等職業技術専門校の生徒として、委託訓練を受けます。

2 訓練科目等(平成16年度予定)

① 福祉介護実務科

・ 訓練内容 社会福祉施設・病院及び在宅介護要員として活躍できる人材を育成します。

訪問介護員2級課程対応(ホームヘルパー2級)

- ・ 期 間 40日 約2か月
- ・ 訓練時間 約200時間(1H:50分) なお、訓練修了後に6日間の社会福祉施設での実習があります。
- ・ 定 員 90人(30人×3回)

・ 訓練開始時期

- 第1回 5月中旬～
- 第2回 10月中旬～
- 第3回 1月中旬～

② パソコン科

[パソコン実務科]

・ 訓練内容 パソコン操作及びOAソフトの活用を学び事務処理及び管理業務の効率化を習得します。

- ・ 期 間 51日 約3か月
- ・ 訓練時間 約300時間(1H:45分)
- ・ 定 員 30人(30人×1回)

・ 訓練開始時期

- 第1回 5月上旬～

[パソコン科(仮称)]

・ 訓練内容 職業に就くために必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を学びます。

- ・ 期 間 51日 約3か月
- ・ 訓練時間 約300時間(1H:45分)
- ・ 定 員 30人(30人×1回)
- ・ 訓練開始時期 第1回 10月中旬～

3 訓練受講状況把握

① 大阪府立芦原高等職業技術専門校は、委託訓練へ入校された生徒について、各委託先から訓練受講に関する情報の収集、委託先に訪問を行うなど、受講実態を把握するとともに、必要に応じて関係機関等との連携を図り、生徒の相談、指導を実施します。

② 生徒は委託先での問題について、地域就労支援センター等及び芦原高等職業技術専門校で直接相談を行うことが出来ます。

③ 芦原高等職業技術専門校及び能力開発課は、委託先と定期的または必要に応じて連絡会議を開催し、委託先との連携、委託先への指導を行い、より良い訓練環境の確保に努めます。

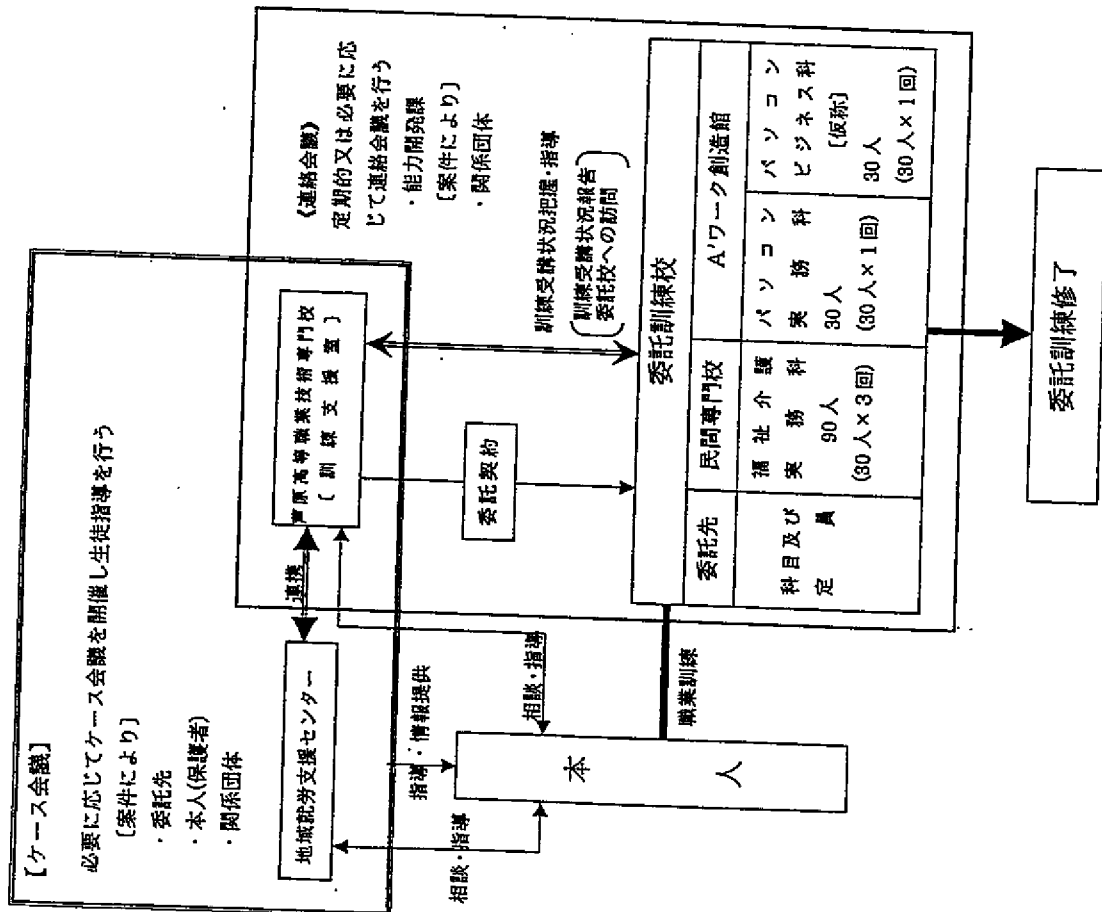
4 訓練期間中の支援措置

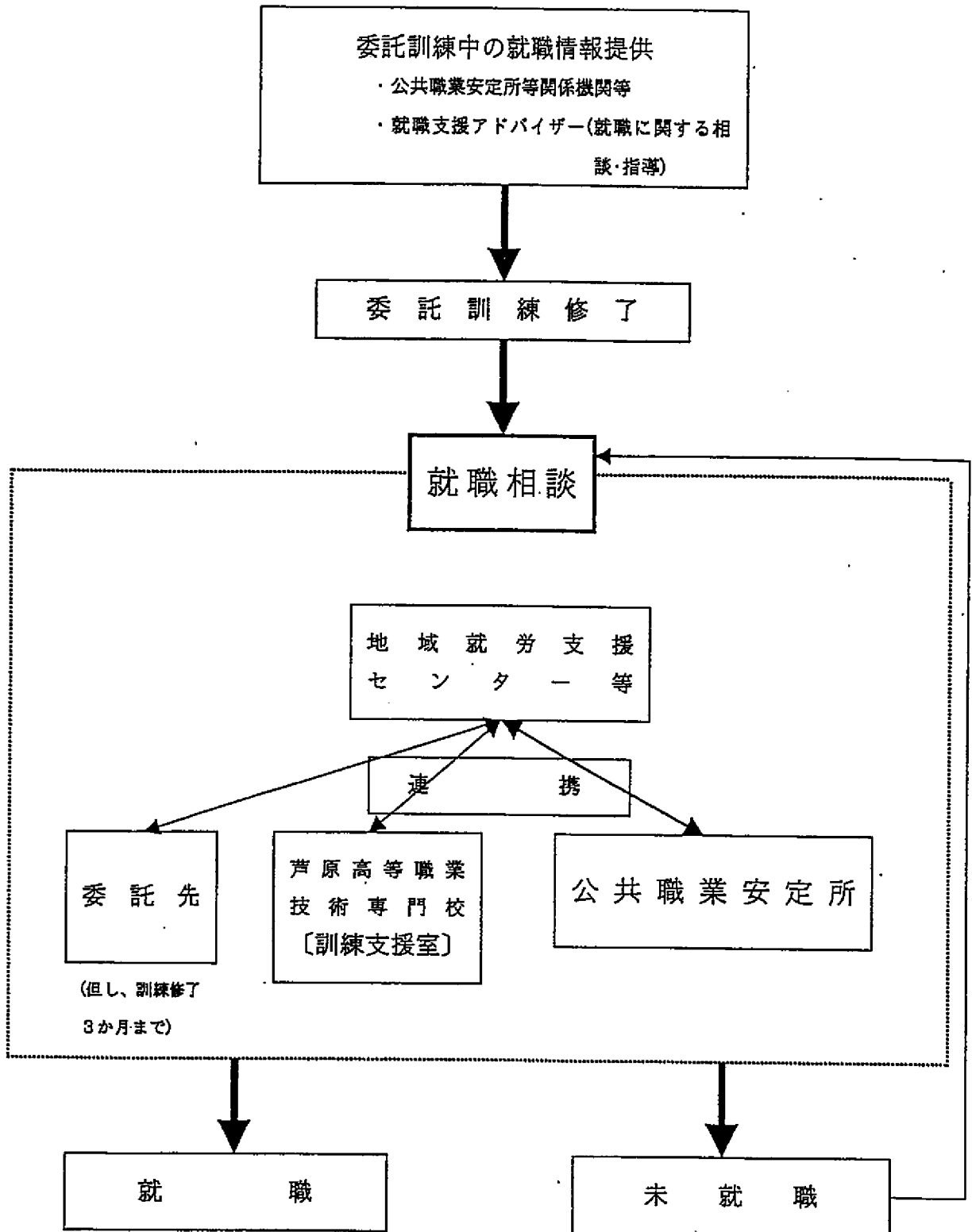
受講指示を受けて入校された方には、雇用保険の失業給付期間の延長、訓練手当の支給など、支援措置が適用される場合がありますので、相談時地域就労支援センター等及び公共職業安定所でご相談ください。

地域就労支援事業連携の委託訓練受講手続きについて

- 1 委託訓練中の就職情報提供
訓練を受講する前にいる地域就労支援事業での求職活動の継続はもとより、各委託訓練中にも、生徒からの就職相談を受けます。また、各種就職情報を提供します。
- 2 訓練終了後の就職相談について
訓練終了後は、修了生の居住地所管の公共職業安定所での就職あっせん相談、及び芦原高等学校技術専門学校(就職支援アドバイザー等)、委託先での就職相談を受けることができます。なお、受講相談を受けた地域就労支援センター(各市町村)においてもサポートをお願いいたします。

訓練期間中編





訓練生徒募集案内

(声原高等職業技術専門学校委託訓練)

この訓練は、市町村が実施する地域経済支援事業等において、働く意欲・希望が
ながら、雇用・求職を妨げるさまざまな障害要因を抱える就職困難者等（学歴、年
齢、性別は問いません。）を支援することを目的とした職業能力開発訓練です。
この訓練の受講を希望する方は、市町村の地域経済支援事業等を行っている窓口
にご相談ください。

募集科目	福祉介護実務科	パソコン実務科
募集定員	30名	30名
相談受付開始日	3月15日(月)	
願書提出締切日 (願書提出先)	4月7日(水) (各公共職業安定所)	
受講決定日時 (抽選日)	4月16日(金) 10:00~10:30 17:00~17:30	
入校日	5月10日(月) 9:00~ (入校式会場) エネットワ-ワ専門学校	5月7日(金) 10:00~ (入校式会場) A-ワーク創造館

※1 各公共職業安定所での受付時間は、平日(月~金曜日)の午前8時30分から午後5時までです。土曜日、日曜日及び祝日の受付は行いません。

応募手続

- 1 入校願書提出までに必要なこと
 - (1) 受講を希望される方は、居住する市町村の地域経済支援センター、総合生活相談事業、継続的相談援助事業、又は各市町村の労働担当の窓口で相談をすることが必要です。
 - (2) 相談の結果、訓練を受講することが適切であると判断された方が願書を提出することができます。相談結果は、相談を受けられた窓口から連絡します。
- 2 入校願書の提出方法
 - (1) 受講することが適切であると判断された方は、入校願書(様式第1号)に必要な事項を記入して写真を貼り、各市町村の相談を受けられた窓口へ提出します。その窓口で、必要事項の記入を受け、願書提出期限までに居住地を管轄する公共職業安定所へ提出してください(郵送による受付は行っておりません)。なお、応募できる科目は1つです。
 - (2) 公共職業安定所窓口で応募票をお渡ししますので、受講決定の通知があるまで保管しておいてください。

科目の概要

訓練内容	社会福祉施設・病院及び在宅介護員として活躍できる人材を育成します。 訪問介護員2級課程対応(ホームヘルパー2級)
訓練期間	平成16年5月10日(月)から平成16年7月2日(木) (約2か月・236時間(1時間=50分))
訓練場所	・エールネットワーク専門学校 (住所:大阪府浪速区難波中3-8-17) ・各社会福祉施設
訓練時間	毎週月曜日から金曜日 9:00~15:50 毎日6時間(1時間=50分) ※但し、社会福祉施設での学外実習については、施設により、土、日、祝日に行う場合があります。また、実習時間についても、施設により実習開始時間が異なる場合があります。
主なカリキュラム	〔学科〕福祉サービスの基本的視点、ホームヘルパーサービスに関する知識、介護に関する知識と方法、相談援助とケア計画の方法等 〔実技〕基本介護技術(緊急時対応法、車椅子への移乗等の介護、入浴の介護等)、介護実習、在宅サービス提供現場見学等
費用	約1,000円(教科書代、検定受験料等)

訓練内容	パソコン操作及びOAソフト活用を学び、事務処理及び管理業務の効率化を習得します。
訓練期間	平成16年5月7日(月)から平成16年8月4日(木) (約3か月・303時間(1時間=45分))
訓練場所	・A-ワーク創造館 (大阪府浪速区木津川2-3-8) ・滋潤情報開発大阪 南浪町教室 (大阪府北区東天満2-10-4) YFC会館内)
訓練時間	毎週火曜日から金曜日 10:00~16:00 毎日6時間(1時間=45分)
主なカリキュラム	基本操作、日本語入力、インターネット&メール、ワード、エクセル、アクセス、パワーポイント、ネットワーク管理、Webページ制作等 〔検定〕ワープロ検定(3級)、簿記検定(3級)
費用	約24,000円(教科書代、検定受験料等) ※但し、検定料金改定などで金額が必要になる場合があります。

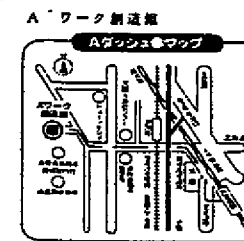
受講者決定方法

応募者が定員に達しない場合は、応募者のすべてを受講者とします。(その場合は、抽選日までにお知らせします。) 定員を超過した場合は、声原高等職業技術専門学校で公開抽選により受講者を決定します。結果は応募者全員に郵送でお知らせします。
※平成15年度第2回募集で福祉介護実務科の満員となった方については優先的に受講していただけます。なお、この場合においても抽籤手続を再行する必要があります。(但し、満員となった方で一度受講をキャンセルされた方は、優先の対象外となります。)

訓練期間中の必要経費など

- 1 訓練にかかる受講費用は無料ですが、教科書や資格検定受験料、及び福祉介護実務科で必要な検定診断に係る経費などの実費が入校時に必要です。(1821191111)
- 2 公共職業安定所からの受講指示を受けて入校された方には、雇用保険の失業給付期間が延長されるなど課税措置が適用される場合もあります。この場合は、各市町村及び公共職業安定所の相談窓口にてその旨を必ず伝えてください。

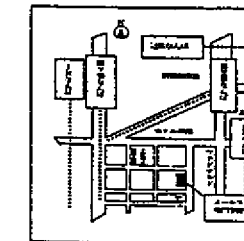
訓練場所



お問い合わせ

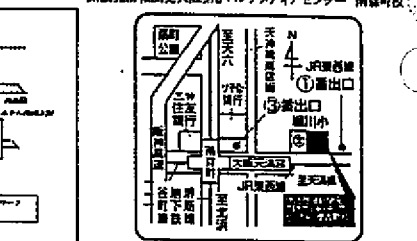
■大阪府商工労働能力開発課公共訓練グループ
〒540-8570 大阪市中央区大平筋2丁目
電話 06-6941-0351 内線2843・2844
FAX 06-6944-8763
■大阪府立声原高等職業技術専門学校
〒556-0027 大阪府浪速区木津川2-3-15
電話 06-6561-5383
FAX 06-6561-5318

エールネットワーク専門学校



地下鉄難波駅より徒歩5分
南港線東区より徒歩3分
近鉄難波駅より徒歩7分

相談実施機関大阪第2マルチメディアセンター 南浪町校



地下鉄南港線・谷町線南港駅より徒歩3分
JR東西線大塚天満宮より徒歩30秒

ハローワーク(公共職業安定所)一覧

※各市町村の相談窓口で相談をされた後、入校願書は居住地を管轄する公共職業安定所へ提出してください。

安定所名	所在地	電話番号	もよりの駅	管轄区域
大阪東	〒540-0011 大阪市中央区島人通2-1-36 ビックビル1F-3F	06-6942-4771	地下鉄 谷町4丁目駅	中央区(四区)、東区、天王寺区、城東区、鶴見区、生野区
御田(ワザワザ)	〒530-0847 大阪府北区西天満6-3-18 御田ステートビル内	06-5387-0991	地下鉄 南島町駅・御田駅・東天満駅・南島町駅・JR大塚駅、JR東西線 北新地駅・大阪支店営業	北区、豊島区、旭区、此花区、福島区、西成川区
大阪西	〒552-0011 大阪市東淀川区南1-2-24	06-6582-5271	JR東横線・地下鉄 大塚駅、地下鉄 九条駅	西区、浪速区、旭区、大塚区、中央区(浪速区)
阿倍野	〒545-0804 大阪市阿倍野区文の里1-4-2	06-6628-5851	JR阪和線 泉原駅、地下鉄 文の里駅・阿倍野駅	阿倍野区、西成区、住吉区、平野区、住之江区、住吉東区
淀川	〒532-0024 大阪市淀川区十三町3-4-11	06-6302-4771	阪急線 十三駅	淀川区、成川区、吹田区
船場	〒537-8685 大阪府東淀区7-6	06-6782-4221	近鉄奈良線 南内水加駅	東淀川区、八尾市
堺	〒594-0028 堺市三原ヶ丘南半通152 堺7 JALビル5F	072-238-8301	南海高野線 堺東駅	堺市
岸和田	〒595-0826 岸和田市岸和田1264	0724-31-5541	JR阪和線 岸和田駅、南海本線 岸和田駅	岸和田市、貝塚市
池田	〒543-0858 池田市池田町12-9	072-781-2595	阪急宝塚線 池田駅	池田市、池田市、箕面市、五條市
泉大津	〒595-0825 泉大津市池田町22-9	0725-32-5181	南海本線 泉大津駅	泉大津市、柏原市、高石市、泉北郡
河内柏原	〒582-0802 柏原市宝島町1-22	0729-72-0881	JR大和路線 柏原駅、近鉄大和線 宝島駅	柏原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
枚方	〒573-0827 枚方市大塚町2-9-21	072-841-3383	京阪本線 枚方南駅、京阪交野線 宮之阪駅	枚方市、藤田川市、交野市
泉佐野	〒598-0007 泉佐野市上町2-1-26	0724-62-0566	南海本線 泉佐野駅	泉佐野市、泉南郡、阪南郡
深木	〒567-0885 深木市深木町1-12	072-623-2561	JR東海道 深木駅、阪急京阪線 深木駅	深木市、深木市、鹿野市、三島郡
河内長野	〒568-0025 河内長野市南河内町7-2	0721-53-3081	南海高野線・近鉄長野線 河内長野駅	河内長野市、三島市、大阪狭山市、河内長野市
門真	〒571-0045 門真市門真町5-4 守口門真工業団地4階	06-6906-6821	阪神本線・大阪モノレール 門真駅	守口市、大生町、門真市、西成区

社団法人 おおさか人材雇用開発人権センター

〒556-0028 大阪市浪速区木津川2丁目3番8号

「A'ワーク創造館」内

TEL 06(6567)6868 代表

FAX 06(6567)6886
